

**令和4年度前期
DV相談プラス事業における相談支援の分析
に係る調査研究事業**

報告書

令和5年3月

株式会社 リベルタス・コンサルティング

目次

第1章 調査研究実施要領	1
1-1. 調査目的.....	1
1-2. DV相談プラス事業の概要	1
1-3. 実施項目・内容.....	6
1-4. 分析に活用したデータとその特徴	10
1-5. 留意事項.....	14
1-6. 用語・略称の一覧	15
第2章 調査分析結果と考察	16
2-1. DV相談プラスの利用状況	16
2-2. DV相談プラスの利用者の特性	73
2-3. DV相談プラスの相談内容の特性・傾向.....	96
第3章 DV相談プラス事業の効果と課題等.....	115
3-1. 調査分析結果の考察	115
3-2. DV相談プラス事業の効果	120
3-3. DV相談プラス事業の課題	122
第4章 おわりに——有識者検討会の見解.....	125
付属資料——各種分析.....	136
付-1. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響	136
付-2. DV相談の構造分析 ～共起ネットワーク分析～	140

第1章 調査研究実施要領

1-1. 調査目的

新型コロナウイルス感染拡大問題に起因して、生活不安・ストレスから、配偶者による暴力（DV）等の増加・深刻化が懸念されたことを受けて、DV 被害者に対して、24 時間対応の電話相談、SNS・メール相談、10 言語に対応した外国語相談等の相談支援に加え、被害者の安全を確保し社会資源につなげるための同行支援、緊急保護等の支援を、総合的に提供する「DV 相談プラス」が令和 2 年 4 月に開始された。

本事業では、DV 相談に関する有識者による検討会を設置し、令和 4 年度の前期（令和 4 年 4 月～9 月）において DV 相談プラスに寄せられた相談事例について分析を行い、今後の DV 対策の施策の充実に活かすとともに、DV 相談プラスの相談体制等を検証することを含めた調査研究を行い、その効果や課題を明らかにする。さらに全国の地方公共団体への調査結果の還元等を通じて、被害者支援の更なる充実につなげることを目的とする。

1-2. DV相談プラス事業の概要

DV 相談プラスでは、DV 被害者に対し、①24 時間対応の電話相談、②オンライン・チャット（SNS）相談、③メール相談、④外国語（10 言語対応）による相談、⑤同行支援や緊急保護等の支援を、総合的に提供している。

図表 1-1 DV 相談プラスのトップページ

Language | 日本語

Facebook Twitter

DV相談プラス

DVのお悩み、ひとりで抱えていませんか？

あなたが配偶者やパートナーから受けている様々な暴力（DV）について、専門の相談員が一着に考えます。
「これってDVかな？」「暴力を振るわれている」「今すぐパートナーから逃げたいけどどうしたらいいの？」「自分だけでなく子どもたちのことも心配」など、どんなご相談もお気軽にご連絡ください。

なお、「DV相談ナビ」(#8008 (はれば))でも相談を受け付けています。最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。
お急ぎの相談については、こちらにご連絡ください。

専門の相談員が対応
 365日相談対応
 24時間電話対応
 10か国語対応（チャット）

*くわしいお話を聞きました上で、相談員が必要だと判断した場合は、面談、同行支援などの直接支援、安全な居場所の提供を実施します

1) 電話相談

- 24 時間対応、全国一律フリーダイヤル（無料）。
- 日本語のみ対応。
- 電話対応は東京だけではなく、全国で行っている。
- 同時並行で関連する情報を確認しつつ、適切な判断を行いながら会話を続けるため、1

つの電話回線に対し2名体制で受けている。

- 非常に深刻で緊張する内容の電話を1名で長時間対応しつづけると相談員の二次受傷やバーンアウト（燃え尽き）を起こす可能性があるため、一定時間で区切り、シフトを組み相談員が交代するようにしている。
- 電話相談の記録は専用システム上で行っており、1件1件相談票入力を行っている。
- 日本各地にコーディネーターがおり、遠隔で対応している。コーディネーターのメーリングリストや各コーディネーターの連絡先が相談員に示されており、緊急時の対応やつなぎ支援等の依頼を行うことができる。

2) オンライン・チャット(SNS)相談

- SNSは電話相談をためらってしまう相談者にとって「安心して相談しやすいツール」として位置付けられている。
- 通常のSNSアプリケーションを使わず、オンライン・チャット形式のシステムを使用。
- 受付時間は12時～22時。
- 相談内容をパートナー等から見られる可能性もあることから、相談者の安全を確保するためにも、相談が完了した時点（相談員、相談者双方が終わりとした時点）で相談内容が相談者側の端末に残らない仕組みとなっている。
- 相談員が相談者と1対1でトークを行うが、相談対応については複数名の相談員で共有しながら「チーム対応」している。困難事例等の場合は、コーディネーターが連携して対応を行う。
- 深刻なケースの場合には長時間対応になることもあるため、相談を希望する全員に対応することが困難な場面もある。
- 緊急性の高いものについては、通話に切替えて対応。必要に応じて、同行支援等のつなぎ対応を実施している。
- 相談記録はチャットシステム内にある相談受付票（電子カルテ）に入力する。

【参考：相談の流れ】

- a. 相談者がウェブサイトのQRコードからアクセス
 - b. 相談受付の画面から「ニックネーム（任意）」、「年代（任意）」、「性別（任意）」、「エリア（任意）」、「メールアドレス（必須）」の情報を入力して送信
 - c. システムより相談者が入力したメールアドレスへ受付番号と相談用URLを送付*
 - d. 相談者はURLからチャットルームにアクセスし、相談員とやり取り開始
 - e. 相談終了後、終了メッセージとアンケートが送信され終了（アンケート回答は任意）
- *いたずらや加害者を排除するため（相談者の安全性を考慮）

3)メール相談

- 24 時間受付。
- 相談者の主訴や質問に応じて、情報提供を目指した対話や提案等の助言を行う。
- 返信メールの送信までに3段階のチェック（相談員（1名）が回答文案を作成⇒別の相談員（1名）が回答文案をチェック⇒最終的に専門的な有識者がメール本文をチェック）を経てから送信する。
- 受け付けたメールは、最初にコーディネーターが確認をし、緊急度を把握する。緊急度が高い場合は SNS や電話相談に誘導を行う。
- メール相談においても上記のような丁寧な対応ができる体制をとっている。

【参考：相談の流れ】

- a. 相談者がウェブサイトからアクセス
- b. 受け付けたメールをコーディネーターが確認
- c. 相談員が回答文案を作成
- d. 別の相談員が回答文案を確認
- e. 専門的な有識者が回答文案を最終確認
- f. 返信（1週間以内の返信が基本）

4)外国語相談

- 外国語相談は基本はオンライン・チャット（SNS）相談のみとしているが、場合によっては電話やメールでの対応も行っている（入口はオンライン・チャット（SNS）相談）。
- 24 時間受付。
- 対応言語は以下の 10 言語。
英語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、タイ語、
ネパール語、スペイン語、ベトナム語、中国語、インドネシア語
- それぞれの言語が話せ、専門スキルを持った相談員が 10 名おり、通訳を介すことなく寄り添った支援を行っている。

【参考：相談の流れ】

- a. 相談者が言語を選択し、ウェブサイトの QR コードからアクセス
- b. 相談受付の画面から「ニックネーム（任意）」、「年代（任意）」、「性別（任意）」、「エリア（任意）」、「メールアドレス（必須）」の情報を入力して送信
- c. 相談者は URL からアクセスし、相談員とやり取り開始
*対応言語で連絡

5)同行支援、緊急保護等の支援

- 「つなぎ支援」は、相談員から相談事案がコーディネーターに引き継がれ、コーディネーターが相談者の安全を考慮しながら電話等で折り返し連絡を行って状況を確認し、相談者がいる各地域の支援者・支援機関等に連絡をとって確実につなげる動きのことである。
- 「つなぎ支援」では、電話や面談による支援のほか、同行支援、宿泊支援が行われている。すぐに既存の支援機関等につなぐことができないが、家を出る必要があるようなケースは、各地の相談員や DV 相談プラスへの協力団体が面談・同行し（外国語が必要な場合は通訳の支援も行い）、いったんホテルや民間支援機関に滞在しながら「つなぎ」完了まで対応することも支援内容に含まれている。
- コーディネーターはまずは公的機関（婦人相談所等）へつなぎ、必要に応じて民間シェルター等へつなぐ。
- 地方公共団体の場合、時間の制約等があるが、DV 相談プラスは地方公共団体の開設時間等に対応ができなかった人を支援することにもつながっている。

【参考：「つなぎ」のフローチャート】

- a. 各電話・SNS・メール相談員より「ケースのつなぎ」連絡がその日の担当コーディネーターに入る
- b. コーディネーターより婦人相談所等、地域の支援機関の連携者に対応を依頼
- c. 地域の支援機関の連携者は、相談者とオンライン面談、電話、直接面談等を行い、詳しい状況を確認
- d. 地域の支援機関の連携者が、民間協力団体、コーディネーター等と連絡し、同行支援等の対応を指示
- e. 地域の支援機関の連携者は、対応結果をコーディネーターへ報告。終了後は実施報告書を提出し、コーディネーターが報告書を確認

DV 相談プラスは全国一律相談事業であり、全国各地からの相談を受けることができる。DV 被害者の支援は、各地域で相談員が面談・同行し、シェルター等に一時保護する、警察が対応する、医療や司法の支援を行う等の対面での直接支援によって行われるものや、匿名による電話相談を入口として、事案の内容によって関係機関によるケースワークが必要な場合は地方公共団体の所管部署・機関につなぐもの等があるが、DV 相談プラスのような、電話等でのいわゆる「遠隔」相談ではそうした援助はできない。現在、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV 防止法」という。）等に基づき、各都道府県に1～複数箇所の配偶者暴力相談支援センター（以下、「配暴センター」という。）があり、さまざまな方法で支援を担っている。そこで DV 相談プラスの目的

は、第一義的にはこれら各地域の配暴センターや警察、地方公共団体の相談支援担当等の、継続的な支援ができる既存の支援機関に相談者をつなぐこととし、その前段階の悩みの傾聴・気持ちの整理の援助、支援・解決方法の提案と支援機関の紹介等を行うこととしている。

しかし、電話相談、オンライン・チャット（SNS）相談、メール相談等において傾聴、助言し終了するだけではリスクが高い一部の緊急・困難ケースについては、直接支援（以下、「つなぎ支援」という。）を行うこととしている。「つなぎ支援」とは、相談員から相談事案がコーディネーターに引き継がれ、コーディネーターが相談者の安全を考慮しながら電話等で折り返し連絡を行って状況を確認し、相談者がいる各地域の支援者・支援機関等に連絡をとって確実につなげる動きのことである。「つなぎ支援」では、電話や面談による支援のほか、同行支援、宿泊支援が行われている。すぐに既存の支援機関等につながるができないが、家を出る必要があるようなケースは、各地の相談員やDV相談プラスへの協力団体が面談・同行し（外国語が必要な場合は通訳の支援も行い）、いったんホテルや民間支援機関に滞在しながら「つなぎ」完了まで対応することも支援内容に含まれている。なお、この「つなぎ支援」において、新型コロナウイルスの感染防止や遠隔であることを考慮してオンライン面談という方法もとることとしている。

いずれの相談においても、ケースは、「つなぎ支援」として、相談員から相談事案がコーディネーターに引き継がれる。

1-3. 実施項目・内容

1) DV相談プラス相談業務に係る検討会の運営

DV 相談プラスにおける相談事例及び DV 相談プラスの体制、今後の方向性等について、専門的見地から助言をいただくため、有識者検討会（以下、「検討会」という。）を設置・運営した。検討会では、DV 相談プラスの相談に関するデータの分析に関する検討・議論のほか、DV 相談プラス事業受託団体である社会的包摂サポートセンターへのヒアリングを行った。

検討会委員には、DV に関する専門的知見のある有識者 5 名を選定し、計 3 回の検討会を以下の要領で実施した。また、第 1 回検討会には、参考人として、社会的包摂サポートセンターから事務局長及びコーディネーターの参加をいただいた。

検討会では、後述の DV 相談プラスの利用状況等に関する定量・定性分析に関する考察、DV 相談プラス事業の効果と課題の考察等を実施した。

図表 1-2 検討会委員（五十音順）

区分	氏名	所属・役職
委員長	納米 恵美子 氏	特定非営利活動法人 全国女性会館協議会 代表理事
委員	田中 美奈子 氏	京都府 家庭支援総合センター 所長
	濱田 智崇 氏	京都橘大学 健康科学部心理学科 准教授 カウンセリングオフィス天満橋 代表
	松村 歌子 氏	関西福祉科学大学 健康科学科 教授
	山本 千晶 氏	フェリス女学院大学 国際交流学部 准教授
参考人	遠藤 智子 氏	一般社団法人 社会的包摂サポートセンター 事務局長
	大石 由美子 氏	同 DV 相談プラス コーディネーター
	清水 圭美 氏	同 DV 相談プラス コーディネーター

図表 1-3 検討会実施内容

検討会	実施年月日	主な議事
第 1 回	2022 年 12 月 23 日 (金) 17:00~19:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ R4 前期 DV 相談プラス相談状況等（定量分析進捗報告）に関する報告 ・ 社会的包摂サポートセンターへのヒアリング
第 2 回	2023 年 2 月 10 日 (金) 15:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定性分析に関する討議 ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響と DV 相談の構造分析 ・ DV 相談プラス事業の効果と課題

第3回	2023年3月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有識者検討委員の見解に関する討議 ・ 報告書（案）の内容精査
-----	-----------	---------------------------------------------------------------------------------------------

※第1、2回はオンライン開催、第3回はメール開催。

2)DV相談プラスにおける相談内容の調査分析及びとりまとめ

DV相談プラスにおける相談状況、相談者及び相談内容の特徴や傾向、DV相談プラスの効果・課題、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等について分析ととりまとめを行った。

(1)DV相談プラスの利用状況、相談者の特性、相談内容の特性・傾向に関する分析(定量分析)

電話相談、オンライン・チャット（SNS）相談、メール相談、外国語相談の相談手段別の相談状況、相談者特性、相談・支援内容の特性・傾向について、ローデータ、相談記録データを用いて集計・分析を行った（定量分析）。分析項目を下表に示す。

調査分析の対象は、令和4年度前期（令和4年4月～令和4年9月）に受け付けた相談に係るデータとし、クロスセクションデータについては令和3年度前期（令和3年4月～令和3年9月）、タイムシリーズデータについては令和3年10月～令和4年9月におけるデータとの比較を行った。

図表 1-4 分析項目

分野	分析項目
DV相談プラスの利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体像（相談対応件数、相談手段別内訳） ・ 電話相談（入電・受電数、相談時間、相談日時、相談の特徴） ・ オンライン・チャット（SNS）相談（相談・対応件数、投稿回数、相談日時、複数回相談件数、相談時間、相談の特徴） ・ メール相談（相談件数、相談日時、相談の特徴） ・ 外国語相談（相談件数、相談言語、相談の特徴） ・ 直接支援につなげた相談（支援件数、相談手段、相談者の年代、支援内容、相談の特徴）
DV相談プラスの相談者の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県別 ・ 相談者属性、性別、年代、婚姻状況、同居している子どもの有無、就労・就学状況、経済状況、情報入手経路 ・ 男性からの相談（相談件数、相談日時、都道府県別、相談の特徴）
DV相談プラスの相談内容の特性・傾向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談テーマ ・ 一番困っている相談テーマ（全体像、年代・婚姻状況・子どもの有無・時期・相談時間帯との関係） ・ オンライン・チャット（SNS）相談におけるアンケート調査（相談しやすさ、相談への対応、今後の利用継続意向）

(2)事例分析(定性分析)

電話相談、オンライン・チャット（SNS）相談、メール相談、外国語相談の相談手段別に相談事例を抽出し、相談記録・内容を読み込んだ上で、その特徴や傾向を分析した（定性分析）。分析項目を下表に示す。

図表 1-5 分析項目

分野	分析項目
電話相談	<ul style="list-style-type: none">・ 10代・20代からの電話相談の特徴・ 30代以上からの電話相談の特徴
オンライン・チャット（SNS）相談	<ul style="list-style-type: none">・ COVID-19の影響・ 性的DVを含む相談・ 10代・20代からのSNS相談の特徴・ 30代以上からのSNS相談の特徴
メール相談	<ul style="list-style-type: none">・ 全体感・ 10代・20代からのメール相談の特徴・ 30代以上からのメール相談の特徴・ 相談手法の多様化の必要性
外国語相談	<ul style="list-style-type: none">・ 相談言語について・ 相談内容及び対応について・ 電話相談
直接支援につなげた相談	<ul style="list-style-type: none">・ つなぎ支援の意義・ つなぎ支援の状況・ 相談後の対応
男性からの相談	<ul style="list-style-type: none">・ 全体的な特徴・ 男性のDV被害者からの相談・ 男性のDV加害者からの相談・ 相談対応について

(3)DV相談プラス事業受託団体へのヒアリング

DV 相談プラスの利用状況・相談者特性・相談内容等の詳細や、DV 相談プラス事業の効果・課題の検討等を目的に、DV 相談プラス事業の受託団体である社会的包摂サポートセンターへのヒアリングを行った。

ヒアリングは、検討会における同センター事務局長及びコーディネーターとのディスカッション形式により実施した。

3)調査報告書の作成

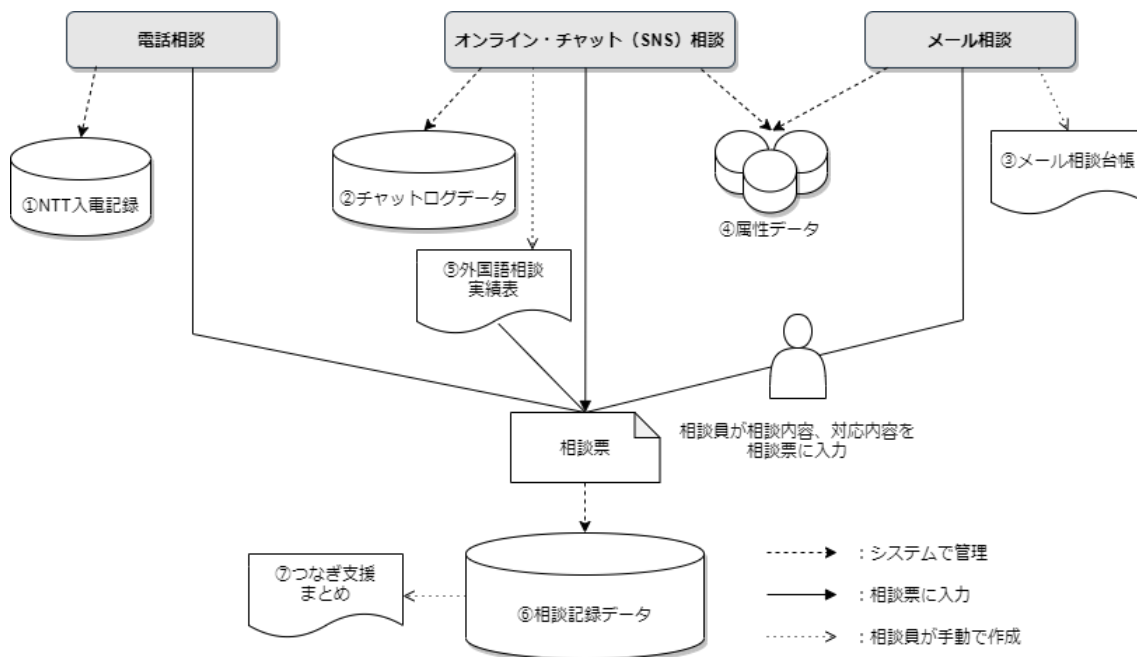
DV 相談プラスの定量・定性調査及び検討会委員における調査分析結果等に対する分析評価の内容等を取りまとめた報告書を作成した。

1-4. 分析に活用したデータとその特徴

1) データの種類・構成

本調査で活用したデータの種類・構成は以下のとおり。

図表 1-6 データの種類・構成



データの種類	データ構成
①NTT 入電記録	NTT により記録されている入電数、受電数、平均通話時間のデータ。
②チャットログデータ	オンライン・チャット (SNS) 相談でチャットルームに投稿されたメッセージのログデータ。
③メール相談台帳	DV 相談プラスのメールフォームより投稿されたメール (ご相談受付画面で入力した内容) を担当の相談員が台帳にまとめたもの。
④属性データ	DV 相談プラスの相談受付画面で入力した内容、相談日時、ID 等が格納されたデータ。
⑤外国語相談実績表	各種外国語相談の相談内容と対応内容を相談員がまとめたもの。
⑥相談記録データ	相談内容と対応内容を入力した相談票が格納されたデータ。
⑦つなぎ支援まとめ	つなぎ支援を実施した相談の相談内容と、実施した支援内容を相談員がまとめたもの。

なお、⑥相談記録データは定期的に内容の確認・修正が行われていることや、同一相談者から新しい相談があった際、過去の相談票を更新する形で入力する場合があることから、過去データも随時更新されている。本定量分析では令和4年5月分：6月4日時点、6月分：7月7日時点、7月分：8月7日時点、8月分：9月2日時点、9月分：10月2日時点の相談記録データを用いて分析を行った。

2) 定量分析に活用したデータ

令和4年度前期（令和4年4月～令和4年9月）及び比較対象として、クロスセクションデータについては令和3年度前期（令和3年4月～令和3年9月）、タイムシリーズデータについては令和3年10月～令和4年9月における①～⑦のデータを分析に使用した。

②チャットログデータと⑥相談記録データについては以下のデータ修正作業を行い、修正後のデータを分析に用いた。

②チャットログデータ

チャットログデータは、相談のやり取りとメッセージ投稿日時が記録されたものであり、必ずしも相談開始日時が記録されているものではない（最初のメッセージ投稿者が相談員だった場合、相談員がやり取りを開始した日時のみ取得可能）。相談者から相談があった日時（相談者がチャットルームを生成した日時）で分析を行うため、修正が可能な相談のみ、④属性データを用いてデータを修正した。

⑥相談記録データ

相談手段別、都道府県別の分析に際し、現状の相談記録データにおいては、相談手段、都道府県が空欄となっているケースが多い（相談業務の中で把握できた場合のみ記載することとなっている）。そのため、④属性データを用いて相談手段と都道府県情報を補完入力した。

また、相談日時の分析に際し、現状の相談記録データに記載されている日時は、相談員が相談票の作成を開始した日時である（特に、オンライン・チャット相談やメール相談について、相談者とのやり取りがなされた日時と相談票作成日時が乖離するケースがみられた）。相談者から相談があった日時での分析を行うため、可能な相談票については、下表「相談日時」欄に記載した方法で、相談日時に修正を行った。

なお、1つの相談に対し複数の相談票が存在している場合、記載されている項目が少ない相談票を除外した。

また、⑥相談記録データにおいては、令和4年度前期（令和4年4月～令和4年9月）データにのみこれらの修正を行っている。令和4年3月以前のデータにおいては前回調査で修正したデータを使用している。

図表 1-7 相談記録データ修正項目

修正項目	修正内容
相談手段	1度しかDV相談プラスを利用していない相談者の場合、④属性データに記載されている相談手段に置き換え。 ※電話相談の場合、相談者を特定できないため、頻回者であっても全て1回目の相談とみなす。
都道府県	④属性データを用いて都道府県データで補完。
相談日時	修正可能なものは相談開始日時（相談者から相談があった日時）に修正。 また、システム上同一人物とみなせる相談者が複数の相談手段を利用していた場合、最初に利用した相談手段の相談開始日時（下記で修正した日時）を採用。 メール相談：③メール相談台帳に記載されているメール受信日時を採用。 SNS相談：データ修正後の②チャットログデータの相談開始日時を採用。 電話相談：相談記録の作成開始日時を相談開始日時とみなす。

3) 定性分析に活用したデータ

(1) 電話相談

⑥相談記録データに下記処理を行った上で、10～20代、30代以上の2群からそれぞれ100件ずつを無作為抽出し、相談員が相談内容を聞き取り相談票に記入した文章を相談対象とした。

- ・ 相談手段が“電話”となっているものを抽出。
- ・ 年代が不明・空欄の相談票を除外。

(2) オンライン・チャット(SNS)相談

②チャットログデータと④属性データに対し下記処理を行った上で、10～20代、30代以上の2群からそれぞれ100件ずつを無作為抽出し、SNSでの相談のやり取り文章を調査対象とした。

- ・ 相談者のメッセージの文字数が合計100文字超のもの（100文字超のメッセージ＝何らかの相談がなされたものとみなした）を抽出。
- ・ 年代が不明・空欄の相談者のメッセージは除外。

(3) メール相談

③メール相談台帳と④属性データに対し下記処理を行った上で、10～20代、30代以上の2群からそれぞれ100件ずつを無作為抽出し、最初の相談メールの内容を調査対象とした。

- ・ メール相談台帳には同一人物からのメッセージが複数存在しているため、各メールからメール本文の文字数が最大のものを抽出。
- ・ 年代が不明・空欄となっている相談を除外。
- ・ 相談者のメッセージの文字数が100文字超のものを抽出。

(4)外国語相談

⑤外国語相談実績表と②チャットログデータ（⑤に記録されている相談者からのやり取り）、⑥相談記録データ（⑤に記録されている外国語電話相談の内容と対応記録）に記録された相談全件につき、オンライン・チャット（SNS）相談については相談のやり取り文章を、電話相談については相談員が相談内容を聞き取り相談票に記入した文章を調査対象とした。

(5)直接支援につなげた相談

⑦つなぎ支援まとめと⑥相談記録データに記録された、直接支援につなげた相談全件につき、電話相談については相談員が相談内容を聞き取り相談票に記入した文章を、オンライン・チャット（SNS）相談については相談のやり取り文章を、メール相談については最初の相談メールの内容を調査対象とした。

(6)男性からの相談

⑥相談記録データに下記処理を行った上で、10～20代、30代以上の2群からそれぞれ100件ずつを無作為抽出し、電話相談については相談員が相談内容を聞き取り相談票に記入した文章を、オンライン・チャット（SNS）相談についてはSNSでの相談のやり取り文章を、メール相談については最初の相談メールの内容を調査対象とした。

- ・ 性別が“男性”となっているものを抽出。
- ・ 年代が不明・空欄の相談票を除外。
- ・ 都道府県・年代から目的外架電者と特定できる相談票を除外。

※10～20代は目的外架電者を全て除くと相談数が100件を下回るため、一部目的外架電者の相談も含めている。

1-5. 留意事項

本調査研究の分析に用いたデータは、DV 相談プラスの相談対応のために記録されたものである。そのため、調査分析をすることを目的に設計された記録票ではなく、相談者の支援のために必要な情報を相談員が記録するためのものであることから、データの解釈の際には以下の点に留意が必要である。

- 相談案件ごとに各項目の記録率が異なるため、集計結果の母数は項目ごとに異なる。
- システム上、同一人物と判定できる場合は、同じ相談票に記入する仕様となっている。
- SNS 相談とメール相談の両方で相談を行った場合、1 つの相談票に記載される場合がある。
- 基本的に 1 つの相談ごとに相談票が作成されているため、延べ件数での分析となるが、メール相談の場合 2 回目以降の相談（過去にメール相談を利用した相談者が再び DV 相談プラス HP のメールフォームから相談を投稿した場合）が 1 回目の相談票に記載される場合がある。
- 記録項目は、相談員が相談の中で把握できたものについて記録されており、必ず特定の項目を聞き出さなければいけないものではない。
- 上記 1-4. 2) の方法で、可能な相談票については、相談手段、都道府県、相談開始日時をより適したデータ修正作業を行ったが、全ての相談票で修正が行えたわけではない。

以上のような事情から、相談者の属性、相談テーマ、相談のあった曜日・時間帯といった項目については、記録のあるデータ及び修正作業を行ったデータを基に集計を行い、事例分析結果と併せて相談者の特徴やコロナ禍における DV 被害状況等を包括的に分析した。

なお、DV 相談の実態を把握するという目的から、集計の際は、極端に回答が少ない選択肢は「その他」にまとめる、未記録や不明瞭な回答は「記録なし」（欠損値）として扱う等の加工を適宜行った。

さらに、下記の要因等から、同一の項目であっても、以前の調査報告書（調査対象期間：R2 年度後期～R3 年度前期、R3 年度前期～R3 年度後期）に記載されている数値とは完全に一致しないことに留意されたい。

- 既述のように、相談記録データについては、経時とともに（例：同一相談者からの新しい相談が入るたびに）更新されるものであること
- 属性データが上書きされることで、データの置き換えができない相談票が一部でてくること

1-6. 用語・略称の一覧

本報告書では、以下の通り用語や略称の統一を図る。

図表 1-8 用語・略称一覧

本報告書での表記	正式名称・意味等
DV	配偶者等からの暴力
配暴センター	配偶者暴力相談支援センター
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス
オンライン・チャット	オンライン上で、リアルタイムに会話（文字でのやり取り）をする仕組み ※DV 相談プラスにおいては、LINE 等の常時接続されているメッセージアプリケーションを用いるのではなく、相談者ごとに 1 回限りの専用のチャットルームを作成し、その上で相談者と相談員がやり取り（チャット）をする仕組みとなっている
メール	電子メール
つなぎ支援	全国各地の関係機関と連携し、相談者の直接支援につなげる対応

第2章 調査分析結果と考察

2-1. DV相談プラスの利用状況

本調査対象期間である令和4年度前期（令和4年4月～令和4年9月。以下「R4年度前期」という。図表の中では短縮して「R4前期」と記す。）の利用状況は、以下のとおり。

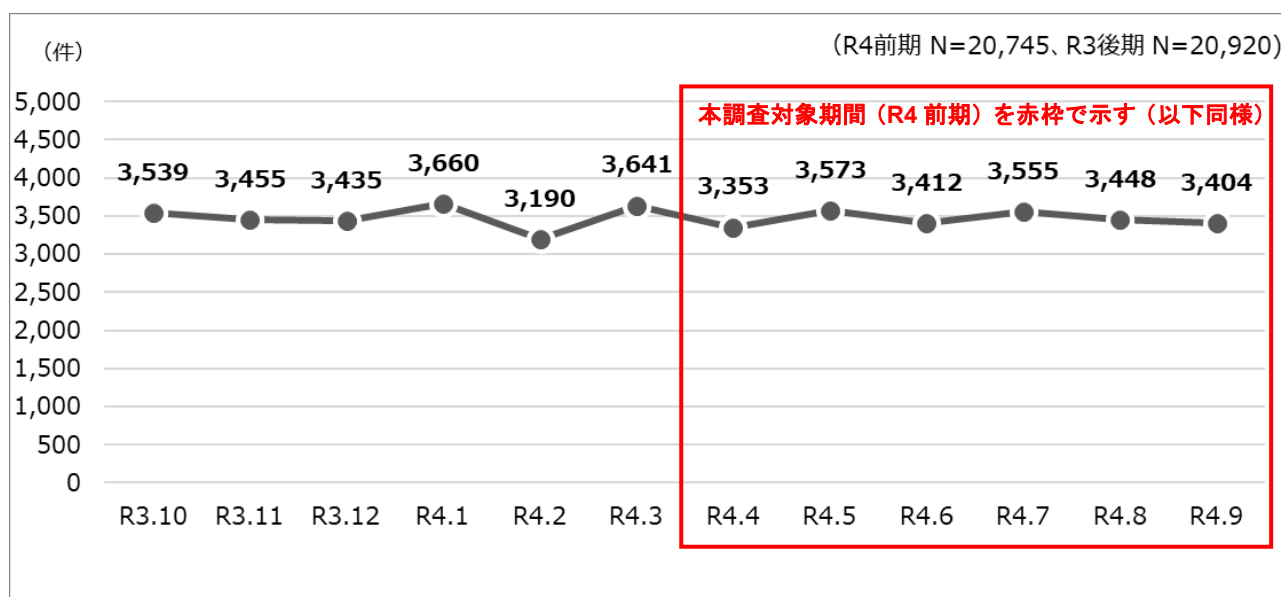
1)全体像

DV相談プラスの全体像を把握するため、DV相談プラスの相談記録データ（相談票）及び属性データを用いて分析を行った。

(1)相談対応件数

R4年度前期の相談対応総件数（寄せられた相談に対応できた件数）は20,745件であり、R3年度後期と比較してさほど変わっていない。月別の対応件数はおよそ3,300～3,500件程度で、同水準で推移している。

図表 2-1 月別相談対応件数の推移



月別に1日当たりの平均相談対応件数をみると、およそ110件台で推移している。

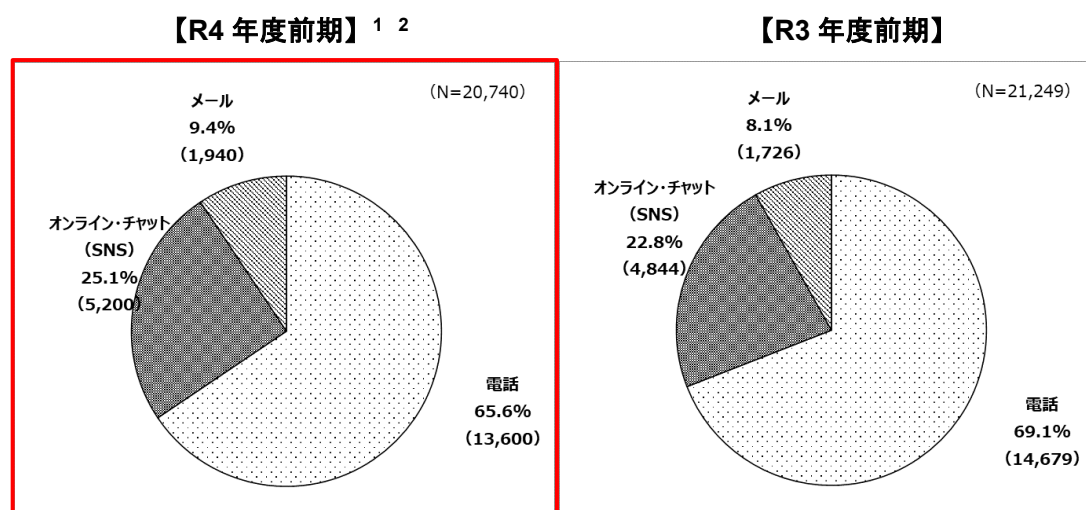
図表 2-2 月別1日当たり平均相談対応件数の推移

R3後期						
	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3
平均相談対応件数	114.2件	115.2件	110.8件	118.1件	113.9件	117.5件
R4前期						
	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9
平均相談対応件数	111.8件	115.3件	113.7件	114.7件	111.2件	113.5件

(2)相談手段別内訳

相談対応件数について相談手段別内訳をみると、R4年度前期も電話が最も多く、全体の65.6%（13,600件）を占めている。R3年度前期と比較して、オンライン・チャット（SNS）とメール相談の比率が若干増加している（オンライン・チャット（SNS）相談は2.3ポイント増、メール相談は1.3ポイント増）。

図表 2-3 相談手段別内訳



¹ 図表 2-1 には相談手段が未記入の相談も含まれるため、図表 2-3 と N 数が異なる。

² データの構造上、相談員が記入したどちらか一方の相談手段を集計。

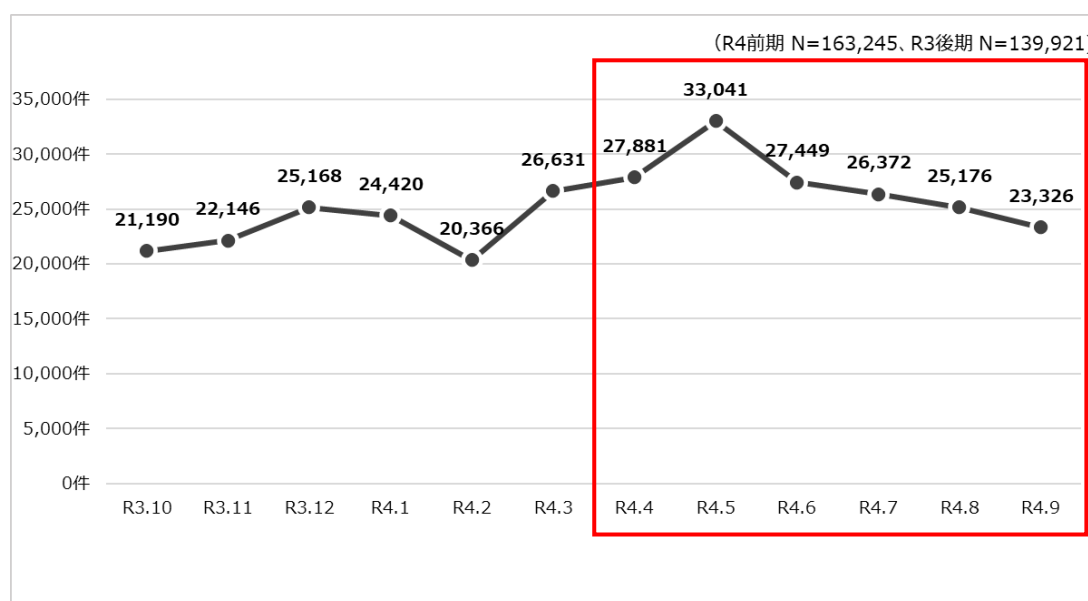
2)電話相談

電話相談における入電・受電数、相談時間、相談日時等を把握するため、NTTにより記録されている電話相談の入電・受電データを用いて分析を行った。

(1)入電・受電数

R4年度前期の入電総数（かけられた電話数）は163,245件。R3年度後期が139,921件であったのに対し、約17%の増加をみせている。R4年度前期の月別入電件数はおよそ23,300～33,000件程度で推移している³。入電数は5月に33,041件と突出して多く、その後減少をみせている。

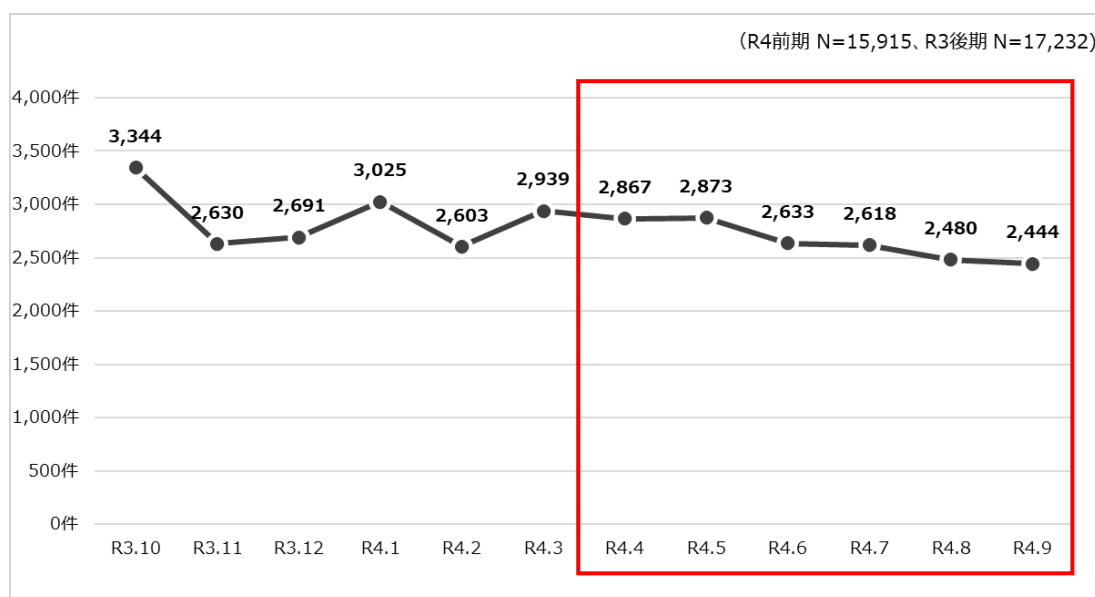
図表 2-4 月別入電数の推移



一方、R4年度前期の受電総数（対応できた電話数）は15,915件で、R3年度後期の17,232件と比較し2,000件ほど減少している。入電数と比較すると受電数は月別の増減が少なくなっている。

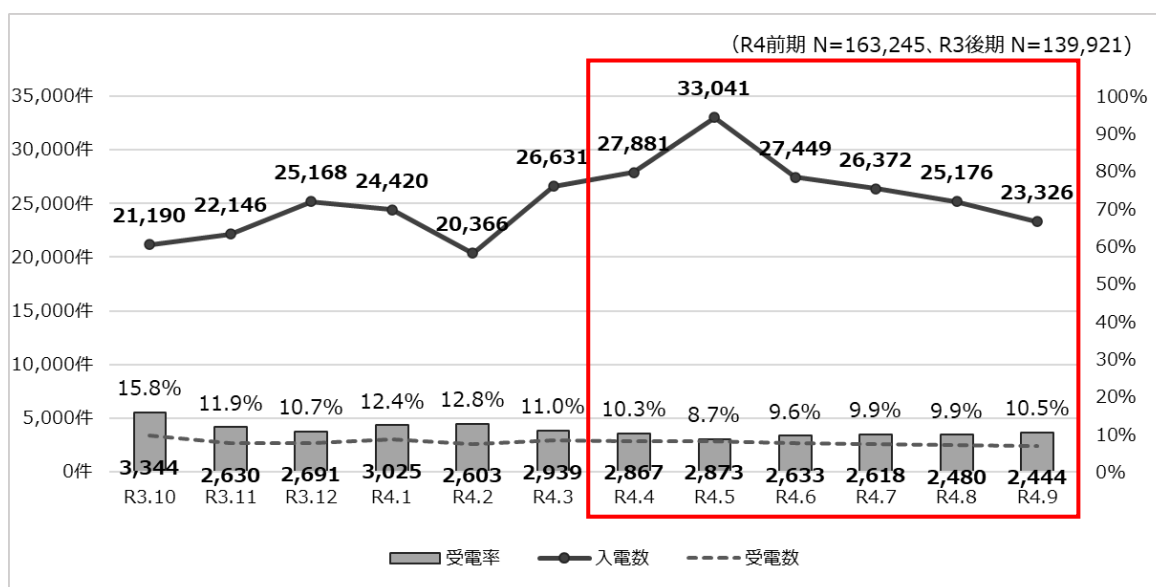
³ 同一人物からの複数の入電を含む延べ件数。受電数も同様。

図表 2-5 月別受電数の推移



R4 年度前期全体の受電率は 9.7%（入電総数 163,245 件、受電総数 15,915 件）で R3 年度後期全体の 12.3%より 2.6 ポイント減少している。R3 年度後期と比較し、入電数の増加に対し、受電数が追いついていないことが背景となっている。

図表 2-6 月別入電・受電数及び受電率の推移

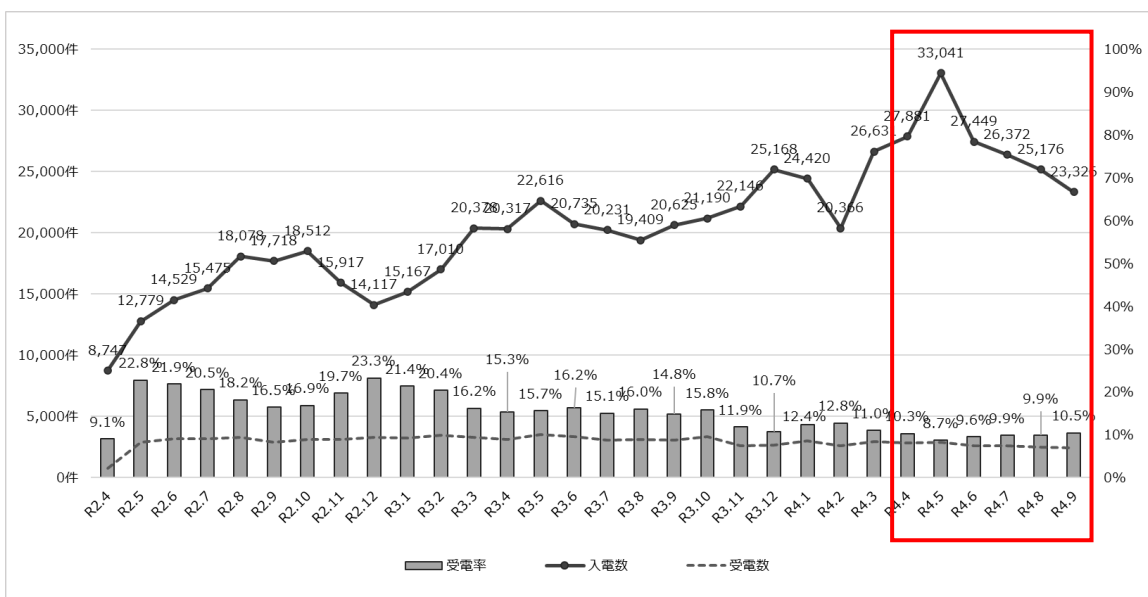


【参考：DV 相談プラス事業受託団体（現場）からの意見】

- 公共広告等の影響もあり、DV 相談プラスの認知度向上により、ひっきりなしに相談が入ってくる状況にある。

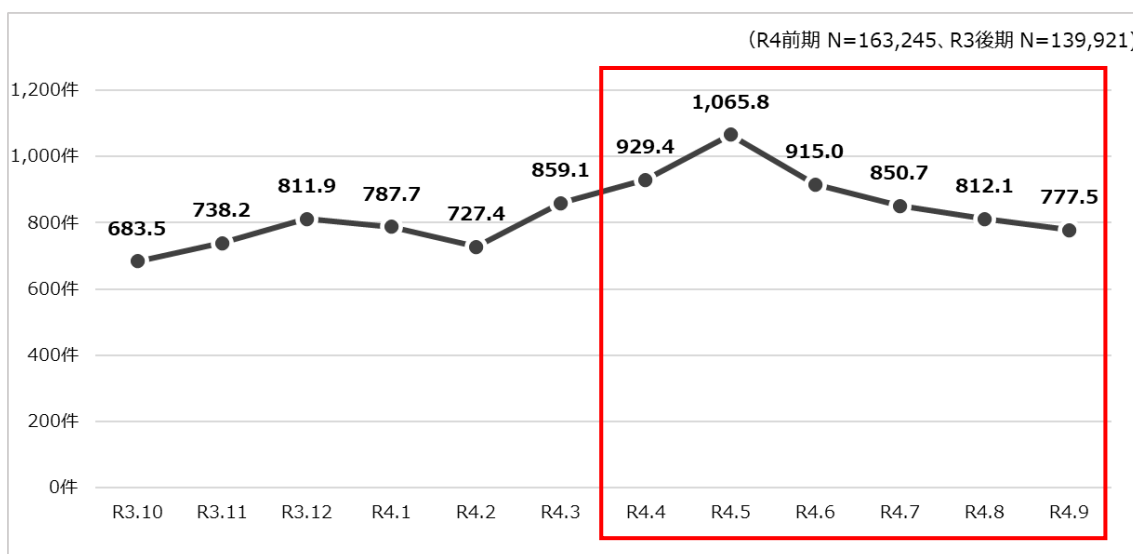
- 特に電話相談においては、現場ではかかってくる電話にひたすら対応をしている状態で、受電率が下がっていることはリアルタイムでは見えにくく、電話会社からの統計レポートにより、はじめて知ることとなる。
- 受電率が10%を切ったことは、DV相談プラス運営者として重大に捉えている。

図表 2-7 月別入電・受電数及び受電率の推移 (DV相談開始以降、全期間)



月別に1日当たりの平均入電数をみると、4月から5月にかけて増加し、1,065.8件と最大となったのち、9月にかけて減少する。

図表 2-8 月別1日当たり平均入電数の推移



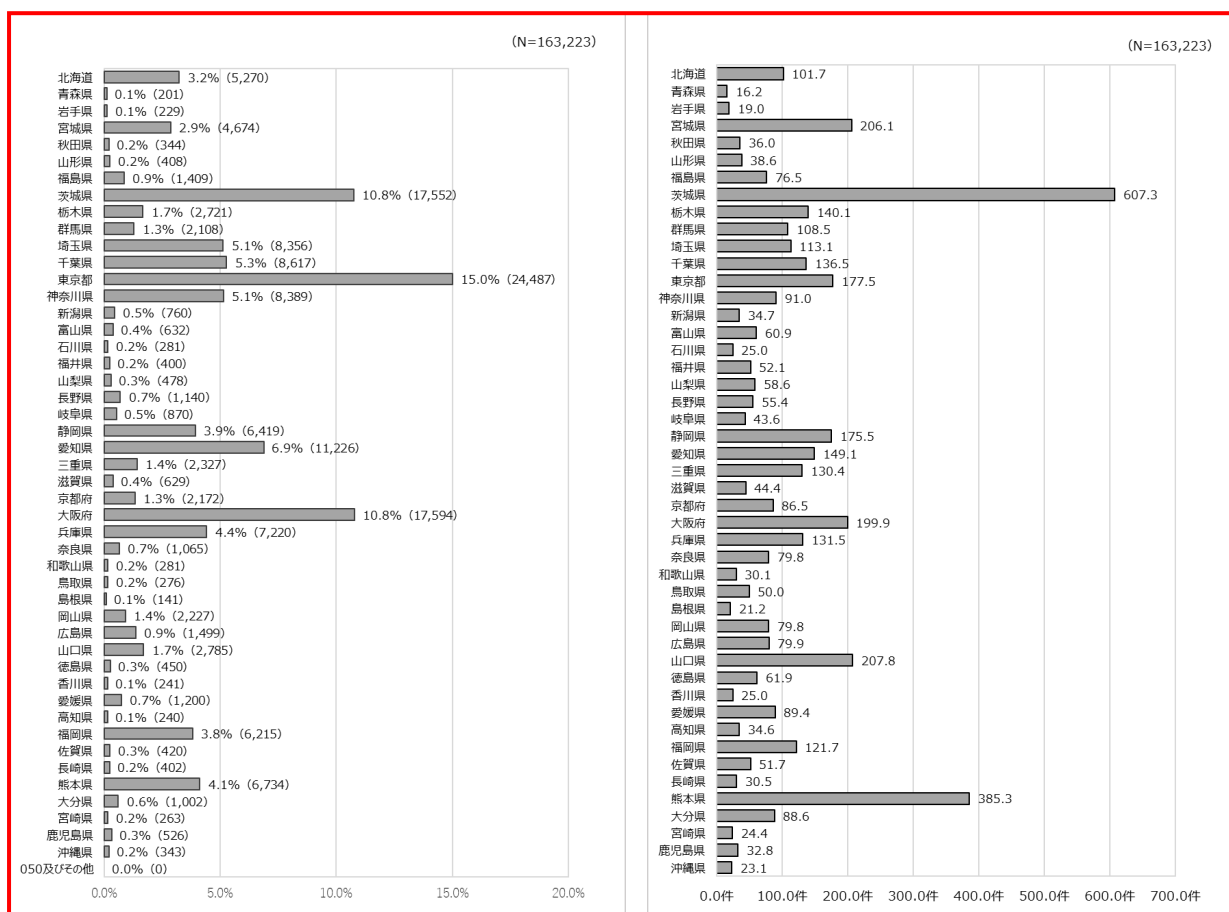
R4 年度前期の都道府県別の入電数は、東京都が最も多く 24,487 件と総数の 15.0%を占める。次いで大阪府（17,694 件、10.8%）、茨城県（17,552 件、10.8%）、愛知県（11,226 件、6.9%）、千葉県（8,617 件、5.3%）の順となっている。

一方、これを人口 10 万人当たり⁴で見ると、茨城県（607.3 件）、熊本県（385.3 件）が多く、山口県（207.8 件）、宮城県府（206.1 件）、大阪府（199.9 件）等が次いでおり、大都市圏以外の府県も上位に名を連ねている。なお、これらには頻回者（同一者が多数相談の電話をかけてくるケース）の存在も影響している。

図表 2-9 都道府県別入電数

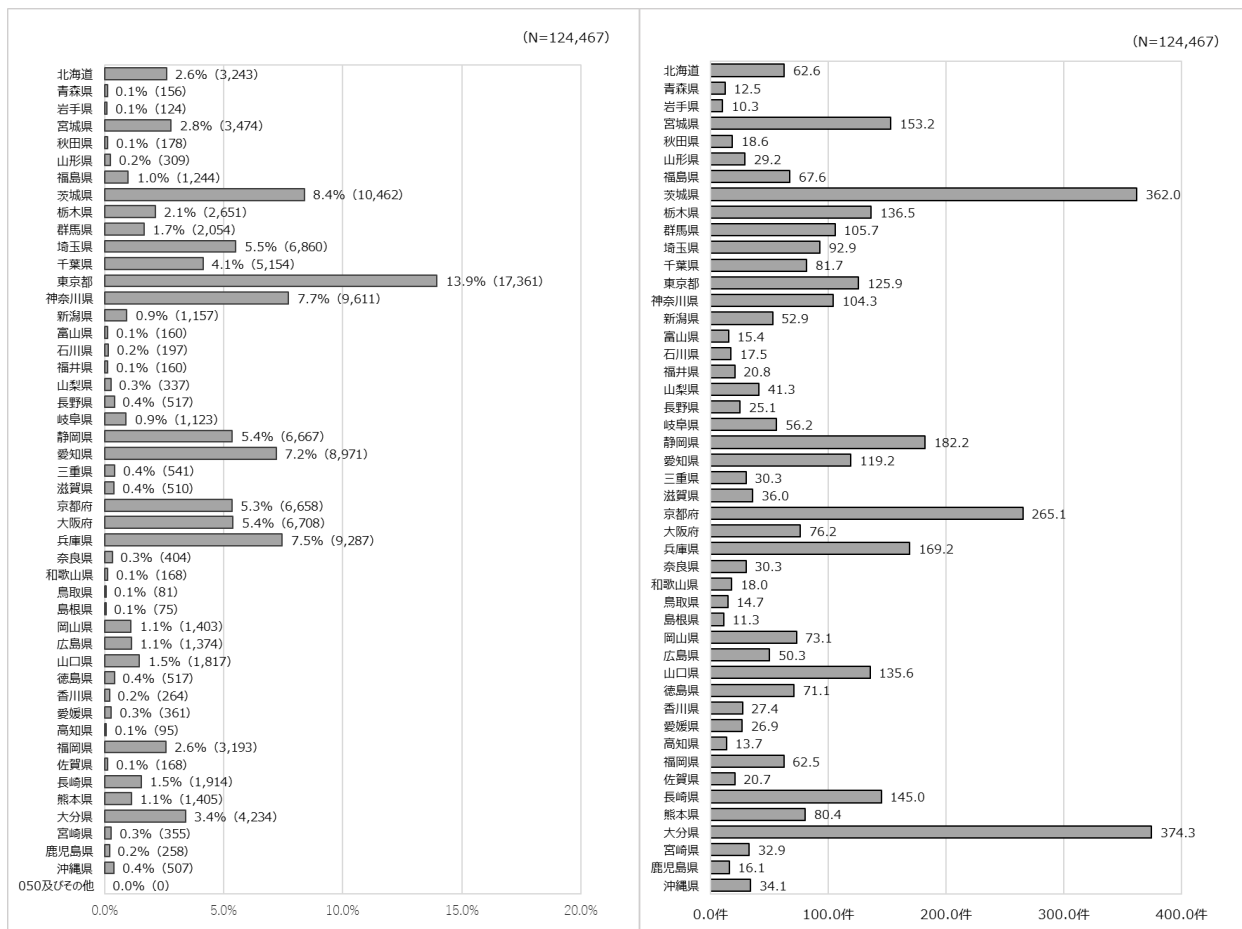
（左：入電数における各都道府県別の割合（カッコ内の数値は入電数）、
右：各都道府県における入電数の人口 10 万人当たり）

【R4 年度前期】



⁴ 人口は、総務省「令和 4 年 1 月 1 日住民基本台帳人口・世帯数、令和 3 年人口動態（都道府県別）」（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html）のデータを基に算出。

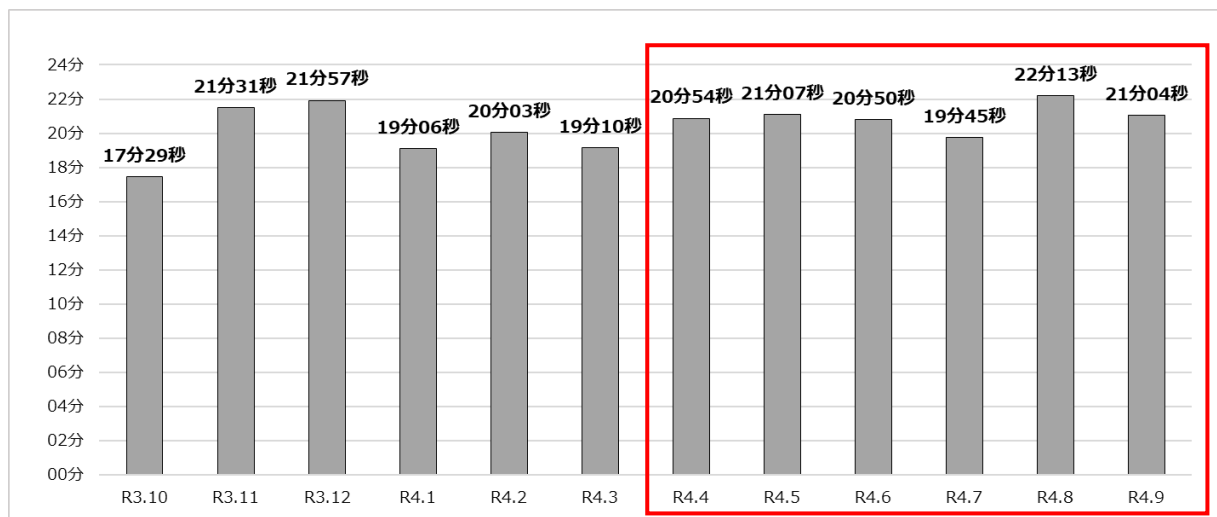
【R3 年度前期】



(2)相談時間(通話時間)

NTTに記録されている電話相談の入電・受電データを用いて、1件当たりの平均相談(通話)時間を集計したところ、19～22分程度で推移している。R4年度前期全体で平均20分59秒となっている。R3年度後期全体では平均19分53秒だったことから、相談時間の増加がみられている。

図表 2-10 月別1件当たり平均相談時間(通話時間)の推移



【参考：DV相談プラス事業受託団体(現場)からの意見】

- アセスメントに時間を要するような深刻・複雑な相談が多かったこと、従前よりも多様な相談者から相談が入ってくるようになったこと等から、対応時間が増えていると感じる。
- 本人だけでなく、家族(両親や兄弟)から、「娘が酷いDVにあっているようだ」等との相談が増えている。本人からの相談でない分、状況が不明瞭であるため、アセスメントに時間を要することになる。

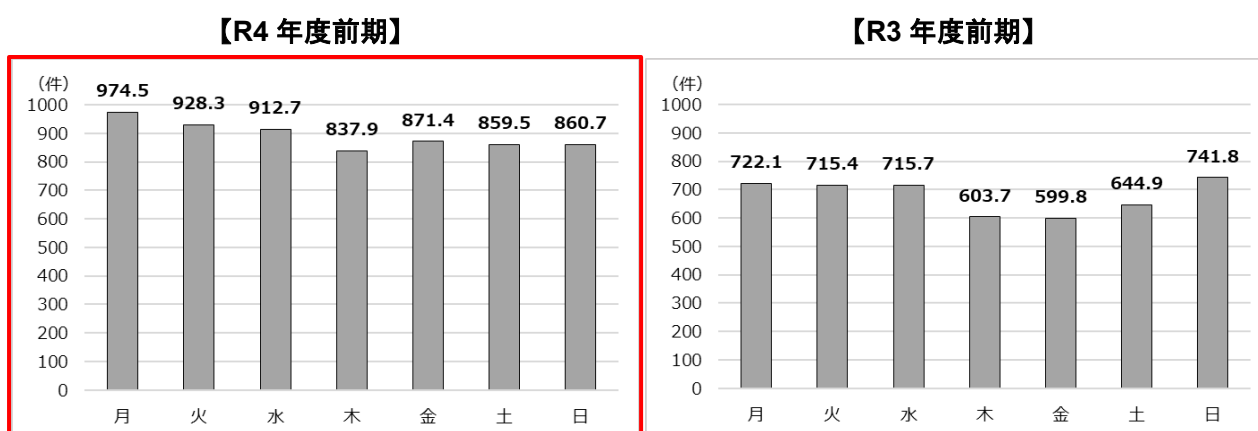
(3)相談日時

NTT に記録されている電話相談の入電・受電データを用いて、曜日・時間帯ごとの入電数の分析を行った。

①曜日別／曜日種別入電数

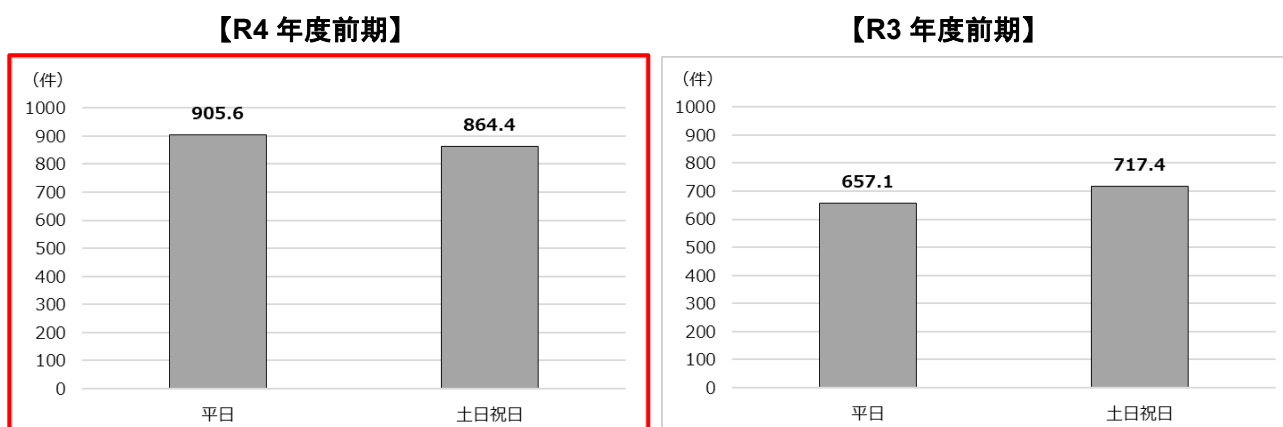
R4 年度前期の曜日別の平均入電数は、月曜日が最大 (974.5 件)、木曜日が最小 (837.9 件) となっており、これまでではじめて月曜日が最大となった。日曜日が最大であった R3 年度前期と比べて、傾向に変化がみられている。

図表 2-11 曜日別平均入電数



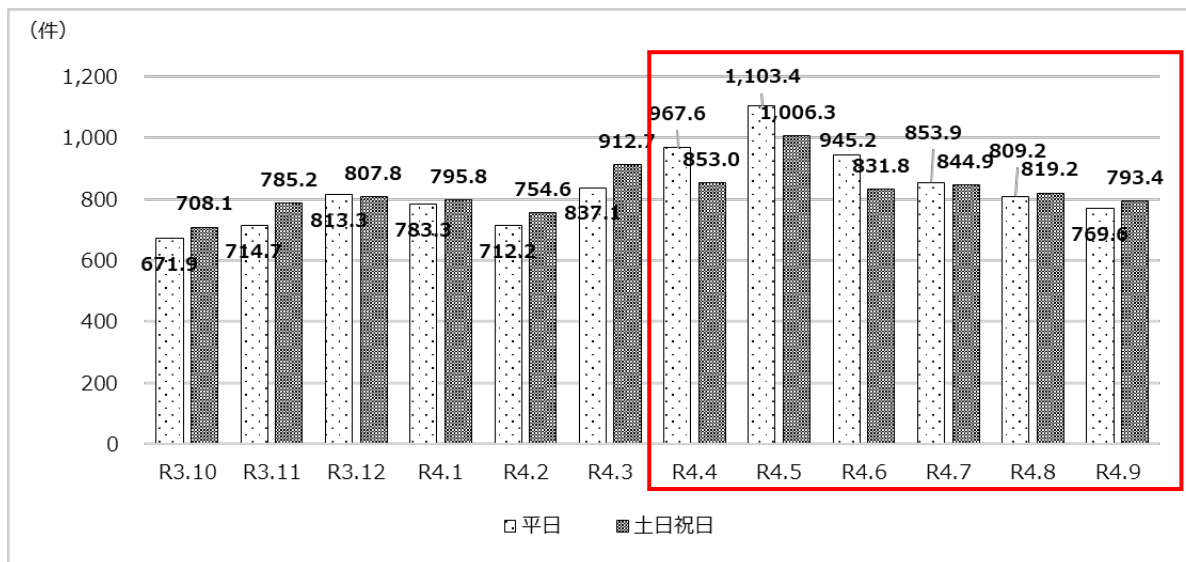
平日（月～金曜日）・土日祝日の曜日種別に平均入電数をみると、平日 905.6 件、土日祝日 864.4 件となっており、これまでではじめて平日が土日祝日を上回った。

図表 2-12 曜日種別平均入電数



曜日種別平均入電数を月別にみると、R4年度前期では4月から7月にかけては、平日の方が多く、8月及び9月は土日祝日の方が多くなっている。

図表 2-13 月別・曜日種別平均入電数の推移



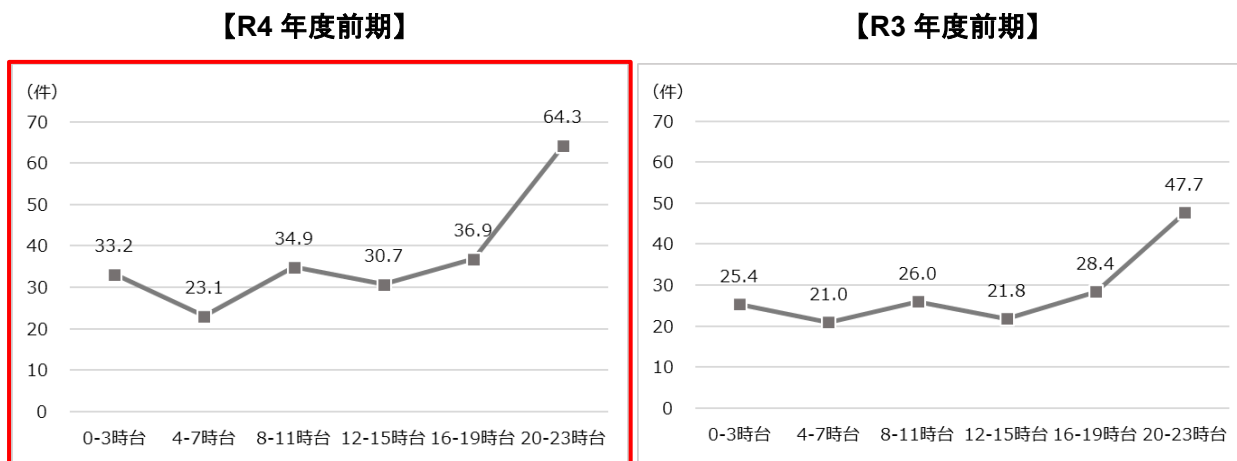
【参考：DV相談プラス事業受託団体（現場）からの意見】

- コロナ禍が常態化し、次第に行動制限がなくなっていく中で、以前は平日も週末ともずっと在宅していたが、平日に出勤・外出ができるようになってきて、週明けの月曜日に相談を行うことが多くなったと考えられる。

②時間帯別入電数

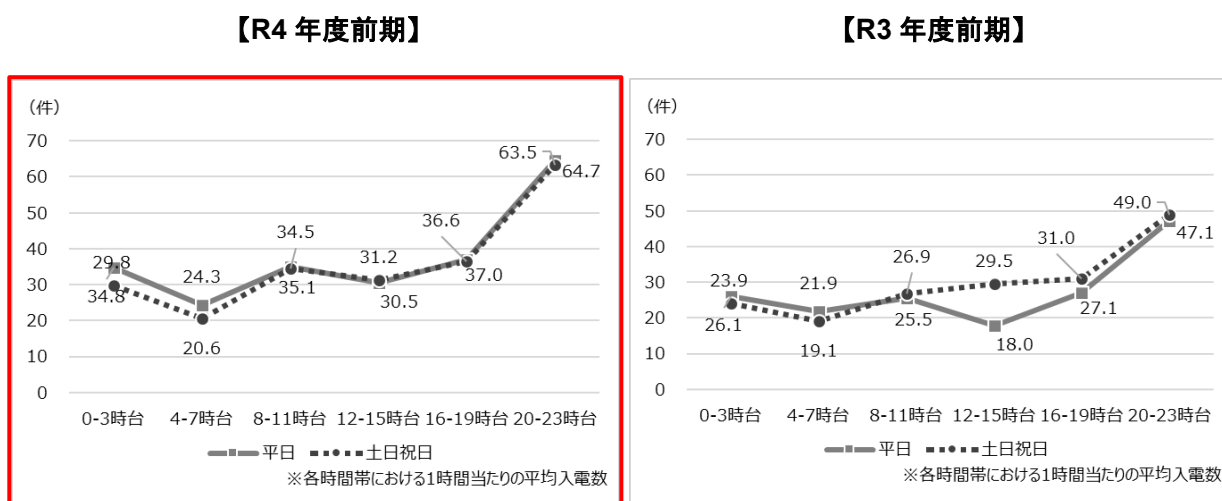
時間帯別平均入電数は、R4 年度前期も R3 年度前期同様に、20-23 時台に最大となっている。R4 年度前期も R3 年度前期と傾向は同様であるが、絶対値が増えている。

図表 2-14 時間帯別平均入電数



曜日種別にみると、R4 年度前期は平日・土日祝日ともに 20-23 時台がピークとなっている。R4 年度前期は R3 年度前期と比較して、12-15 時台等において、平日と土日祝日の差が小さくなっている。

図表 2-15 曜日種別・時間帯別平均入電数
(各時間帯における 1 時間当たりの平均入電数)



(4)電話相談の特徴

電話相談における相談記録の内容を基に事例分析を行った。事例分析に際しては、相談記録から「10代・20代」、「30代以上」の年代層の二つに分類し、それぞれの群から100件ずつを無作為で抽出した上で、相談内容や特徴について分析を行った。

①10代・20代の電話相談の特徴

10代・20代の電話相談のうち、本人からの相談が94件、本人以外からの相談が6件であった。性別では、女性からの相談が91件、男性からの相談は9件であった。年齢別では、10代からの相談は13件（女性11件、男性2件）と少なく、20代が87件（女性80件、男性7件）と高い割合を占めていた。また、知的障がいやうつ病等の精神疾患を抱えている人は10件で、そのうち4件が障がい者手帳あり・障がい者年金受給者、1件が知的障がいを持っている人（障がい者手帳あり）からの相談であった。

100件のうち、目的外架電者は14件程度みられ、作話が疑われる電話、性的な目的の電話等であった。

また、DV相談プラスにつながったきっかけとして、友人や主治医から紹介されたとする人が数名みられた。若い世代において、徐々に口コミで広がっていることを感じさせる。

A.交際相手、元交際相手等からの暴力、暴言等に関する相談

本人からの相談のうち、交際相手、元交際相手、アプリで知り合った人からの身体的暴力、精神的暴力等の相談は36件あり、このうち同棲しているケースは13件であった。

交際相手からの身体的暴力では、殴られる、蹴られる、たばこを押し付けられるといった暴力がみられた。加えて、長時間の説教、至近距離で怒鳴る、なじる、言うことを聞かないと怒りだす等の精神的暴力、飲み会への参加を制限される、話す相手を制限される、自由に着るもの・枚数を決めさせてくれない等の束縛・行動制限もみられている。また、元交際相手から呼び出され、酒を飲まされて動けなくなっている中で性暴力を受けたと、動揺しながら電話をかけてきた相談者もみられた。

同棲している相談者の中には、交際相手から顔や身体を殴る・蹴るの暴力を受けて、一度離れたにもかかわらず、再び戻ってしまったがやはり離れたいといったケース、交際相手がすべての金銭管理を行っているため、相談者自身が自由にできるお金がなく、食事を作ってもらえない時は食べることもできないといったケース、相談者をバカにするような侮辱的な暴言を毎日吐かれたり、相談者への暴力で警察に逮捕されたことにより職を失い、「お前のせいで仕事を辞めることになった。慰謝料払え、殺すぞ」と脅されたり、頭を叩く等の暴力を受けたりと複数の暴力にさらされて、混乱をしながらDV相談プラスにつながったケースもみられた。

10代・20代の女性からの相談では、マッチングアプリで知り合った人から性的暴行を受けたという相談が数件寄せられていた。また、ネットゲームやアプリ等で知り合って、短期

間で交際・同棲に至っているケースも複数みられた。交際・同棲を始めてから酷い暴力や暴言を受けたため、交際相手と離れることも考えているとしながらも、別れを切り出したら金銭を要求された、相手が怖くて別れを切り出せない、見放したら相手が死ぬのではないかと、別れるに別れられずにいる状況がみられた。また、暴力をふるう交際相手に自分は依存していると語る相談者や、暴力をふるわれているが自分が大変な時に助けてくれた、優しいところもあると語る相談者も複数みられ、加害者の精神的支配下にあることがうかがえる。

B.配偶者からの DV に関する相談

本人からの相談のうち、配偶者から受けている DV に関する相談は 21 件で、すべて女性からの相談であった。このうち 12 件が身体的暴力、精神的暴力、性的暴力等を同時に受けている複合的な DV であった。

身体的暴力では、殴られる・蹴られる、物を投げられる、首を絞められる等がみられた。大声で怒鳴る、なじる等の言葉の暴力、夫のメンタル不調からイライラをぶつけられ、罵倒される等の精神的暴力のほかに、GPS をつけられ行動を監視される等の行動制限、相談者のことはねちねち指摘をするが、夫のことを指摘するのは許さないといった勝手なルールを設定される等もみられた。

暴力のある家庭で育った加害者、相談者からの相談が複数みられた。理不尽なことを言われたり、殴る・蹴るの暴力をふるわれているにもかかわらず、暴力のある家庭で育ってきた夫の行動は仕方がないと、暴力をふるう夫に対して理解を示す姿勢が共通してみられた。一方で、自身が過去に親から受けた暴力と比較して今の方がまだましと自分の中で折り合いをつけながらも、心も身体も疲弊している様子が見えられた。

子どもがいる相談者は 12 件、妊娠中の相談者が 2 件であった。子どもがいる相談者の中には、子どもに影響がおよばないように子どもが寝た後にあえて暴力を誘うようにしている、子どもがいる前では喧嘩をしないようにしているといった子どもへの配慮をする相談者や、子どもの前で暴力、暴言があり、面前 DV を気にする相談者等がみられた。妊娠中の相談者からは、怒り出すと手が付けられない夫と離れた方がいいかといった相談がみられた。

また、夫婦間の性的暴力に悩む相談も数件みられた。寝ている間に性交してくるため拒絶反応が出ており、離婚を考えていると語る人、避妊なしで強制的に性交され、日常的な会話も卑猥なものばかりで離婚も考えるが、子どもを抱えての離婚後の生活などに関する不安な気持ちを吐露する人もみられた。

C.家族間トラブルや暴力、恋愛等のトラブルに関する相談

家族間のトラブルや暴力等についての相談は 9 件あった。親から殴られる、熱湯をかけられる、弟が家族全員に暴力をふるう等の家族間での暴力や暴言、交際相手が実父から性虐待を受けている等の相談が寄せられていた。こうした暴力や暴言で苦しんでいる相談者を他

の家族が見て見ぬふりをして助けてくれない、「あなたが大人になりなさい」と相談者が置かれている状況を家族が理解してくれないといった、暴力・暴言を受けて心身が傷ついている上に、身近な人にすら味方になってもらえないことでさらに心が傷ついていく様子がうかがえた。また、家族で住んでいるが、毎月のようにガス、電気が止まるといった生活困窮の状況下での家族間の金銭トラブルの相談も寄せられていた。

数件ではあるが、過去の実父からの性的虐待や暴力の影響で、現実逃避をするために嘘をつくようになって苦しい、小さい頃の自分を思い出すとフラッシュバックを起こしてしまう等の相談もみられた。過去に受けた被害の影響がいつまでも相談者を苦しめている様子がうかがえた。

交際相手・元交際相手とのトラブルが6件みられた。元交際相手との金銭的トラブルについての相談から、つまらないことを言うと無視されるのでこのまま付き合ってよいかといった恋愛相談のようなものまで幅広く寄せられていた。中には、不倫関係にある交際相手に勝手に性行為の動画を撮られていたことに加え、その動画をきっかけに相手の妻から慰謝料を請求されるのではとの不安から相談につながったものもあった。

②30代以上の電話相談の特徴

30代以上の電話相談のうち、本人からの相談が97件、本人以外からの相談が3件であった。性別には、女性からの相談が90件、男性からの相談が9件、それ以外とする人からの相談が1件であった。年代別では、30代・40代が57件（女性50件、男性6件、それ以外1件）、50代・60代以上が43件（女性40件、男性3件）であった。

100件のうち、目的外架電者は12件程度みられ、作話が疑われる電話、精神的疾患を抱えているであろう人からの電話等であった。

A.交際相手、元交際相手等からの暴力、暴言等に関する相談

本人からの相談のうち、交際相手・元交際相手からの暴力、暴言等は4件と少なく、30代からの相談が3件、50代からの相談が1件で、いずれも女性からの相談であった。

同棲していた交際相手から暴力、暴言、経済的暴力を受け、シェルターへの避難や長年勤めていた仕事を休職する等、精神的、経済的にもつらい状況に置かれ、所持金が数万円しかなく、不安で途方に暮れる相談者、身体を蹴る、つねられる等の身体的暴力をしてくる交際相手と離れなければとわかりながらも離れられない苦しさをもちながら、LINEで連絡先の消去依頼を伝えたことで、相手を傷つけている自分がいるのではないかと自分を責める相談者、同棲中の男性からの暴言と、相談者のクレジットカードでキャッシングをされる等があったため、被害届を出し転居予定だが、他に何かやっておくことはあるかとアドバイスを求める相談者等がみられた。

B.配偶者・元配偶者からのDVに関する相談

本人からの相談のうち、配偶者・元配偶者からのDVは40件であった。このうち、13件が身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力を同時に受けている複合的なDVであった。また、本人以外からの相談は1件で、長年夫から身体的暴力を受けている高齢の母親を心配する相談であった。離婚を考えている人は7件、別居中は6件、別居・離婚はしたくないは2件、離婚はしたいが踏み切れないとする人は3件で、経済的に自立が難しかったり、子どものことを考えると離婚を躊躇してしまうといった相談者の心の揺れがみられた。

30代・40代では、日常的に怒鳴られる、意見を押し付けられる、逆ギレされる、加害者の思い通りにしないと怒る、「死ね」と言われる等の精神的暴力が多くみられた。精神的暴力に加えて、身体的暴力、経済的暴力も複合的に行われており、給料が少ない等といった日常的な妻からの暴言に加えて、腕にケガややけどを負うような身体的暴力も受けるようになりながらも、警察に相談したい気持ちと大ごとにしたくないという気持ちで心が揺れる様子や、夫から年数回、定期的に暴力をふるわれ、その暴力がコロナ禍で増幅している上に、相談者が子どもを抱えて経済的にも離婚が難しいことを承知しながら、わざと離婚を口にする等、相談者の弱みにつけ込むような暴力がなされている様子等がうかがえた。

また、子どもへの影響を心配する相談が多くみられた。相談者に対する暴言だけでなく、子どもに対しての暴言が酷いといった相談、子どもに手を挙げることもあるといった相談、相談者への見せしめに子に対して暴力をふるい、子どもの目の前で兇相に電話すると言って、子ども自身が兇相に連れていかれるのではないかと恐怖を抱いているといった相談等が寄せられており、こうした暴言、暴力にさらされることで、子どもの心の歪みにつながらないかといったことを心配する様子がみられた。

相談者の中には、何度かDV相談プラスにつながっている人もみられ、すでにコーディネーターに関わってもらっているという人、夫との話し合いを持つことが決まり、夫を待っている間に急に不安と恐怖に襲われ架電したという人、夫から暴力を受ける予感がして公園に避難している時に架電し、相談員と話をすることで安心感を得ていると語る人等、DV相談プラスの相談員が相談者の心の拠り所、伴走者となっていることがうかがえた。

50代・60代以上では、長年におよぶ殴る等の暴力、人格否定や「殺す」等の暴言に耐えてきた人が多い。その中で、限界を迎えて、別居・離婚に踏み切った人は、離れたことによる一人での寂しさを感じ、元夫の元に戻ることを考える等、心が揺れている様子がみられた。また、別居・離婚は考えていないという人の中には、毎日小言を言われて死にたくなるとしながらも、経済的な自立が難しいものの、生活保護に嫌悪感があり、離婚は考えないという人もみられた。

夫からの身体的暴力、精神的暴力に加えて、息子からの暴力、娘からの嫌がらせ等を受けていると語る相談者も数名みられた。また、夫が子どもの髪を引っ張る等、子どもに対して暴力をふるい、暴力をふるった原因は相談者にあると責め立てる等、子どもを利用した相談者への精神的暴力もみられた。

C.家族間トラブルや暴力等に関する相談

30代・40代における家族間のトラブルや暴力等についての相談は11件あった。姉から暴力をふるわれ、親からも暴言を吐かれ、娘まで取られそうだというシングルマザーからの相談、たった今、父親や子どもから暴力をふるわれ、つらい、怖いといった相談、長年の姑の過干渉に苦しんでいるといった相談等が寄せられていた。

その他、死にたくて仕方がない、交際相手にトランスジェンダーの気持ちを踏みにじられて死にたい気分になる等、心の整理がつかず、気持ちを誰かに聞いてもらいたくて架電してきた相談者や、元交際相手に暴力を受けて精神を病んだことから怒りがおさまらないという相談等もみられた。

50代・60代以上における家族間のトラブルや暴力等についての相談は12件あった。配偶者との離婚に悩む相談が数件みられ、離婚したいが応じてもらえない、離婚を一方的に言われて心の整理がつかない、離婚後も関係が切れない等の相談が寄せられていた。また、親の介護を巡って、きょうだいから怒鳴られて怖いといった相談もみられた。

30代以上においては、過去のDVが背景にある相談が複数みられた。自己肯定感が低く、暴力をふるう人ばかりと付き合ってしまうという相談、夫からの長年のDVにより別居・離婚したが、面前DVで育った子どもから暴力を受けて困っているという相談等が寄せられていた。特に、面前DVで育った子どもへの影響は深刻で、夫からの暴力から逃れてもなお、暴力に苦しめられ続ける相談者の実情がうかがえた。

3)オンライン・チャット(SNS)相談

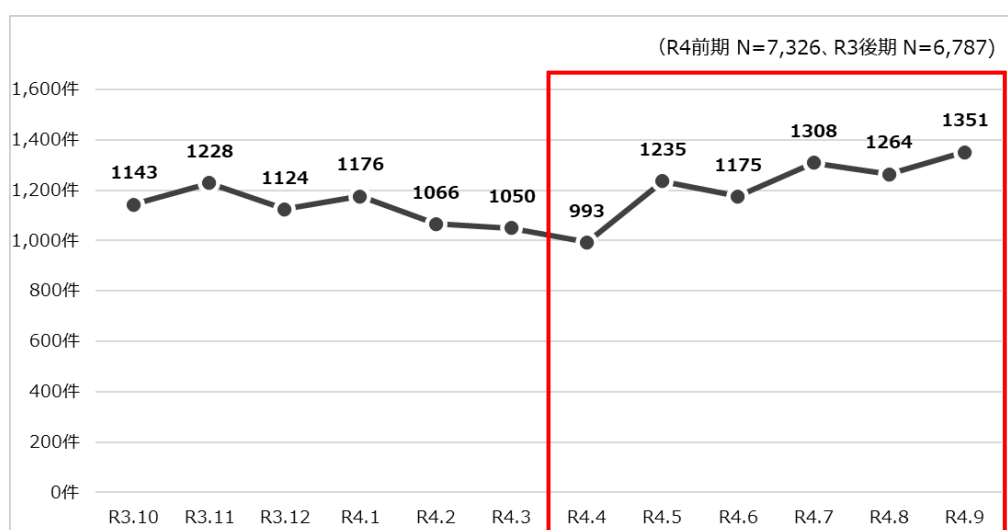
オンライン・チャット(SNS)相談における相談・対応件数、投稿件数、相談日時等を把握するため、オンライン・チャット(SNS)ログデータと属性データを用いて分析を行った。

(1)相談・対応件数

R4年度前期の相談総件数は7,326件と、R3年前期から約8%増加している。

R4年度前期の月別相談件数⁵はおよそ1,000~1,400件程度で推移している。相談件数は4月から9月にわたり、増減を繰り返しながらも、基本的には増加傾向にあった。

図表 2-16 月別相談件数の推移

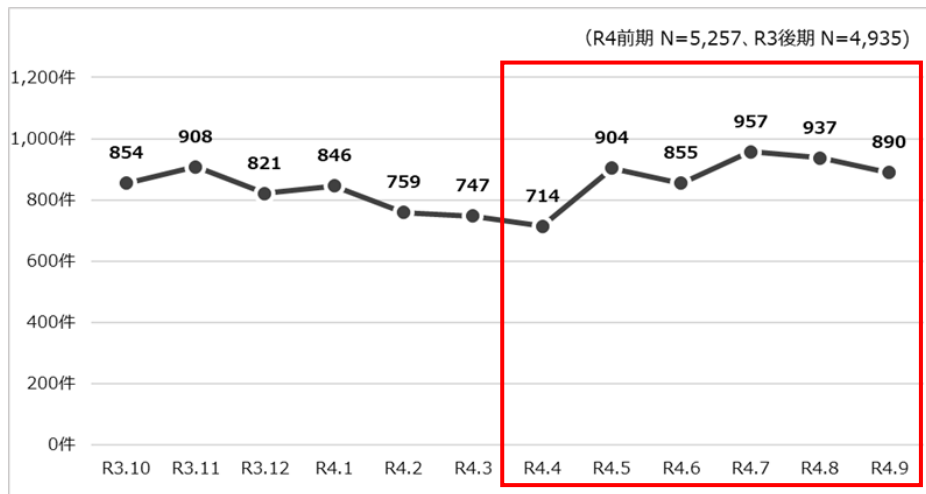


一方、対応件数⁶はおよそ710~950件程度で推移している。4月~8月までの対応件数は相談件数に類似した推移をみせているが、相談件数の傾向とは異なり、9月には減少をみせている。

⁵ SNS相談においてチャットルームが生成された件数を相談件数(延べ件数)としており、チャットルームにおいて相談者からのメッセージが送付されなかった場合でも相談件数は1件とカウントしている。オンライン・チャット(SNS)ログデータの集計であり、相談記録データの集計である図表2-3とは相談件数が必ずしも一致しない。

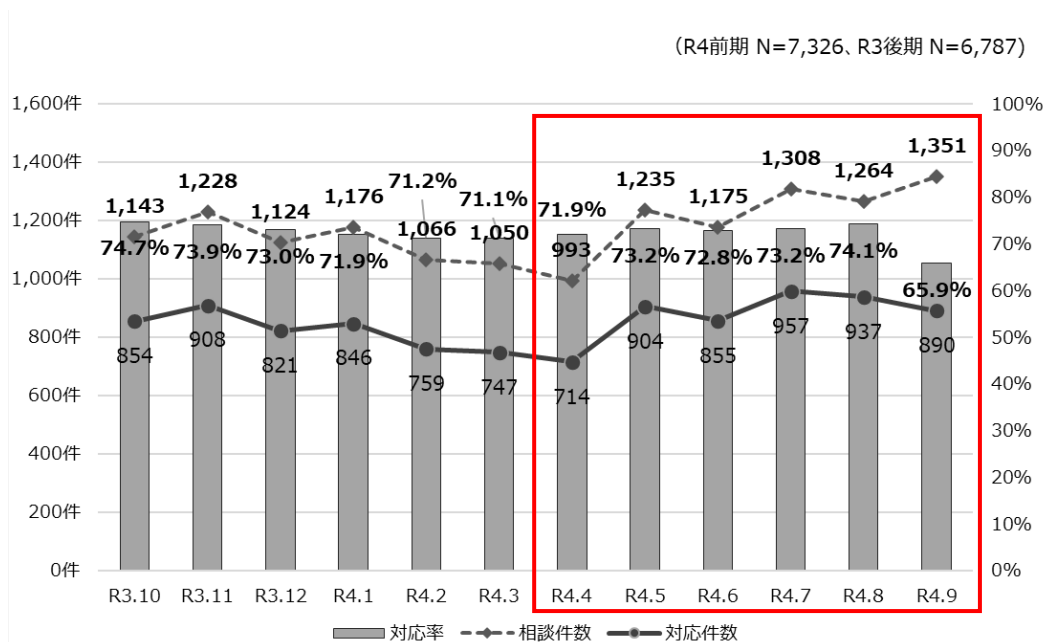
⁶ 相談員からメッセージが3件以上投稿されている場合(うち2件は自動作成の定型文のため)を対応件数としている。なお、相談者からの返答がなく実質的な相談のやり取りに至らなかったものも含む。

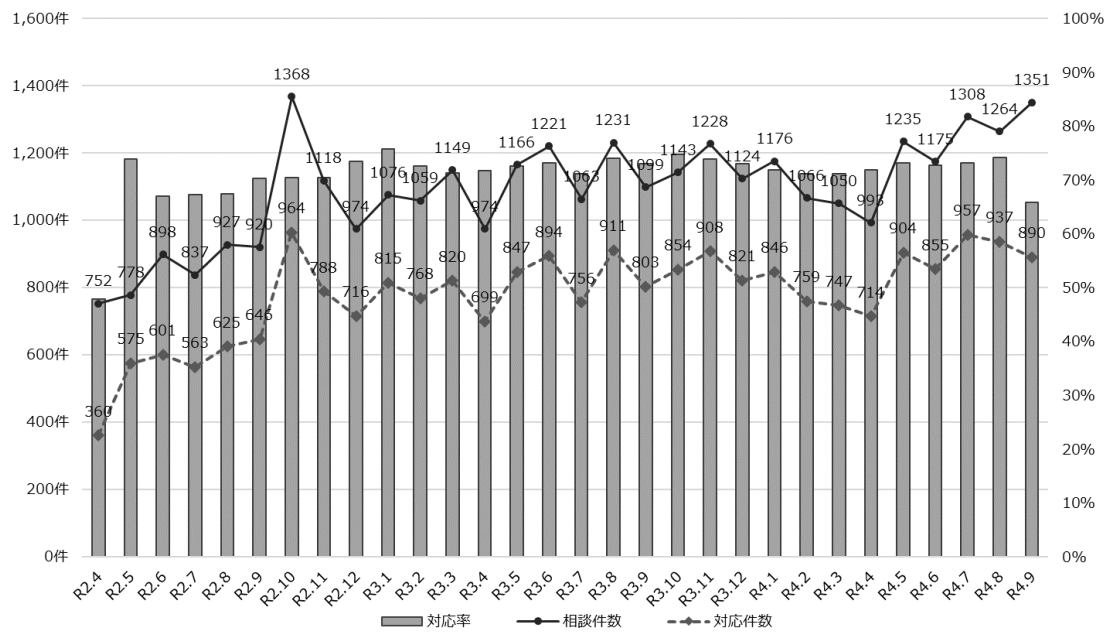
図表 2-17 月別対応件数の推移



対応率は R4 年度前期全体で 71.8%（相談件数 7,326 件のうち対応件数は 5,257 件）で、R3 年度前期全体の 72.7%とほとんど変わっていない。

図表 2-18 月別相談・対応件数及び対応率の推移

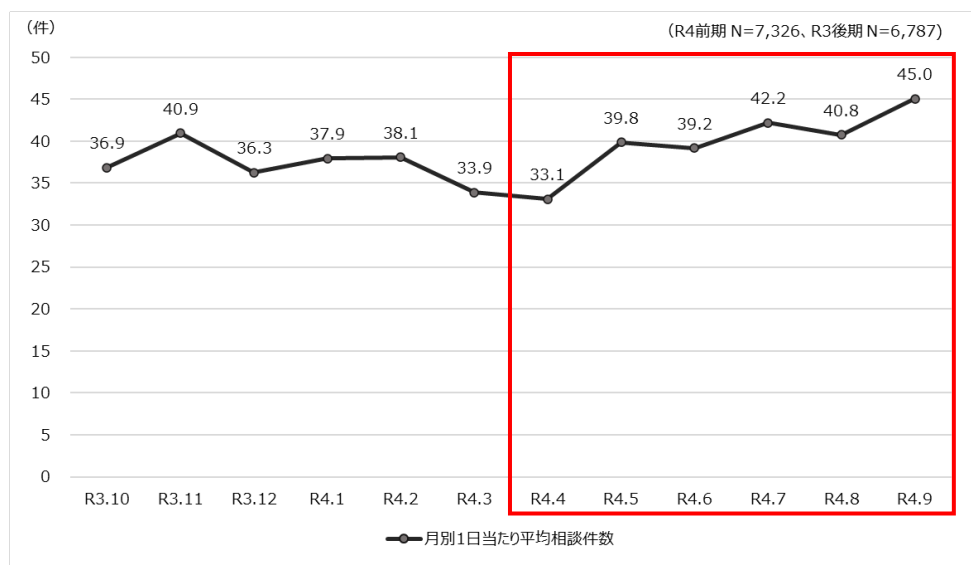




図表 2-19 月別相談・対応件数及び対応率の推移 (DV 相談開始以降、全期間)

月別に1日当たりの平均相談件数をみると、相談件数の推移と同様に、4月から9月にわたり、増減を繰り返しながらも、基本的には増加傾向にある。

図表 2-20 月別1日当たり平均相談件数の推移



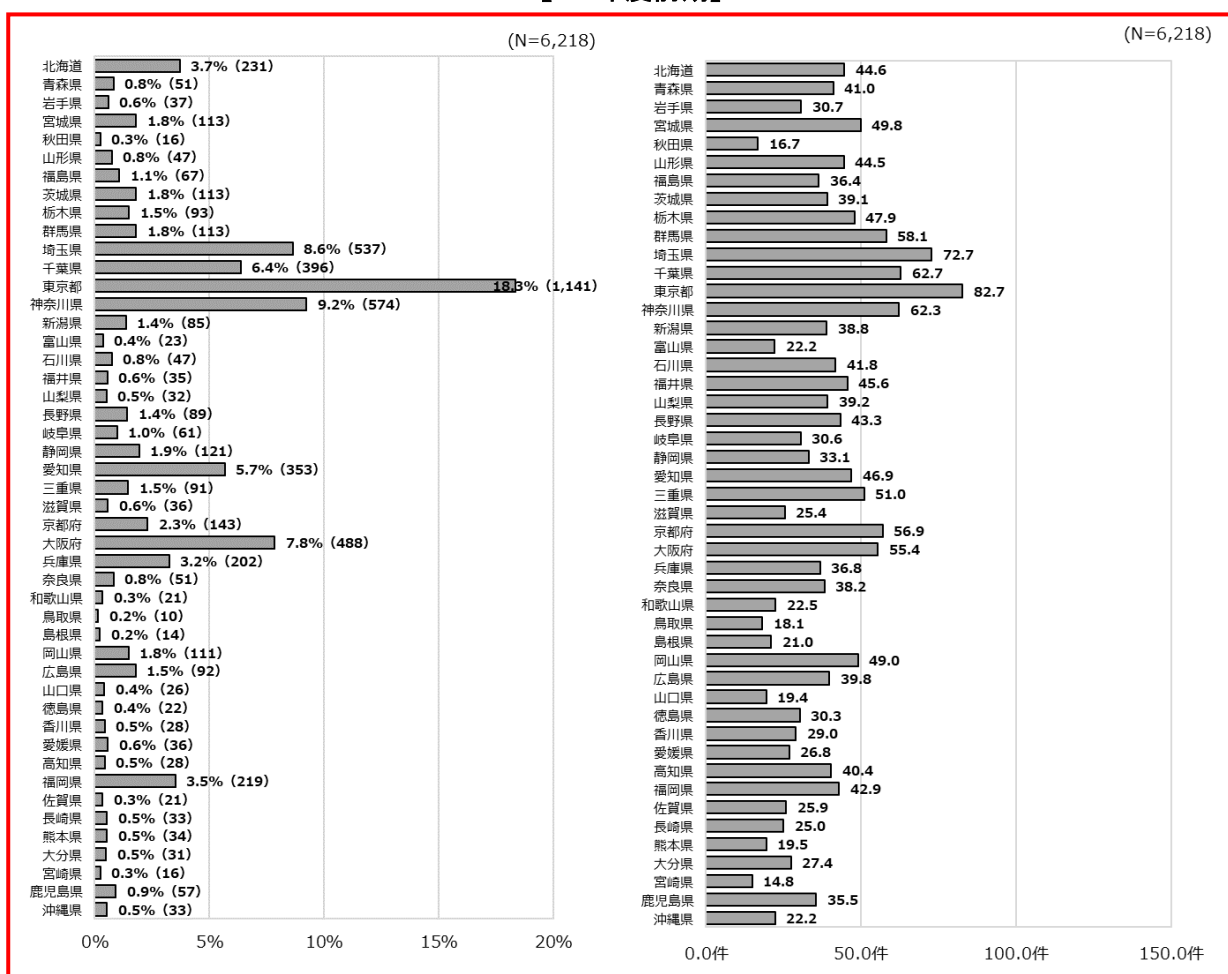
R4 年度前期の都道府県別の相談件数は、東京都が最も多く、1,141 件と総数の 18.3%を占めている。次いで神奈川県 (574 件、9.2%)、埼玉県 (537 件、8.6%)、大阪府 (488 件、7.8%)、の順となっており、大都市圏中心の構成となっている。

一方、これを人口 100 万人当たりで見ると、東京都 (82.7 件)、埼玉県 (72.7 件)、千葉県 (62.7 件)、神奈川県 (62.3 件)、群馬県 (58.1 件) の順となっている。

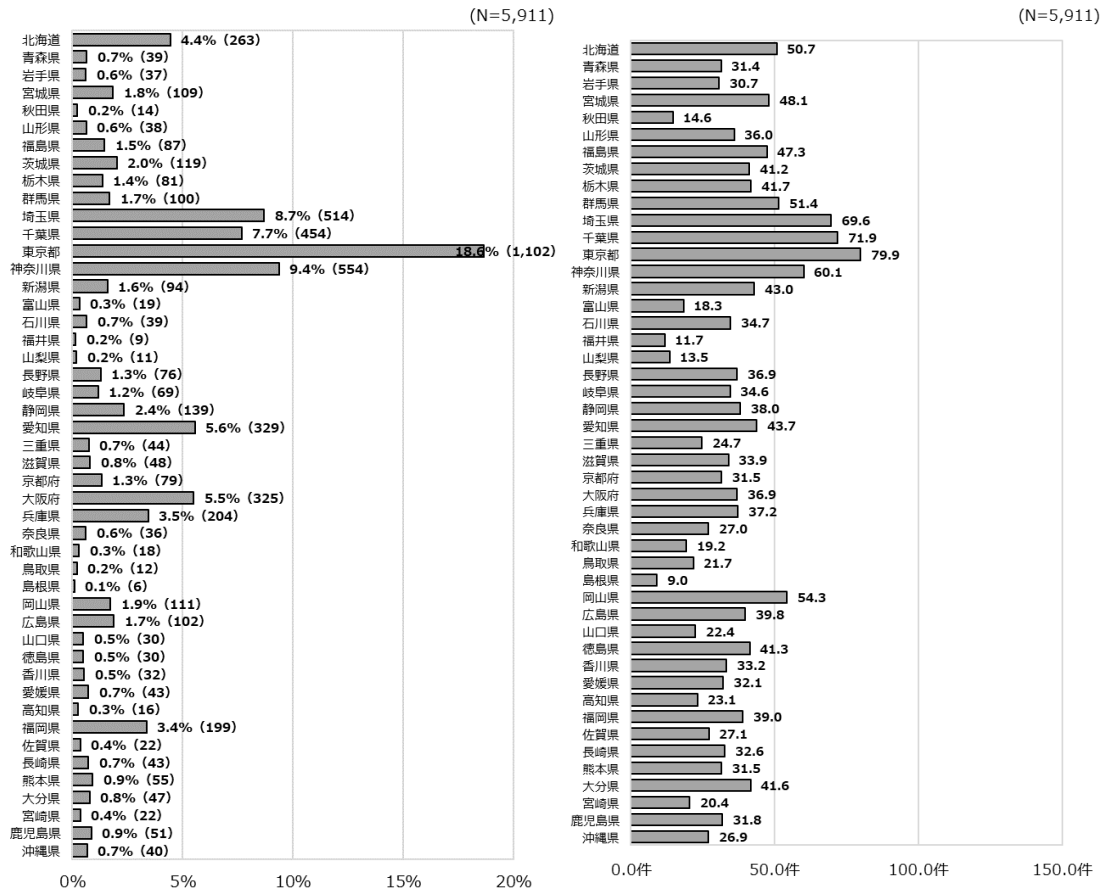
図表 2-2 1 都道府県別相談件数

(左：相談件数における各都道府県別の割合 (カッコ内の数値は相談件数)、
右：各都道府県における相談件数の人口 100 万人当たり)

【R4 年度前期】



【R3 年度前期】



【参考：DV 相談プラス事業受託団体（現場）からの意見】

- 対応できる相談員数は一定であるため、時間帯等によって相談が集中してしまった場合、一つの相談が終わり相談員の手が空くまで、相談者を待たせてしまうことはある。
- 平均的には、早番、遅番の相談員が配置され、スーパーバイザーとしてコーディネーターが入る体制をとっている。
- コーディネーター等、相談対応に習熟している人であれば、複数の SNS 相談に同時に対応することがある。また、相手の返信がない／遅い場合には、待っている間にもう 1 件に対応することがある。一方、相談がアクティブな状態にある時は、複数件に対応しないように指示している。

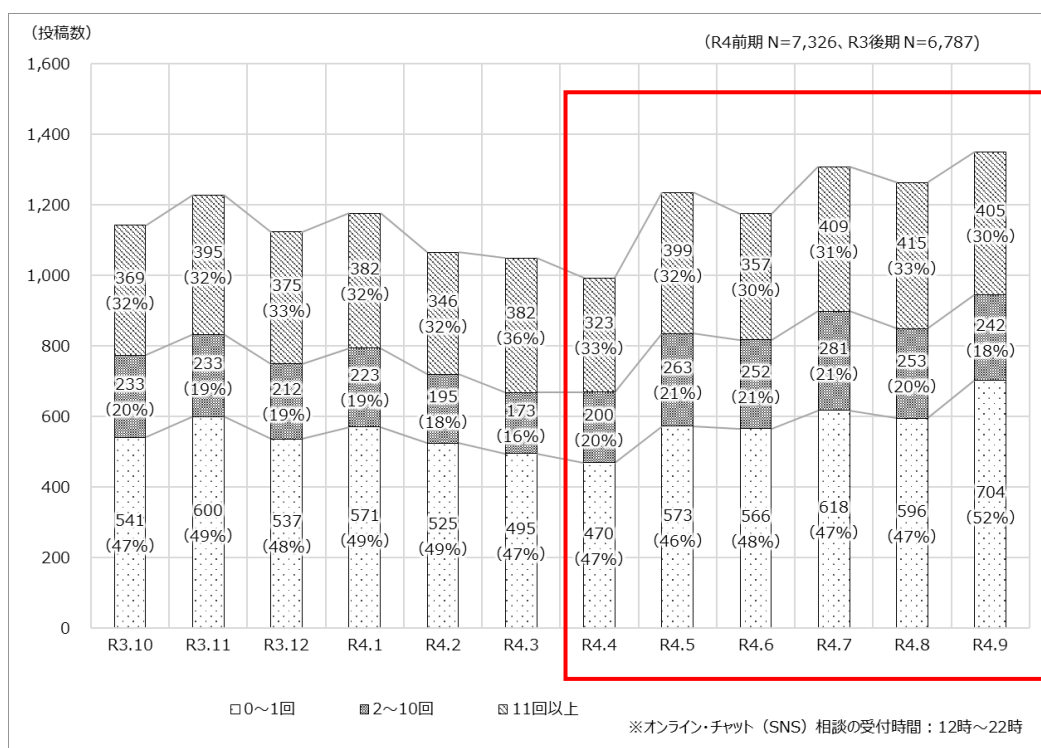
(2) 投稿回数

オンライン・チャット（SNS）ログデータを用いて、相談1回当たりの相談者の投稿回数の分析を行った。

投稿回数が11回以上と多い相談は、R4年度前期を通じて30～33%程度で安定しているが、R3年度後期と比較すると比率がやや減少している。投稿回数が2～10回の相談は18～21%となっている。相談者・相談員ともにSNS相談に慣れてきたこと等を背景に、相談の半数近くについて実質的な相談に結び付けられていることがうかがえる。

一方、投稿回数が0～1回（実質的な相談に至らないケース）の比率は46～52%となっており、今後、この数値を減少させていくことが望まれる。

図表 2-22 月別相談1回当たり投稿回数の推移



(3)相談日時

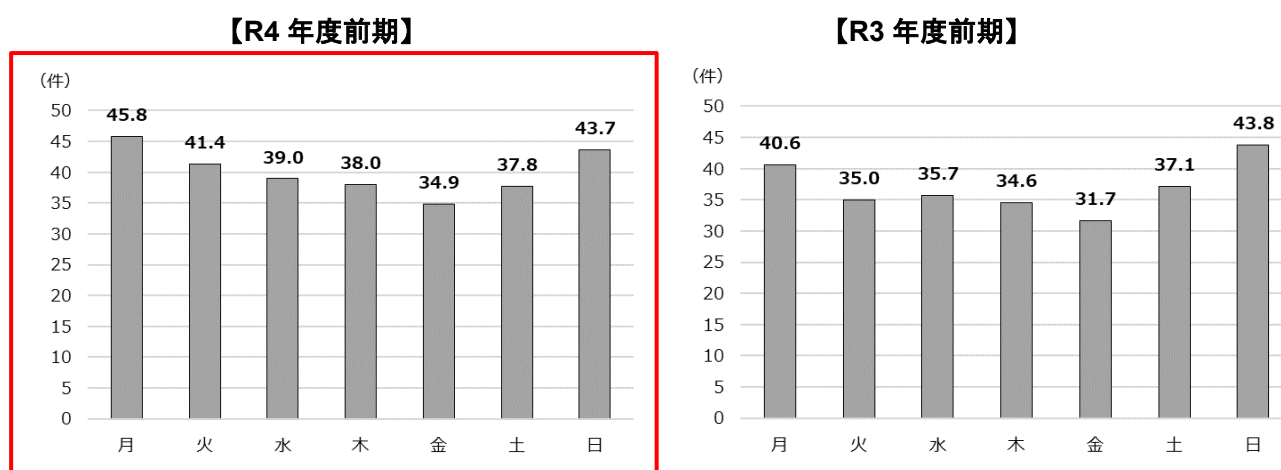
オンライン・チャット（SNS）ログデータと属性データを用いて、オンライン・チャット（SNS）相談の曜日ごとの相談件数の分析を行った（チャットルームが生成されただけで、相談者からのメッセージがなかったものも含む）。

なお、DV相談プラスのシステムから、相談者の相談開始時間を取得できるもの（チャットルームにおいて相談者が最初に投稿したメッセージの時刻がわかるもの）を対象に、分析を実施した（R4年度前期 4,230件、R3年度前 4,042件）。

①曜日別／曜日種別相談件数

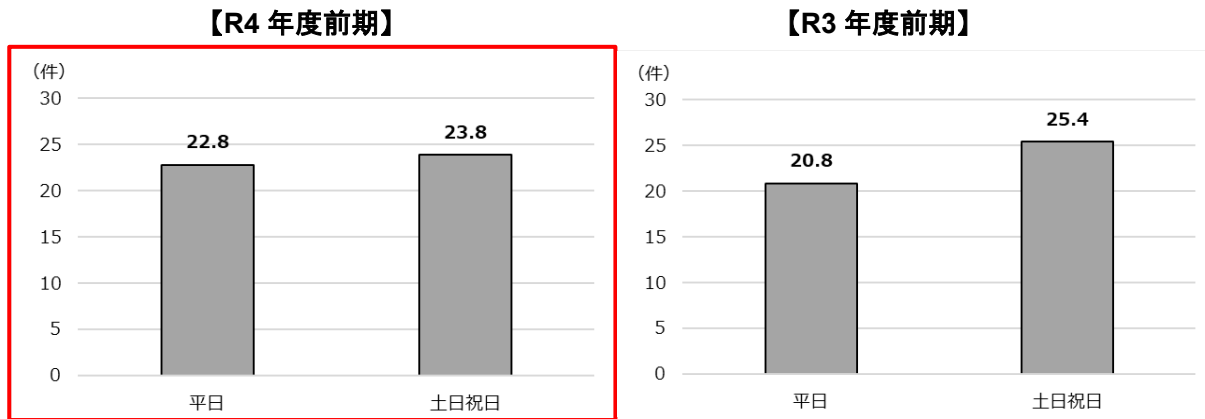
R4年度前期の曜日別の平均相談件数は、月曜日が45.8件と最大で、次いで日曜日の43.7件、最小が金曜日の34.9件となっている。R3年度前期と比較して、全体的に件数の増加がみられる。月曜日が最大となったのは、電話相談と同じ傾向である。

図表 2-23 曜日別平均相談件数



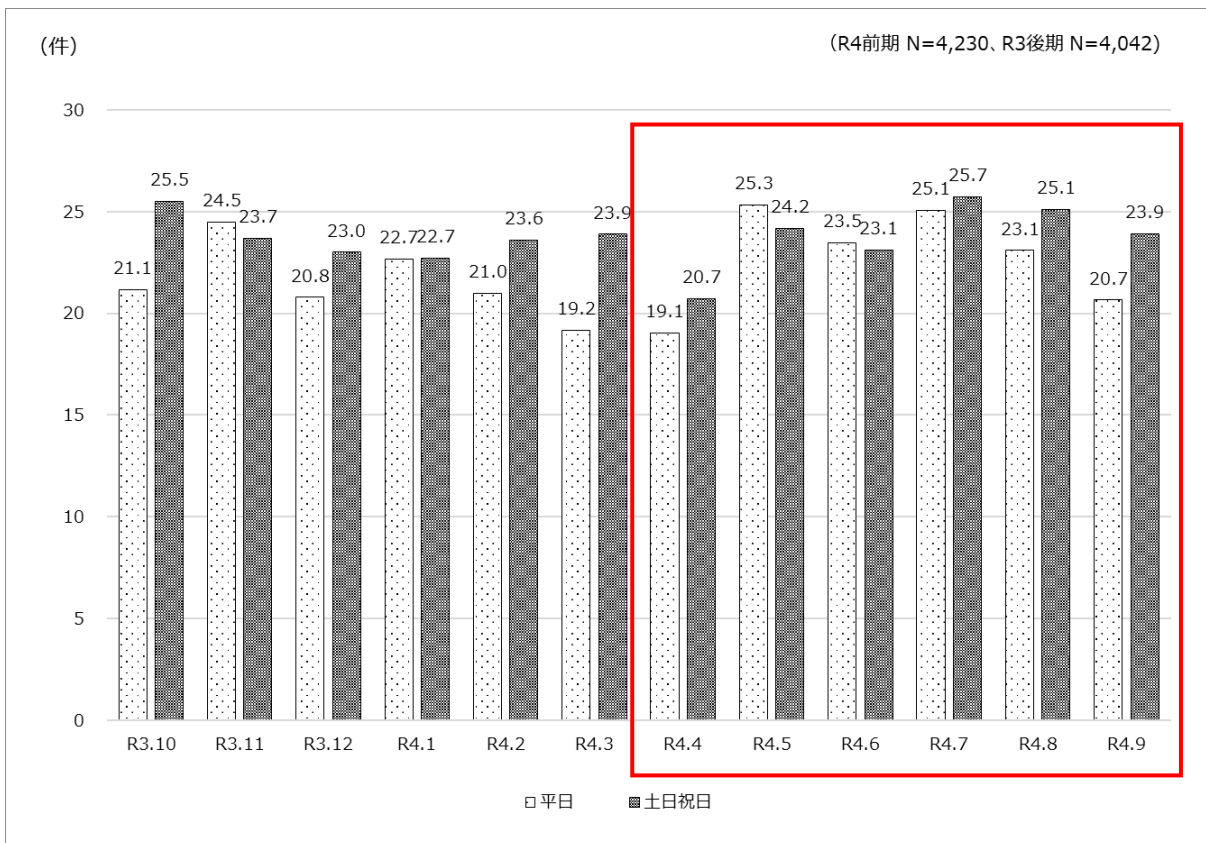
曜日種別に平均相談件数をみると、R4年度前期には平日 22.8 件、土日祝日 23.8 件となっており、R3年度前期（平日 20.8 件、土日祝日 25.4 件）と比較して、平日・土日祝日の差異が小さくなっている。

図表 2-24 曜日種別平均相談件数



曜日種別平均相談件数を月別にみると、R4 年度前期も R3 年度前期同様に、多くの月で土日祝日が平日を上回っている。

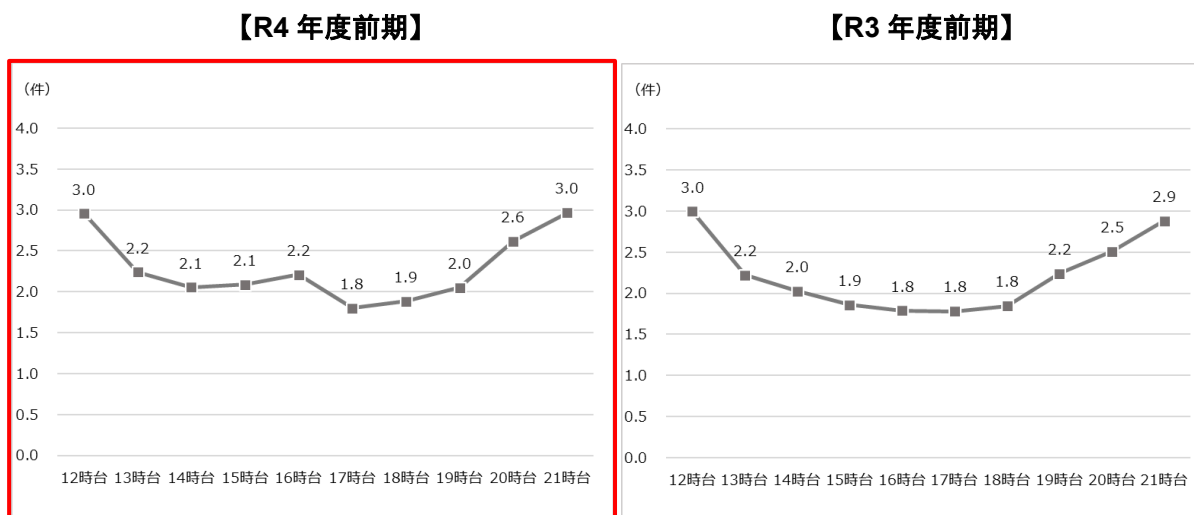
図表 2-25 月別・曜日種別平均相談件数の推移



②時間帯別相談件数

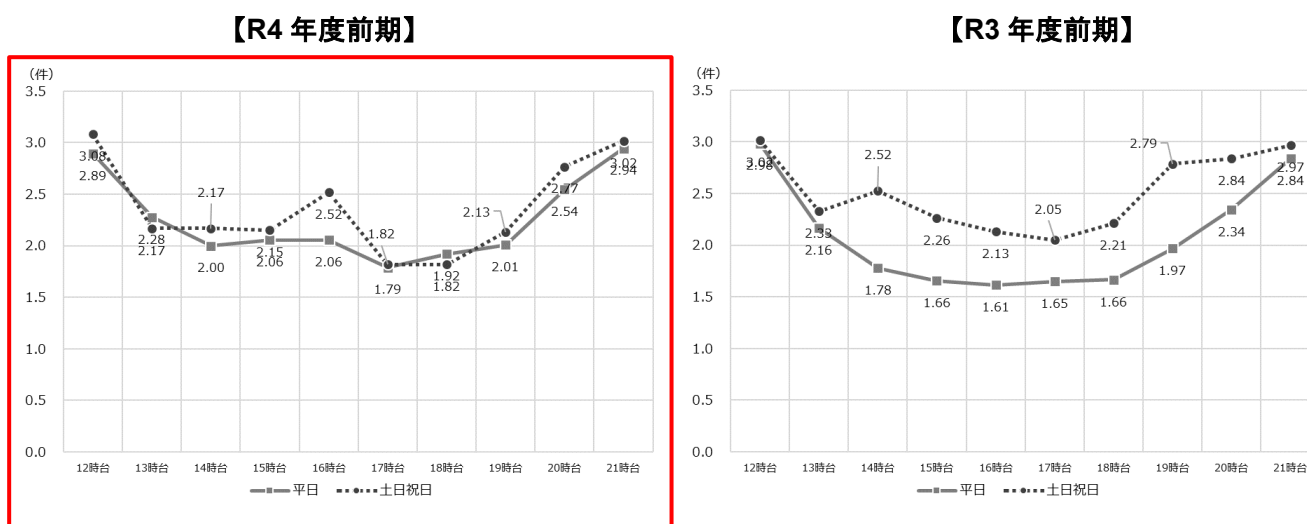
時間帯別平均相談件数は、R4 年度前期では R3 年度前期同様に、受付開始後の 12 時台と受付終了間際の 21 時台の相談件数が多い。一方で、R3 年度前期と比較して 15 時-16 時台の相談が増加している。

図表 2-26 時間帯別平均相談件数



曜日種別でみると、R3 年度前期と比較し、13-20 時台で平日・土日祝日の平均相談件数の差が小さくなっている。

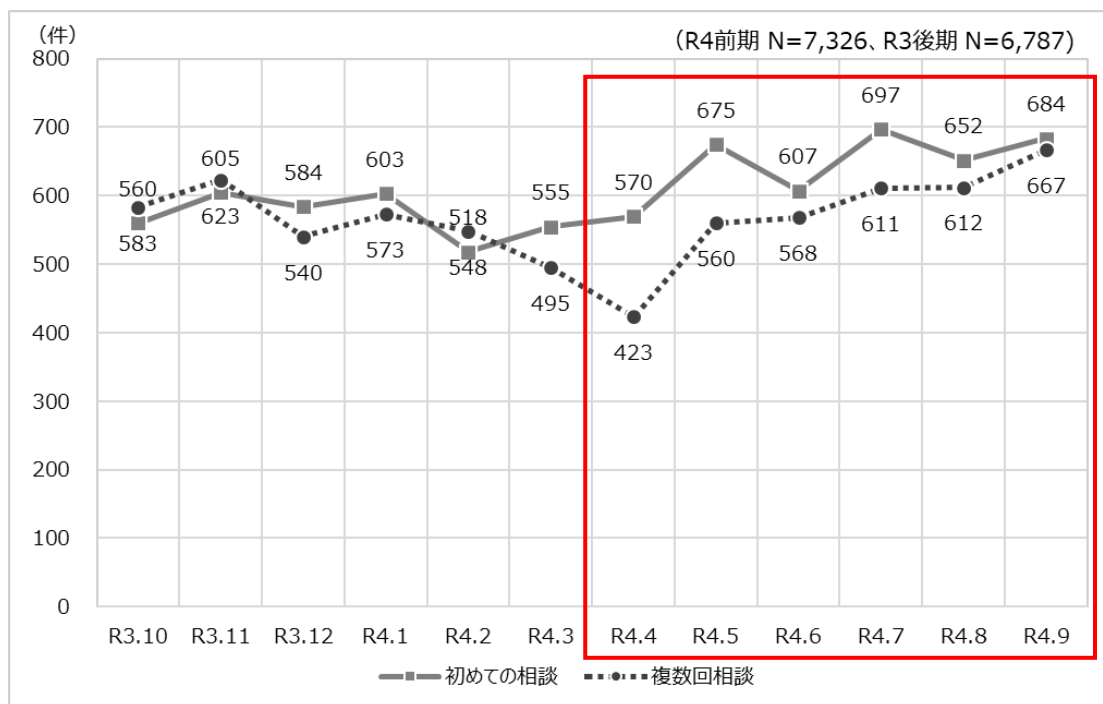
図表 2-27 曜日種別・時間帯別平均相談件数



(4)初回相談件数

R4 年度前期全体の初回相談割合は 53.0% (初めての相談 3,885 件、複数回相談 3,441 件) と、R3 年度後期全体の 50.0% (初めての相談 3,425 件、複数回相談 3,362 件) と比べて、若干増加している。

図表 2-28 月別複数回相談件数

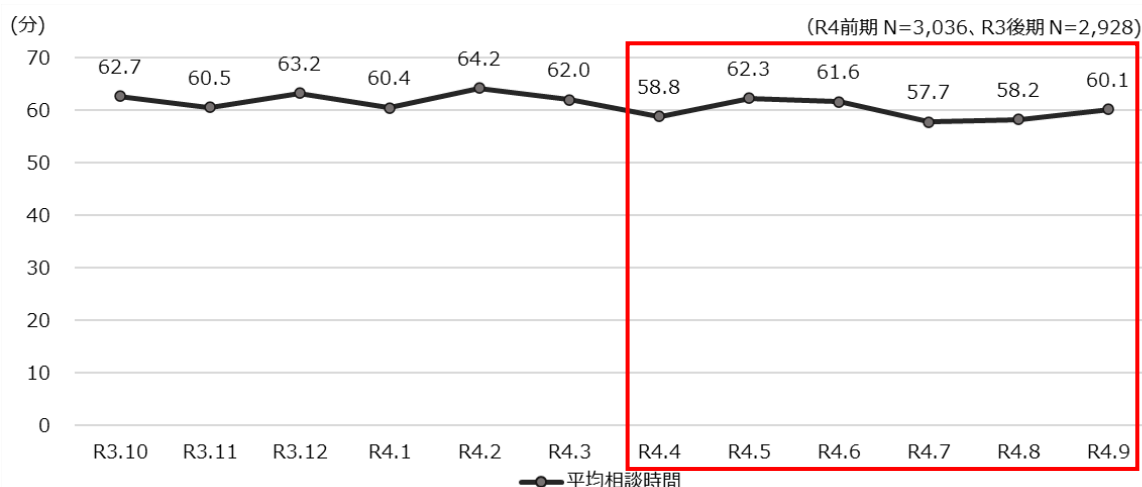


(5)平均相談時間

オンライン・チャット（SNS）ログデータから、1件当たりの平均相談時間を集計した。相談者、相談員双方の投稿メッセージが5件以上あるものを相談が成立しているとみなし、「相談員の最後のメッセージ投稿時間 - チャットルームに最初にメッセージが投稿された時間」を相談時間とした。また、当日中に行われた4時間以内の相談のみを集計対象とした。

R4年度前期全体の平均相談時間は59.8分で、R3年度後期全体の62.2分より減少がみられている。

図表 2-29 平均相談時間



【参考：DV相談プラス事業受託団体（現場）からの意見】

- オンライン・チャットでアセスメントを行い、解決策や助言、社会資源を伝えると、概ね60分程度で収まるため、1件あたり60分の相談時間を目安にしている。
- 複雑な相談、当事者以外からの相談はもう少し時間を要する場合もある。
- 相談者に応じた適切な対応をするために、時間がかかる分には構わないと相談員には伝えており、60分で打ち切るとの指導はしていない。SNS相談を開始した頃に比べ、1件あたりの対応時間が短縮してきている背景には、相談員がSNS相談に慣れてきたことが挙げられる。

(6)オンライン・チャット(SNS)相談の特徴

オンライン・チャット(SNS)相談におけるやり取りの記録を基に、SNS相談の事例分析を行った。事例分析に際しては、何らかの相談がなされたとみなせる事例(相談者のメッセージの文字数が合計100文字超のもの)を分析対象として、「10代・20代」、「30代以上」の年代層の二つに分類し、それぞれの群から100件ずつを無作為で抽出した上で、相談内容や特徴について分析した。性別は、数件をのぞいてほとんどが女性からの相談であった。

①COVID-19の影響

コロナに言及する相談は全体で10件程度であった。コロナに罹患しているにもかかわらず外出をしようしたり、基礎疾患がある他の家族が感染しないような配慮をせずに身勝手な行動をとり、それに対して注意すると激高して暴言を吐くといった内容が数件あった。また、コロナ禍で(相談者が)休職に追い込まれて収入が減ったり、夫が経営する職場で働かざるを得なくなり、暴言や威圧的な言動が悪化したといった相談も数件あった。その他、コロナ禍でどこにも出かけなくなったために自宅内での監視が強まり逃げることができないといった相談も見受けられた。

また、離婚後の面会交流に関する相談で、子どもを他県や感染者の多い地域に連れていくことが不安だが、怖くて伝えられないといった悩み等があった。

②性的DVを含む相談

20代から40代にかけて性的DVを含む相談が多くみられ、少なくとも20件程度あった。その多くが、性行為を断ると激高したりそれ以降無視が続いたりするので断れないという内容であった。中には、翌月の生活費を減らされたり、「それなら生活費を半分負担しろ」等と言われたりといった経済的な力関係を濫用して性行為を強要するという内容もあった。また、体調が悪かったり、妊娠中でお腹が張って痛い、性交痛がある等と訴えてもやめてくれない、夜中寝ていても無理やり起こされる、昼間に子どもの世話をしなければならぬのに聞いてくれない等、相談者の体調や都合を気づかうことがなく一方的に性行為を求められてつらいといった相談が多かった。

妊娠できない状況であるにもかかわらず避妊をしてくれずアフターピルを飲んだ、コンドームをつけてとお願いしても「だったらしない、エッチができないならお前がいる意味はない」といった人格を否定することを言われる等、避妊に協力してくれないという相談も数件あった。その他、裸の写真や動画を撮影される、別れるなら動画をばらまくと脅されるといった相談も数件みられた。ある相談では、会社や友人との飲み会があると、その日の夜に寝ているところを何度も蹴られ、裸の写真が撮られたといった、相談者の行動に対する「制裁」や「報復」として性的DVがもちいられていることもあった。

③10代・20代からの SNS 相談の特徴

全体の6割以上がDVに関する相談で、そのうち夫婦や同居の恋人からのDVが8割程度、同居していない恋人からのDV（いわゆる「デートDV」）が2割程度であった。全体の3割程度が家族からの暴力（多くが父親からの暴力）に関する相談であった。また、全体の1割程度が当事者ではない第三者からの相談で、両親や友人のDV被害、恋人の家族からの暴力被害等であった。中には、ネット上での知り合いが監禁されているといった相談もあった。

A.DV・交際相手からの暴力の相談の特徴—身体的DV

DV被害を含む相談のうち2割近くの相談に身体的DVに関する相談が含まれていた。また、身体的DVを含む相談の半数で「首を絞められる」という生命に関わる危険な暴力が含まれていた。例えば、「喧嘩した際、彼に顔を殴られ、殺すと言われて首を絞められたが、警察を呼ぶほどのことなのかどうかわからなかった。大事にしたらまた怒られそうで怖かった」、「今日、何度も首を絞められて怖くて、子どもを連れて実家に逃げてきた。警察に相談すれば夫を追い出してもらえるのか」、「外出時に喧嘩になり、家に戻ってきたら首を絞められた。部屋から出してもらえない」といった内容の相談がみられた。

喧嘩になると「物を投げつける」という身体的DVが多く見受けられた。例えば、携帯や消毒液のボトル、水筒等、当たればケガをする危険があるものも見受けられ、実際、「唇が腫れた」、「胸に当たって腫れている」といったケガをした被害者もいた。

ケガをしたり、命にかかわるような身体的DVを含む相談に対しては、相談員がすぐに警察を呼ぶようアドバイスをしているが、「警察を呼んでも取り合ってもらえないかもしれない」、「近所の人に知られてしまう」、「警察を呼んだことで逆上してさらに暴力が激化するかもしれない」といった不安が多く見受けられる。また、警察に相談したら相手がどうになってしまうのかという不安や、相手に対してどのような対策を講じてもらえるのかといった情報を求める書き込みも多い。依然として警察に相談することに対して心理的ハードルが高いことがうかがわれる。特に、小さい子どもがいる場合、「子どもが連れていかれるのではないか」と心配している相談もあった。

B.DV・交際相手からの暴力の相談の特徴—社会的DV

DV相談のほとんどに精神的DVが含まれているが、とりわけ束縛や行動の制限等の社会的DVが多く見受けられた。異性同性を問わず交友関係を制限される、普段からスマホをチェックされたり、友人と遊びに行こうとすると家に来て妨害されるといった相談や、中にはGPSで監視されているといった相談もあった。また、一日中電話をつなげておかなくてはならず、そのせいで友人を失ってしまったといった相談や、LINEの既読がすぐにつかないと不機嫌になり、その後長時間無視される、アルバイトをさせてもらえないといった行動の制限もあった。

行動を制限するために相談者に極端なルールを課し、それを守らないときは動画や個人情報などをばらまくと脅したり、家から閉め出したりするといった相談もあった。

C.DV・交際相手からの暴力の相談の特徴—経済的 DV

それほど件数は多くなかったが経済的 DV を含む相談もあった。例えば、妊娠中や子どもが小さく手がかかるにもかかわらず、「働いてないくせに」、「稼がないなら価値がない」等と言って生活費を減らす、生活費が足りないと伝えると「自分が働けば?」、「裁判でもなんでもしてください」等と言われて相談することもできず、生活に困窮しているといった相談があった。

④30 代以上からの SNS 相談の特徴

数件を除いて、ほとんどが夫婦や同居する恋人からの DV に関する相談であった。

A.DV 相談の特徴—精神的 DV

ほとんどの相談が精神的 DV を含む相談であったが、DV に関する相談の 2 割以上で「モラハラ」という言葉を使っていた。例えば、「夫のモラハラがひどくて毎日がつらい」、「夫の言葉がきつくてつらいが、これはモラハラにあたるのか」、「友達にモラハラだと指摘された」、「モラハラ診断をするとほとんどチェックがついた」等である。

精神的 DV の内容としては、例えば、日常生活について一方的なルールを押し付け（毎日 1 時間マッサージをしる、子どもを風呂に入れる以外はすべてお前がやれ、買い物は 1 時間以内でレシート提出等）、それができないと「バカだからできない」、「家政婦を雇ったほうがまし」、「こっちが上だろ、立場わかってんのか」等と人格否定をされたり、威圧的な言動をされるといった相談が多くみられた。中には、毎日家事や育児についてのレポートを書き、それに対して「伝えるのが遅い」、「部屋が片付いていない」といった理由をつけて反省文を書かせ、反省文の内容等についてケチをつけてまた反省文を書かせるといった内容もあり、相談者が精神的に追い詰められていた。

環境の変化によって DV の頻度や悪化を懸念したり、メンタルヘルスの悪化を相談するものもあった。例えば、「夫が単身赴任の時期もあってどうにか我慢してきたが、今年定年することになり耐えられるか不安」といった相談であったり、妊娠している相談者からは、「家を追い出されて実家に避難している」、「暴言を吐いたり物を壊したり、(上の) 子どもに当たったりするのをなんとか我慢して夫を刺激しないように過ごしてきたが、いま無気力で、立ち上がる気力もでない」といった内容もみられた。

精神的 DV であっても、命に関わる危険な暴力はありうる。例えば、不機嫌になると運転が乱暴になり、他車を煽ったり、急発進急ブレーキをするといった生命に関わるような危険な暴力を含む相談も数件みられた。

B.DV 相談の特徴—経済的 DV

経済的 DV を含む相談が多くみられ、DV 相談の 2 割近くにのぼった。最も多かったのが生活費を十分に渡してもらえないという内容で、「足りないと言うと怒鳴ったりするので怖くて言えない」、「残りの給料はギャンブルに使う」、「子どもが小さいのにフルタイムで働けと言われる」といった相談があった。また、「病院代等、事前に許可を得ないと使わせてもらえない」、「足りない分をクレジットカードで支払うとあとからうるさく言われる」等、生活費によって相談者の日常生活を管理したり、「喧嘩のたびに子どもの習い事や学童の金を出さないと脅される」、「金が足りないなら子どもを風呂に入れるな」等、子どもを脅しの手段に使うといった相談も複数あった。

C.DV 相談の特徴—身体的 DV

身体的 DV を含む相談も全体の 1 割以上でみられた。「お酒を飲むたびに離婚だと騒ぎ、昨日は首を絞められた」、「昨夜、飲酒後に帰宅した夫から平手打ちされ、唾を吐きかけられ、背中を殴打された。泥酔すると暴力をふるわれるが、次の日は覚えていない」等、酒に酔って暴力をふるうという相談もみられた。中には、「突然怒り出して家の中がめちゃくちゃになっている。暴力は頻繁にあるが、さっきの怒り方は命の危険を感じる、助けてください」といった切羽詰まった相談もあった。

「1 年前に気に食わないことがあってビンタされて以来、イライラすると「殴るぞ」と脅されて怖い」といった相談にもみられるように、身体的 DV は毎回ふるわずとも、脅しの手段として相談者に言うことを聞かせるには十分な効果をもっている。

D.子どもに対する暴力

「子どもに対してもたたく、怒鳴る、大きな音で脅かす」、「上の子ばかりを怒鳴りつけ、不登校気味になっている」、「自分はこうして育てられた、優しくしたらクズに育つと言ってたたくのをやめてくれない」、「昨日、子どもが頭を殴られ、すぐに家を出たいと思っているが所持金がない」といった相談が複数みられた。また、「言い合いになったとき、(子どもを抱いている) 私の髪をひっぱって子どもを取り上げて、『お前に子どもは任せられない』と言われた」、「(元夫との間の) 子どもがゲームをしていたら、『親がバカだから子どももバカ』等と暴言を吐かれる」といった相談もあった。

その他、子どもとの電話を妨害されたり、夜中に離乳食を作る音がうるさいとキレられたりと、子どもの世話をすることを妨害されるといった相談もあった。

E.離婚や別居に関する相談

離婚や別居に関する相談も複数みられた。離婚したいと思っても、「親がひとり親に反対するので、離婚しても頼ることができない」、「離婚をすると子どもを大学に行かせられない」等、様々な理由で離婚を悩む相談者が多くみられた。

別居に関する相談としては、DVが原因で別居をしているものの、離婚していないのでひとり親家庭への経済援助や奨学金等を申請できないといった経済的困窮を訴える相談が数件みられた。

一方で、離婚が成立したとしても、面会交流で元夫との関係が継続することも多く、例えば、「子どもの負担やコロナ感染のリスクを考えずに遠くに連れ出そうとする」、「面会交流の方法を一方的に決められ、話し合おうとすると『慰謝料を要求する』等、威圧的な態度にでてくる」、「今でも暴力をふるわれる夢を見たりして精神的にまいっており、やり取りを第三者機関にお願いしたいが、怖くて言い出せない」等、精神的に追い詰められているといった相談がみられた。中には、「ずっと頭の中が元夫のことで支配され、日常生活や子どもといる時間にも支障が出ている」という相談もあり、相談者だけでなく子どもの環境にも負の影響を与えていることがうかがわれる。

F.周囲からの孤立

夫のDVを周囲の人に相談しても、「あなたが大人にならないと」、「好きなものを作ってあげたら、そのうち向こうから謝ってくる」、「(監視されることについて)心配されている、愛されているんだよ」等と言われ、「私に非があるのか」、「私のがまんが足りないのか」と自信を喪失している内容の相談もみられた。一方で、状況を知る実家の家族に離婚を勧められるも踏ん切りがつかないでいると、「(離婚しないなら)実家を頼るな」と言われ、実家からも孤立してしまっているといった相談も見受けられた。

4)メール相談

メール相談における相談・対応件数、相談日時等を把握するため、DV相談プラスウェブサイトでのメール相談フォームを通じて送信された相談内容、受信日時等を記録した台帳を用いて分析を行った。

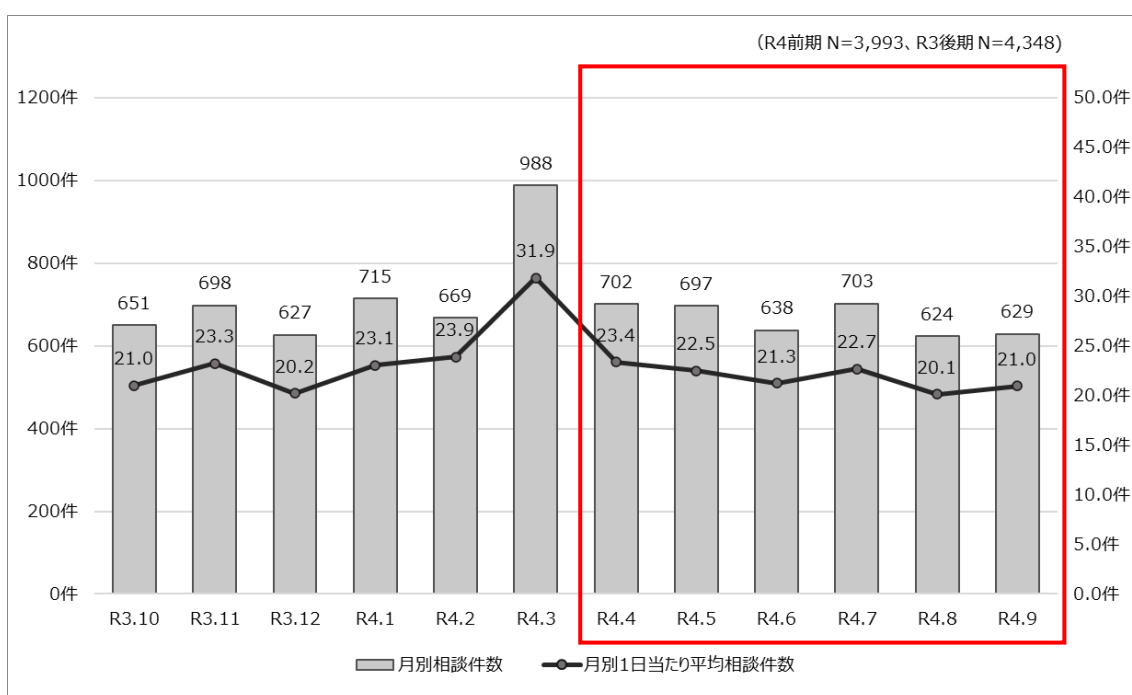
(1)相談件数

R4年度前期の相談総件数は3,993件。R3年度前期の4,348件から約8.2%の減少となったが、R4年3月に同一相談者から大量のメール(約300件)が寄せられた影響を差し引くと、R3年度前期とほぼ同水準と言える。

相談件数は4月から9月にかけて620~700件とほぼ同水準で推移している。

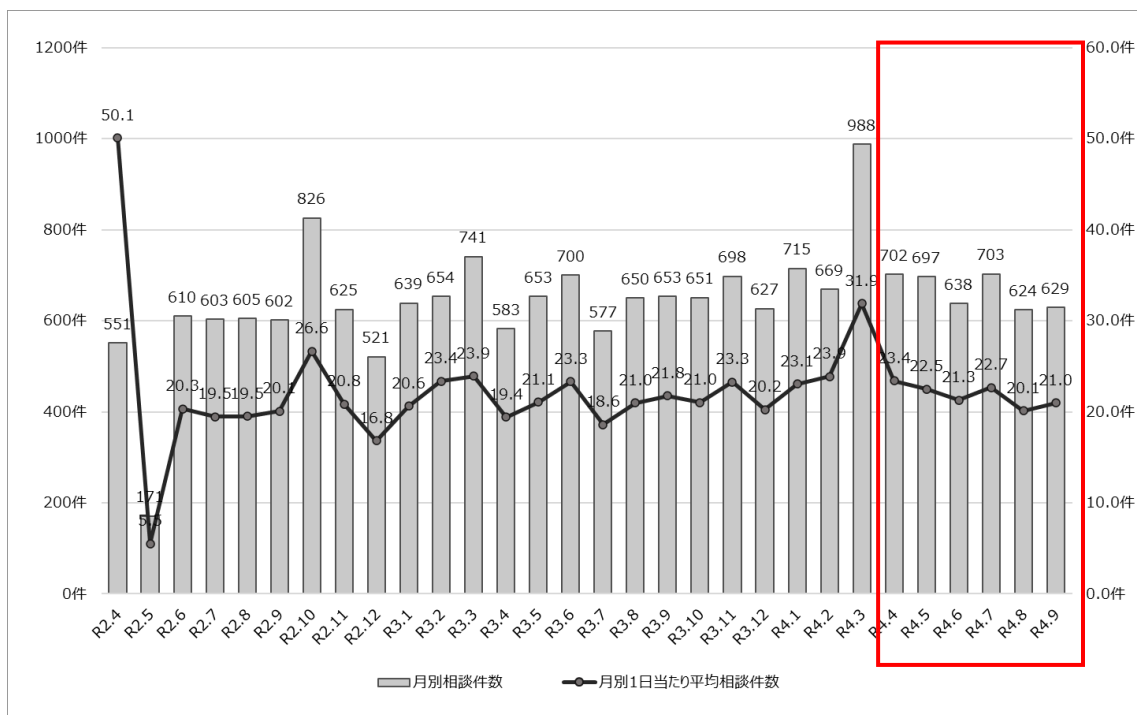
なお、メール相談についてはデータの制約から、他の相談手段と同等の対応件数及び対応率の算出は困難である。

図表 2-30 月別相談件数及び1日当たり平均相談件数の推移(総数)



※R4.3の急激な増加は、同一相談者から大量のメールが寄せられたことによる。

図表 2-3 1 月別相談件数及び1日当たり平均相談件数の推移 (DV 相談開始以降、全期間)



【参考：DV 相談プラス事業受託団体（現場）からの意見】

- メールを、SNS のように使う（短文でのやり取り）方が増えている。
- 危険度が高いメール相談が入ってきた場合には、かなりの確率で SNS 相談に移行してもらっている。
- SNS を使ったやり取りが普通になっている年代がどんどん増えている。電話、メールしかできない相談者は減ってきている印象である。
- メール相談で長文を送ってくる人には、具体的なアドバイス（裁判等）を求める人や、精神疾患を抱えている人等が多くなっている。
- 一方、リアルタイムでやり取りを行う SNS 相談は合わないという人は一定数いる。そのような人たちにとってメール相談は使いやすいツールではないか。

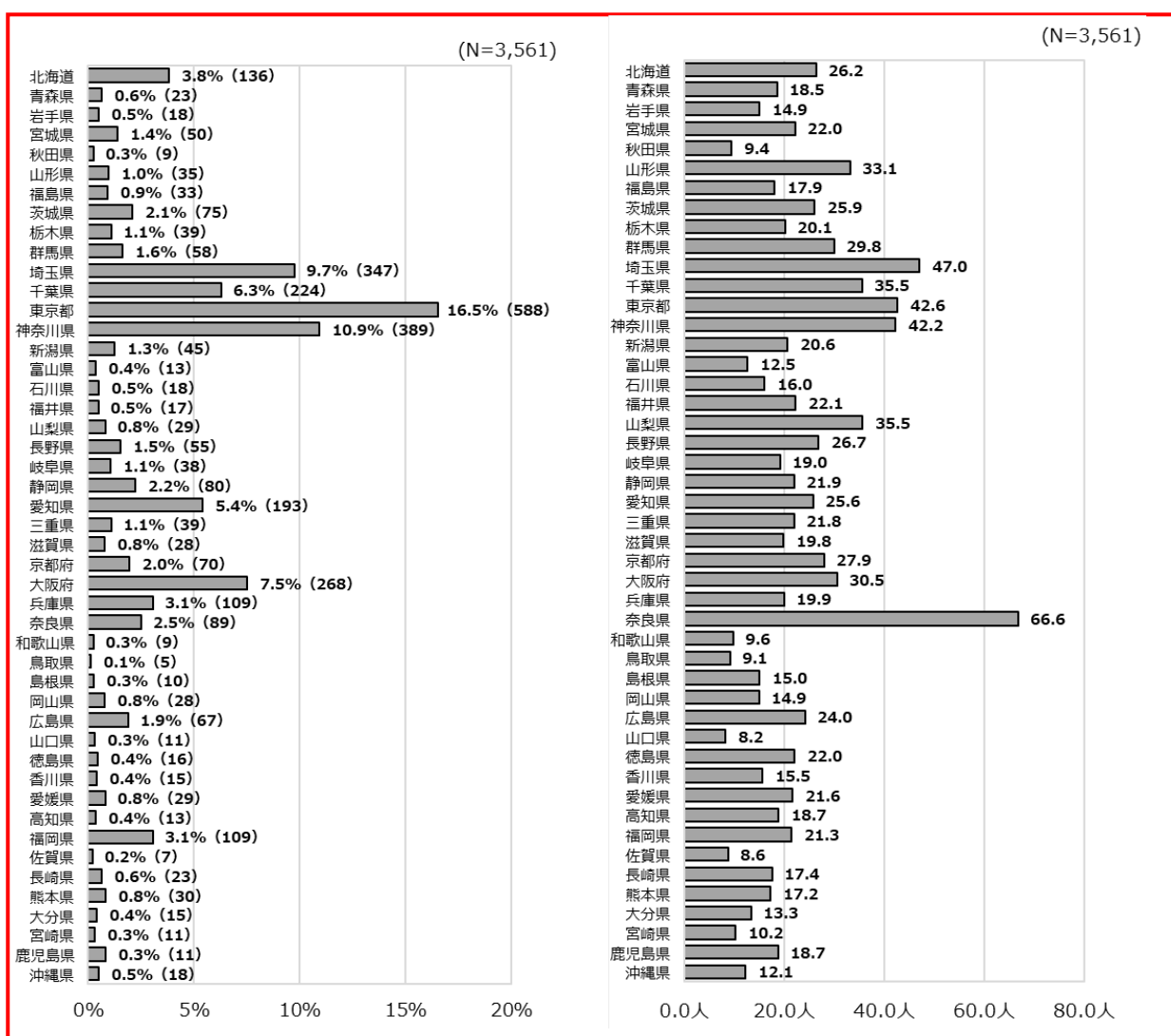
R4 年度前期の都道府県別の相談件数は、東京都が最も多く、588 件と総数の 16.5%を占める。次いで神奈川県（389 件、10.9%）、埼玉県（347 件、9.7%）、大阪府（268 件、7.5%）、千葉県（224 件、6.3%）の順となっており、大都市圏中心の構成となっている。

一方、これを人口 100 万人当たりで見ると、奈良県（66.6 件）、埼玉県（47.0 件）、東京都（42.6 件）、神奈川県（42.2 件）の順となっている。

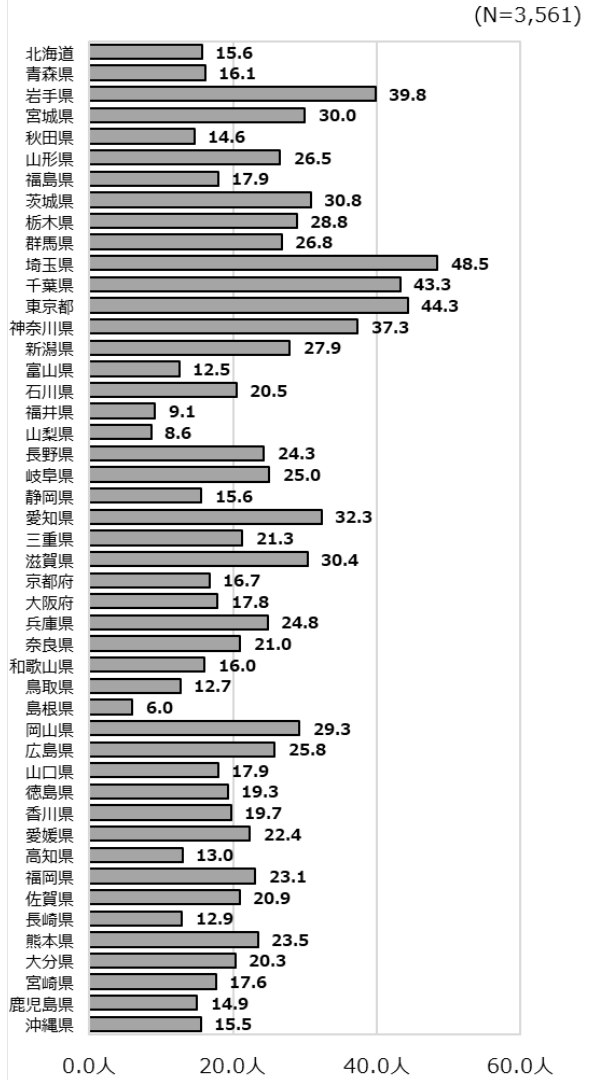
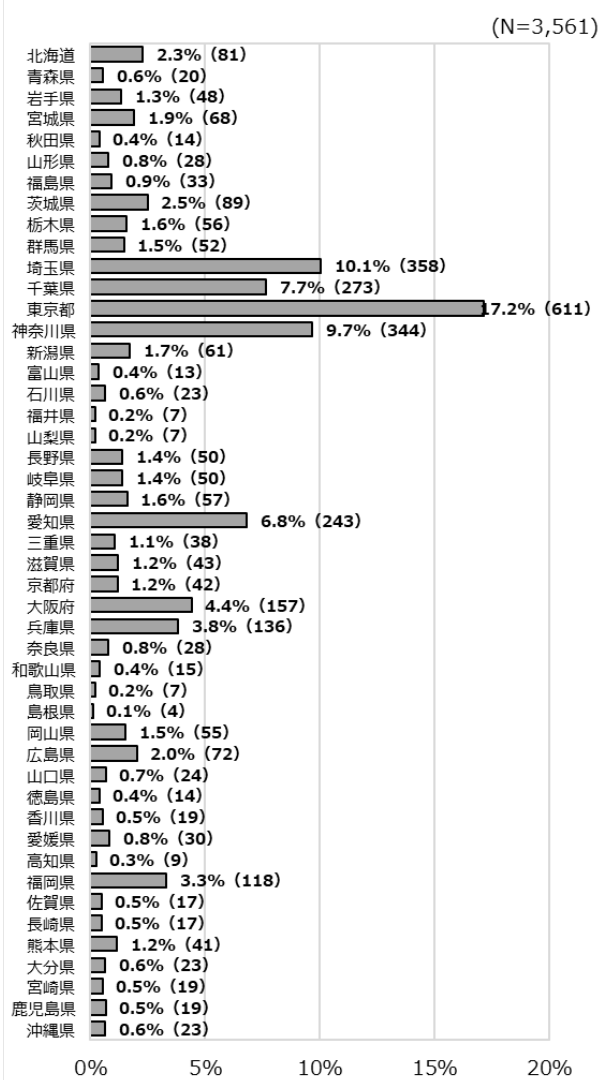
図表 2-3 2 都道府県別相談件数

（左：相談件数における各都道府県別の割合（カッコ内の数値は相談件数）、
右：各都道府県における相談件数の人口 100 万人当たり）

【R4 年度前期】



【R3 年度前期】



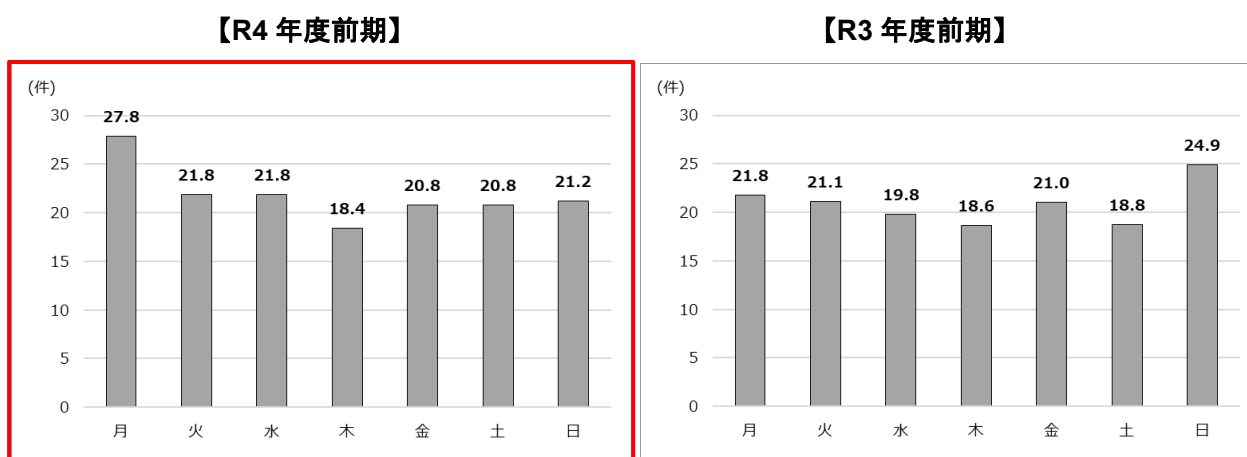
(2)相談日時

DV 相談プラスウェブサイト上のメールフォームから送信された相談内容を記録したデータを用いて、メール相談の曜日ごとの相談件数の分析を行った。

①曜日別／曜日種別相談件数

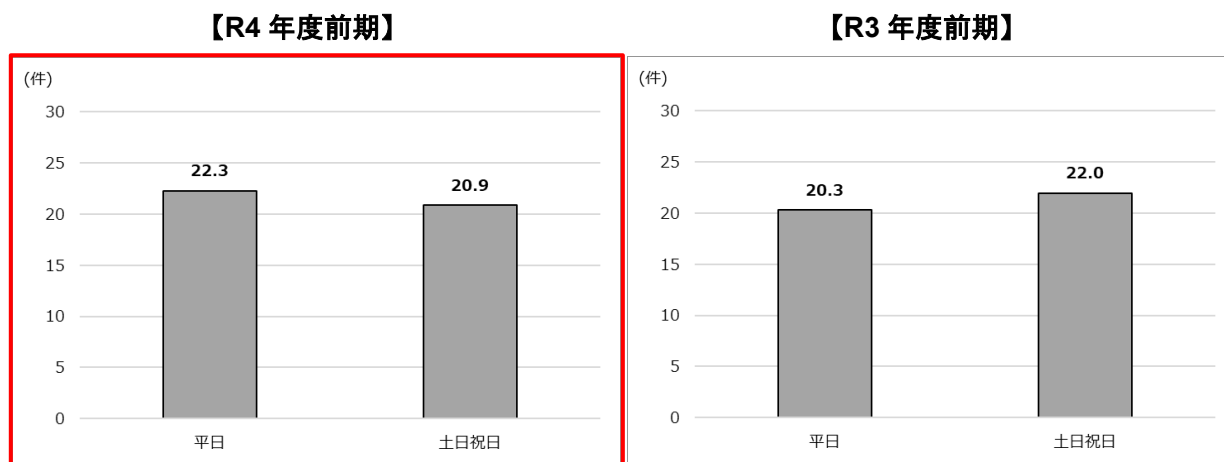
R4 年度前期の曜日別の平均相談件数は、月曜日が最多で 27.8 件、次いで火・水曜日で 21.8 件、最小は木曜日の 18.4 件となっている。月曜日が最大となったのは、電話相談、オンライン・チャット（SNS）相談と同様の傾向である。

図表 2-3 3 曜日別平均相談件数



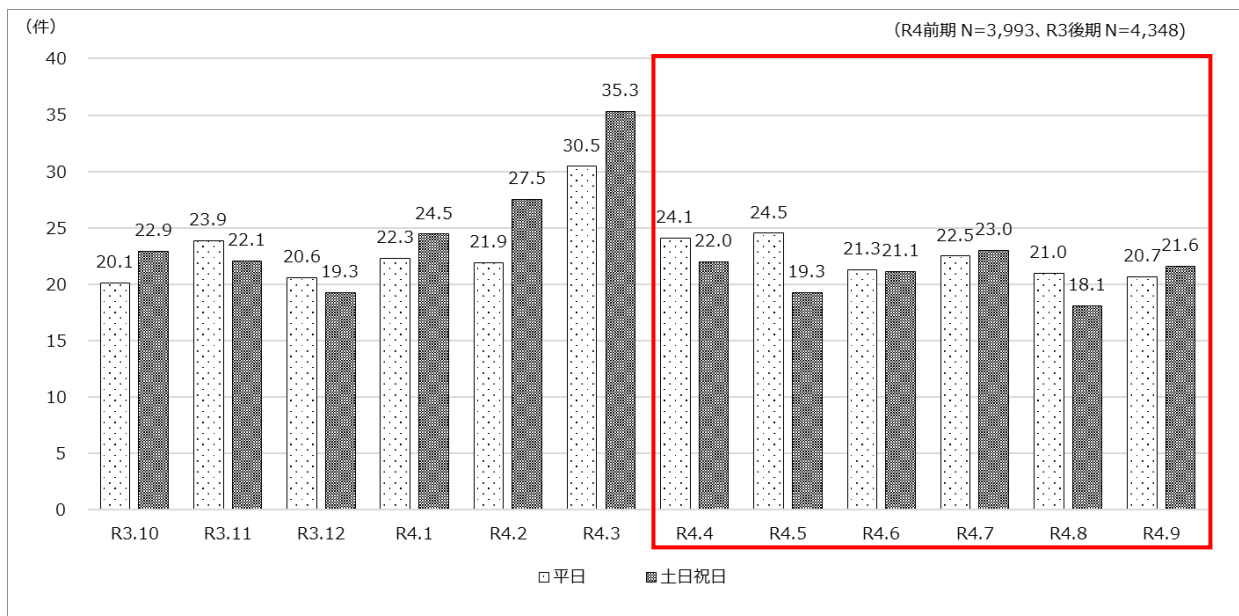
曜日種別に平均相談件数をみると、平日の方が土日祝日よりも件数が多くなっている（平日 22.3 件、土日祝日 20.9 件）。平日が土日祝日を上回った状況は、電話相談と同様である。

図表 2-3 4 曜日種別平均相談件数



曜日種別平均相談件数を月別にみると、7月と9月以外は、土日祝日より平日の相談件数が多くなっている。

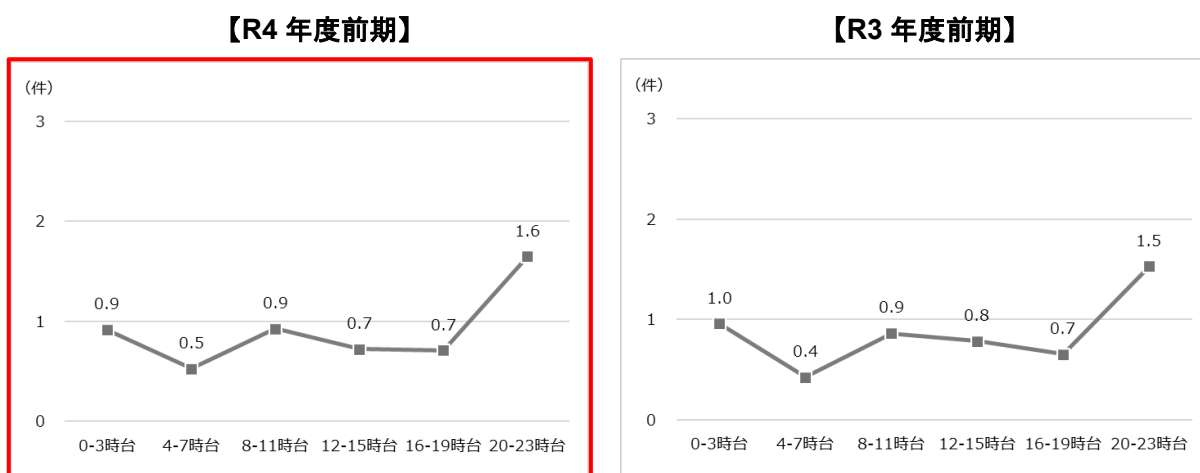
図表 2-35 月別・曜日種別平均相談件数



②時間帯別相談件数

時間帯別平均相談件数は、R4年度前期もR3年度前期同様に、20-23時台が最大で4-7時台が最小となっている。各時間帯当たり相談件数は1件前後となっており、前年同期で比較してもほとんど差はみられない。

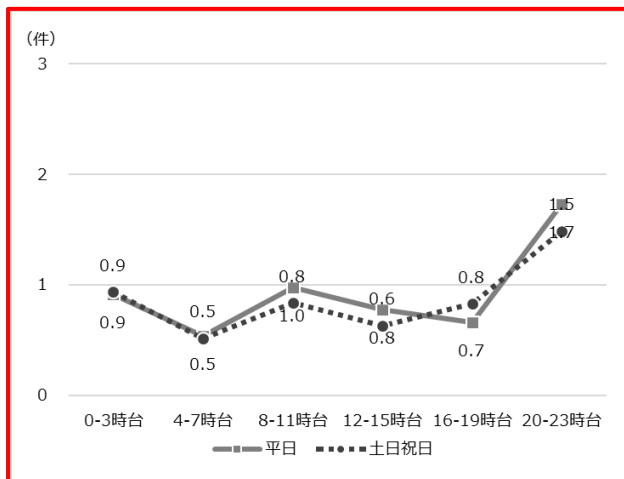
図表 2-36 時間帯別平均相談件数



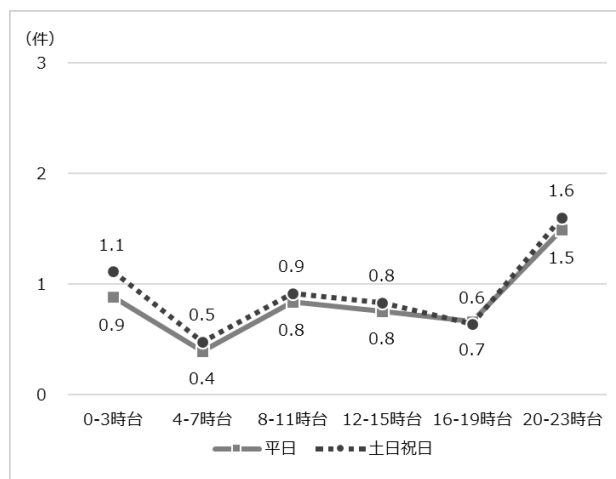
曜日種別でも、20-23 時台に相談件数が多くなる傾向は、平日・土日祝日ともにほとんど変わらない。この傾向は R3 年度前期と同様である。

図表 2-37 曜日種別・時間帯別平均相談件数

【R4 年度前期】



【R3 年度前期】



(3)メール相談の特徴

メール相談の分析にあたっては、相談者から送られた最初の相談メールを分析対象とすることとして、20代までと30代以上の年代層からそれぞれ100件ずつ無作為抽出し、相談の内容や特徴について分析した。

①全体感

全体を通して、84.5%が女性からの相談であり、14%が男性からの相談であった。昨年度までの調査と比較すると若干男性からの相談が増えてきている。また、全体のうち女性からの相談の13%、男性からの相談の36%が、自身の被害ではなく、母親や姉妹、友人が被害を受けており、何かアドバイスはできないかという内容であった。しかし、被害者本人に別れる決心がついていない、DVの認識が薄いため、相談を受けた周囲がヤキモキするものの、情報提供しかできず、どうすればいいかという相談が多い。DV防止法では被害者の意思が尊重されるため、支援者も本人からの相談がなければ支援の手を差し伸べにくいし、警察も身体的暴力がない場合は様子見となることが多いようで、警察に相談したのにどうにもならなかったという落胆の声も散見される。

メール相談は、チャット相談や電話相談とは異なり、即時の対応が難しく、相談者側がすぐレスポンスのないことを不満に思うこともあるようだが、対面での相談に比べて、自分を振り返って相談内容を見直し、客観視して表現することができる。説明的で切迫感に欠けることもあるが、自身の考えを整理して、その時々自身の気持ちを確認するのに役立つと思われる。メールの文面から当事者の心理状況や危機的な状況か否かを完全に読み取るとは難しく、一般的な情報提供や助言の範囲に留まらざるを得ない部分もあるが、メールのやり取りを通じて、必要な支援や情報提供につないでいくこともできるし、自分のされている行為がDVか否か確認したい、情報がほしいといったニーズに応えることができている。また、1年前にメール相談から支援に繋がり、シェルターに保護されて無事に自立することができたという感謝の声もあった。

②10代・20代からのメール相談の特徴

暴力をふるう相手との関係性は、女性83件のうち、配偶者関係が28件(33.7%)、交際相手が37件(44.6%)、家族(父母・きょうだい)が9件(10.8%)、男性15件のうち、配偶者関係が5件(33.3%)、交際相手が3件(20%)、家族(父母・きょうだい)が5件(33.3%)となっており、家族からの暴力についての相談が一定割合を占める。父親から母親への暴言・暴力、きょうだいから自分・母親への暴言・暴力が日常的に繰り返されており、自身も被害にあっているが、主たる被害者が母親で、その被害を何とかしたいがどうにかならないだろうか、相手の機嫌をうかがってビクビクしながらの生活に疲れて逃げたいが、どこにも行く場所がない等、どこにも相談できない、どうしたらいいかわからない、自分が我慢するしかないのか、相手を怒らせずに平穏に過ごせる方法はないだろうかといった内容とな

っている。

男性からの相談 15 件のうち、かつてのパートナーから DV の相談を受けたがどうアドバイスすべきか、近所で児童虐待があるようだから助けてあげてほしい、家族が家で暴れているのだがどうしたらいいか、職場の上司からパワハラを受けているので助けてほしいといった相談が大半で、本人がパートナーからの DV に困っているという相談は 8 件であった。男性からの相談は、具合的なアドバイスがほしい、どこに相談すればいいかという内容も見られた。

交際相手からの暴力の場合、両親に知られたくない、警察には行きたくないというケースも多い。関係改善のため相手に暴力的な言動を改めてほしいと伝えても、話を聞いてもらえない、話が通じないことが多く、自分が我慢する以外の方法がわからない、自分の心がすり減るのに疲れた、自分がこの世から消えればいいのか、身体的暴力がなければ DV ではないのだろうか、自分がもう少しまくやればいいのか、自分の我慢が足りないのだろうか等と自分を責める人が多い。長期にわたって、家事や育児の不手際を責められ続け、暴力の原因が自分にあると思込まされている人もいる。別れるなら責任をとれ、ケジメをつけろ、金を払え等、理不尽な要求をされて別れられない、自分が何かの「罪」を犯したと思込まされて、償うまで別れられないという相談者もいた。

普段は温厚な相手が、何かの拍子に感情の浮き沈みや態度が豹変することに驚き、疲れ、別れたいという思いもありつつも、仲がよく楽しい時もあると思直して、自分がうまくやればいい関係性を築けるのではと思悩んでいる人もいる。相手との関係改善の方法を相談する内容もみられ、今後の情報提供サイト等には、DV についての理解を深めるものと、相手との関係改善を図るもののがあってもいいのかもしれない。相手の暴力的言動が自分のせいではないと気づく機会がなければ、支援につながろうとは思わないし、思えないだろう。

そのほか、コロナ禍のため、家で過ごす人が増えたせいか、交際中のカップルが同棲や半同棲状態になっていることも多い。相談者の家に相手が同居しているパターンだと、暴力をふるわれ別れたいが、相手に納得してもらえない、どうやったら相手に出て行ってもらえるのかという相談が散見された。

A.暴力の形態

暴力の形態は、20 代では、精神的 DV・モラハラ・束縛等が最も多く、次いで身体的暴力が多い。相手の過去を責める、異性だけでなく友人の連絡先も削除させる、家事育児に完璧を求めできなければ相手の人格を否定する、容姿や体形をけなす、家族との縁を切らせる、自分の性欲に応えるよう強要する（寝ている間に勝手に性交する）、外での行動を逐一報告させる、自分こそが被害者だと主張し警察に被害届を出すと脅す、別れたら死ぬと脅す等、相手の自尊感情を下げさせ、自分だけに依存させるよう仕向けている。束縛された側は、相手に常に怯え、相手を怒らせないように行動しているうちに周囲から孤立し、相談する相手

もなく孤立している。

若年層で相手からの束縛が強い場合、SNS での連絡ツールも削除させられ、友人等とつながることができず、孤立している様子が見えがえる。性的な写真・映像を撮られた、性的な写真・映像を送るよう強要され仕方なく送った、自宅に持ち帰った職場の重要書類の写真が撮られた等、別れたら写真をバラまかれ、社会的に抹殺される恐怖から別れられない、どうしたらスマホの写真を消去できるだろうかという相談もあった。

また、携帯電話等も連絡先や履歴をチェックされることが多く、相談機関に問い合わせたことや情報収集していたことがバレることを恐れる人もいる。

本人の精神状態が悪化したり精神疾患を抱えたりして働けなくなった、経済的に困窮しているため逃げることもできない、親に相談しても関係改善や我慢を求められるのみで相談に乗ってもらえない、どうしていいかわからないという相談内容が多い。また、性的 DV や経済的 DV を受けているという相談も 20 代女性が一番多かった。

また、刃物を投げつけられた、首を絞められた等、命の危険のある暴力をふるわれたケースも 20 代が一番多く、それに加えて、日頃から怒鳴られる、無視される、スマホでのやり取りをすべてチェックされる、GPS で監視されている、役に立たない・無能だと言われ続けるといった精神的 DV を繰り返しふるわれることで、本人の精神的状態も悪くなり、体調不良が理由で家事ができなかったりすると、さらに暴言・暴力が繰り返されるため、悪循環に陥っている様子の相談者もいた。ほとんどの相談内容で複数の DV 類型が重複していた。

B.相談内容と相談先

警察や親・友人、行政等に相談しているケースも多くみられた。しかし、親へ相談しても、「夫婦はお互い助け合わない」と、「相手を支えてあげなさい」等、問題解決につながるものが少なかったり、親の説教により一時的に暴力的言動が止んだとしても長続きせず、すぐに暴力が繰り返されていたりする。また、警察や行政への相談が暴力被害の軽減や問題解決につながらなかったという相談も多い。さらには、本来は頼りになるはずの警察や児童相談所も、自分が被害者だと主張する相手の支配のツールとなってしまう、「捕まるのはお前だ」と逆に脅されたり、子どもへの虐待的な対応や面前 DV を責められるのが怖くて相談できなくなってしまっている。また、「この程度のことを DV といってよいかかわからないが」等、自身の被害を過小評価するような内容や、「身体的暴力がなければ DV ではないのだろうか」といった質問も散見された。

10 代からの相談の場合、親やきょうだいからの暴力を受けている、両親の喧嘩や父から母への暴力を見るのがしんどい、誰にも相談できないし自分が我慢するしかないのかといった相談内容も多い。行政に助けを求めても何もしてもらえないと諦めている相談者もいる。就学中や経済的に自立していないため、家以外にどこにも逃げる場所がなく、社会のどこに助けを求めていいかわからないという内容となっている。逃げようにも、母親が諦めてしまっていて、母親を置いては逃げられない、このまま我慢し続けるしかないのか、相手を

怒らせないようにするにはどうしたらいいか等の質問が多くみられた。

③30代以上からのメール相談の特徴

30代以上の相談者からのメール相談内容では、女性の8割弱、男性の6割強が配偶者からの暴力であった。男性からの相談は全体の13%であり、単に話を聞いてほしいというものもあるが、自身が被害を受けている場合は、妻からのモラハラで自分の心がそろそろ限界だ、なんとか離婚できないか、相手と話ができないのだがどうしたらいいか等、具体的なアドバイスを求めていることが多い。

女性からの相談の場合、精神的DV・身体的DVを受けていても、経済的な問題や子どもの問題、相手が追いかけてくるといった恐怖心等から暴力から逃げられない、親に相談したが頼りにならない、関係改善を求められた、どうやって逃げたらいいかわからないといった混乱している状況がみてとれる。女性の実家や持ち家に同居している場合、相手にどうやって出て行ってもらえばいいのか悩む声もある。暴力に耐えかねて言い返しても、逆に怒鳴られるため言いなりになることも多く、第三者に相談しても、相手は話がうまく、第三者の前だと急におとなしくなる等の二面性があるので、DVがあったことを周囲に理解してもらえない、逆に誹謗中傷を受ける、一度警察を呼んだときも夫の言い分だけ信じられてしまい、DVが妄想だと決めつけられてしまったから、次に警察を呼ぶのが怖い、警察に相談しても、身体的暴力の証拠がない場合、あまり相談に乗ってもらえない、警察や行政に相談しても抜本的な解決につながらず、どうしたらいいかわからないという相談もある。また、過去に暴力・暴言から受けたことでトラウマになり、今もなお苦しんでいる人もいる。

経済的に困窮しているケースでも、女性側が妊娠出産を機に仕事を辞め、生活費を相手に依存しているという場合と、女性側が仕事をしていて収入もあるが、相手に管理されてしまい自由に使えないという場合とがある。

うつ病で休職中の夫の支援がしんどく、夫婦だけの解決が難しいため、第三者の意見がほしいという相談や、付き合っている彼と結婚を考えているが、暴力的な言動や自分を尊重してくれない態度が気になり、このまま結婚して大丈夫か不安に思っているので、相談に乗ってもらえないか等、悩み相談・恋愛相談のようなものもある。さらに、離婚後も、定期的に子どもと面会させなければならず、相手からの暴言が辛い、こんなにつらい思いをして、養育費も支払わない相手になぜ子どもを会わせないといけないのか、相手と関わらずに穏やかに暮らすためにどうすればいいのだろうかといった相談もある。

40代以上のメール相談では、コロナ禍で解雇された、転職したが仕事先でうまくいかない、テレワークが続き家でのイライラが募る、コロナ疲れからか喧嘩の頻度が増えた等の記載が散見された。

A.暴力の形態、SNS を利用した被害が増えている

暴力の形態は、精神的 DV・モラハラ等が最も多く、さらに身体的暴力や経済的 DV を合わせた複合的なものが多い。30 代・40 代女性からの相談では、子どもがいる前での暴言や身体的暴力等があり、子どもへの心理的影響を懸念したり、離婚を考えるものの、子どもの環境が激変することや経済的に困窮するおそれを懸念する内容が多くみられた。

30 代以上では、人格を貶める発言をする、日頃から不機嫌な態度を示す、相手のミスを挙げ連ねる、生活費をもらえない等、暴言・暴力も長期にわたって繰り返され、精神的 DV・モラハラや経済的 DV が中心となっている。30 代以上では、GPS 等を用いた行動監視や頻繁な行動報告を求めるケースもあるが、無視する、口を聞かないといった方法もまだまだ多く、無視に耐えかねて平身低頭して謝って許してもらおうというケースも多い。

若年層のみならず、30 代以上でも、SNS を利用した束縛や監視をされている、性的な写真をばらまくと脅された、別れた際は SNS に個人情報等を拡散すると脅された等、SNS を利用した被害が増えている。相談員も SNS の実情や使用のされ方を理解し、被害を拡大させない方法を提案できることが望ましい。

B.相談の内容ときっかけ

30 代以上の相談では、単に話を聞いてほしい、自分が相手を怒らせるからいけないのだろうか、自分さえ我慢すればいいのだという諦めの内容もあるが、暴言・暴力を減らすにはどうしたらいいだろうか、別れるためにどうしたらいいか、自分のケースでは離婚できるだろうか、どこに相談したらいいか、避難する場所を教えてほしい等、具体的なアドバイスを求めるものが多い。ネット等の情報を収集し、自分が受けている暴力が DV に当たるのだろうと予測しつつも、DV に当たるかどうか知りたい、第三者の意見を聞きたいというものもある。

コロナ禍において、テレワークが増えて、家での子イライラが増えた、解雇され、転職したが夫の子イライラに家族がビクビクして過ごしているといった相談も散見された。

④相談手法の多様化の必要性

交際相手や配偶者からの暴力だけではなく、きょうだいや両親・祖父母からの暴力についての相談も増えてきており、メール相談全体の約 15%を占める。両親の DV を見ていてしんどい、きょうだいからの暴力に家族みんなが困っている、きょうだいを止めてほしい、といった内容も多い。こういったケースでは、行政に助けを求めても、抜本的な解決には至らないため、結局のところ、暴力をふるう側に対して腫れ物に触るような対応をし、本人や周囲が耐え忍ぶしかない状況となっている。家族の問題をどこに相談したらよいかかわからず、DV 相談プラスにつながったケースも多くみられた。

今回調査では、日本語を母語としない当事者からのメール相談は含まれていなかったが、メール相談というツールがあることで、電話相談では自分の気持ちや悩みを表現しにくい

人も落ち着いて相談することができるし、小さな子どもがいて直接相談に行くのが難しいので、メール相談があって助かったとの声もあった。1年前に相談したことを契機に、支援に繋がり、シェルターで保護され、今は資格を取って自立したという人からのお礼のメールもある等、支援者のやりがいにつながる内容もあった。

そのほかには、電話相談に何度も電話した、チャット相談をしたが、返事がすぐ来ないので不安になり、メールをしたというものも散見された。対面での相談、電話相談、SNS 相談、メール相談等、相談手法が複数あることで、自身に適した時間や方法で相談をすることができる。今後も相談の取りこぼしを減らすためにも多様な相談手法を用意しておく必要があり、恒常的な相談体制を維持できるシステムづくりが必要である。

夫婦喧嘩と DV の違いがわからない、モラハラと DV の違いは何だろうか、子どもの前で殴られ、警察に通報したら、児童相談所に通告されて、夫を刺激したのが悪いと児相職員から指導を受けた。そのため、暴力をふるわれてケガをしても、子どもを児相に一時保護されてしまうのが怖くて通報できない、どうしたらいいだろうかという相談もあった。育児ノイローゼ気味になり、夫の首を絞めてしまったという相談もあり、ワンオペ育児等、女性に子育ての負担が偏らないよう、夫婦での分担や子育て支援の充実が必要である。また、妊娠・出産を契機に仕事を辞め、経済力がなくなった女性が、生活費の使い道を厳しくチェックされる、病院に行くなどいわれる等、経済的に束縛され、逃げられなくなっている。特にコロナ禍では、他者とのつながりが希薄になっており、家庭の中で孤立している様子がうかがえる。

毎日「お前がおかしい」と言われてもうわからなくなった、警察に通報して警察官に口頭注意をしてもらうことで 1 週間ほどは暴力が止んだが、徐々にまた暴力をふるわれるようになってきたので、また通報しても大丈夫だろうか等、無力感を覚えたり、暴力が日常になって感覚がマヒし、暴力の後に少し優しくされることで相手に依存してしまうこともある。

DV 相談プラスは、交際相手や配偶者からの暴力についての相談だけではなく、家庭の中で起きる暴力に対する相談も受ける場となってきたり、恋愛相談・悩み相談のようなものも入ってきている。悩みや家の中の暴力について、誰かに相談してもいい、助けを求めることは恥ずかしいことではない、というメッセージを社会が打ち出していく必要がある。

本人の理解では大したことないと思っている内容でも、よくよく聞いてみると深刻な DV だったということもある。被害を受けてからの支援だけではなく、被害が発生する前に、家族や親密な間柄における暴力の問題に積極的に取り組んでいくこと、相談の間口を広くとり、相談者のニーズに合わせた相談先を紹介する等の対応も今後できるようになると望ましいだろう。そのためには、DV 相談プラス事業を一時的なものとするのではなく、全国一律に恒常的にできる仕組みとし、子育て支援、悩み相談、心の問題、自殺防止ダイヤル等その他の支援と有機的に連携し、取りこぼさない支援ができるようになるのが望ましい。どこに相談したらいいかわからない、何とかしてほしいという声に対応できるような仕組みが必要である。

5)外国語相談

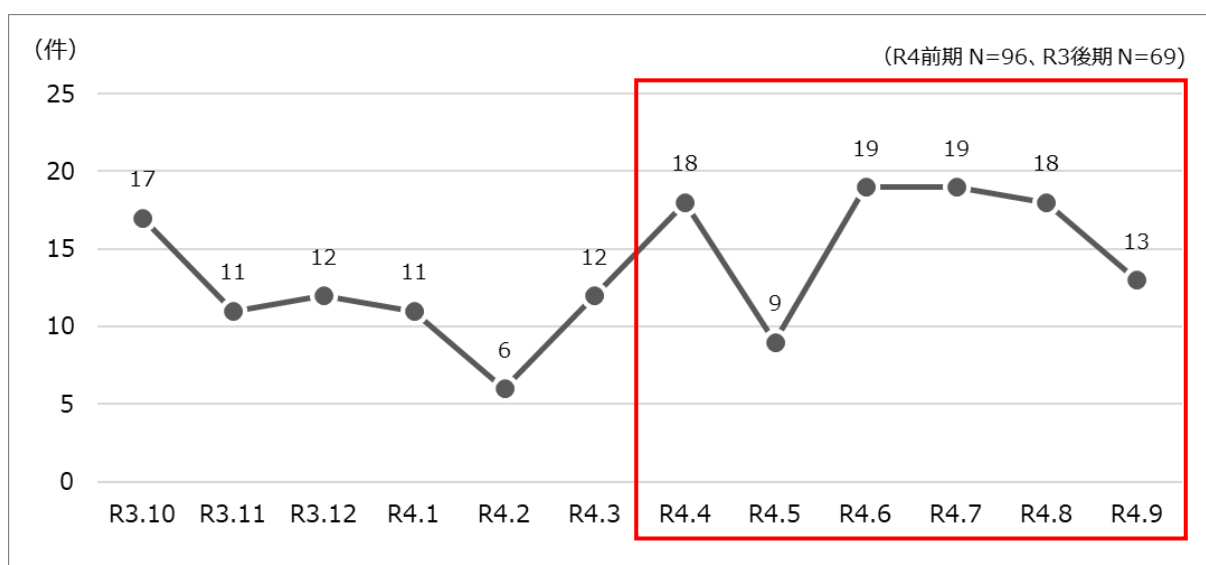
外国語相談の相談件数、相談言語を把握するために、外国語オンライン・チャット（SNS）相談のやり取りの内容を記録したデータを用いて分析を行った。

(1)相談件数

R4 年度前期の相談総件数は 96 件であり、R3 年度後期の 69 件から、約 39%の増加となっている。

R4 年度前期の月別相談件数⁷はおよそ 9～19 数件程度で推移している。

図表 2-38 月別相談件数の推移



⁷ SNS 相談同様に、外国語用のチャットルームが生成された件数を相談件数としており、チャットルームにおいて相談者からのメッセージが送付されなかった場合でも相談件数は1件とカウントしている（同一人物からの複数の相談を含む延べ件数）。

(2)相談言語

R4 年度前期における相談言語は、英語（50 件）が最も多く、次いでタガログ語（23 件）、ポルトガル語（7 件）となっている。R3 年度前期でみられたネパール語での相談はみられなかった。

図表 2-39 言語別相談件数

言語	R3前期	R4前期
英語	20	50
タガログ語	12	23
タイ語	1	2
中国語	6	5
スペイン語	0	4
ポルトガル語	8	7
韓国語・朝鮮語	0	2
ベトナム語	3	2
ネパール語	3	0
インドネシア語	0	0
日本語※※	1	1
合計	54	96

※電話相談・オンライン・チャット（SNS）相談・メール相談の合計

※※日本語はローマ字での日本語テキストによる相談を行ったもの

【参考：DV 相談プラス事業受託団体（現場）からの意見】

- R3 年度の利用数が少なかったことを受け、今年度は様々なコミュニティに対して、DV 相談プラスを広報する体制を整えた。
- 内閣官房で「孤独・孤立相談ダイヤル」が開始されたが、そこでも DV の相談先として DV 相談プラスを紹介している。様々な広報を通じ、DV 相談プラスが周知されるようになった。口コミで広がっているようである。
- フィリピンコミュニティに強いパイプを持てるようになった。
- インターネット上での周知広報に改善の余地があるため、検討して対応していく予定。
- 外国人コミュニティによって、適した相談ツールは異なる。国によって主流な SNS アプリが異なるためである（中国語の場合は WeChat が主流）。
- 外国語相談の場合、SNS 相談だけで終了することはあまりない。どこかのタイミングで、電話等につないでいる。

(3)外国語相談の特徴

10 言語対応の外国語オンライン・チャット相談と電話相談に寄せられた相談全件を分析対象にした点は、これまでと同様である。英語以外の外国語オンライン・チャット相談については自動翻訳したテキストデータを読み込んだ点も、これまでと同様である。

今回の対象期間中の外国語オンライン・チャット（SNS）相談 89 件、電話相談 7 件、合計 96 件となっており、令和 3 年度前期との比較で約 4 割増加している。件数の増加だけでなく、具体的支援につながるケースが増えている。

①相談言語について

言語別相談件数は、前ページの図表に示した通りである。最も多かったのは英語で 50 件、ついでタガログ語が 23 件だった。インドネシア語、ネパール語を除くその他の 7 言語はいずれも 1 桁台の件数だった。

②相談内容及び対応について

A.相談対応状況

オンライン・チャット（SNS）相談 89 件のうち、相談者と相談員の間で情報提供ないし相談的な応答が成立した件数は半数弱で、これまでと比較して大幅に増加している。なかには対応が 6 日間にわたり、対応時間数が 10 時間に及んだケースもあった。こうしたケースについては、相談員の負荷が懸念される。

一方、「応答なし」で実質的な相談が成立していないケースも 30 件以上あり、「こんにちは」、「Help」、アルファベットで「tasukete kudasai」と書き込みはあったが実質的な相談が成立しなかったケースや、チャットの途中で応答が途切れてしまう場合もみられる。このような救援メッセージのみが残っているケースでは、相談者のその後の安全が危惧される。「応答なし」や応答が途切れるケースで考えられる理由としては、相談者と相談員の応答タイミングのずれや、加害者の帰宅等、相談者側の事情も考えられる。

B.DV の態様と相談者のニーズ

被害者からは夫からの身体的、経済的、精神的、社会的暴力についての訴えとそれへの具体的な対処方法についての相談が寄せられている。言語の壁に加えて、ビザについての相談や、パスポートを取り上げられていたり、警察は日本人ではない被害者の訴えは信じないと脅された等、外国籍であることによる困難さについても訴えられている。外国語で相談したい、相談先を知りたい、英語で対応できる弁護士を紹介してほしいといったニーズも高い。日本在住の加害者からデジタルストーキングをされているといった相談も寄せられていた。

被害者の親族から被害者を心配しての相談や、友人が夫から精神的に抑圧されていて離婚されてしまうことを恐れているがどうしたらよいかといった相談も寄せられている。

③電話相談

電話相談 7 件の内容は、緊急性が高いケースへの折り返し電話の場合が多い。日本語電話相談から外国語オンライン・チャット相談を案内し、外国語相談にアクセスはあったが応答が途絶、その後、DV 相談プラス側から折り返し架電しているケースでは、外国語相談コーディネーターが行政の女性相談につないでいる。そのほかにも、外国語相談コーディネーターの折り返し電話から DV 相談センターにつながり、一時保護になったケースもあった。こうしたケースでは、複数日にわたって電話によるケースワークが行われていた。

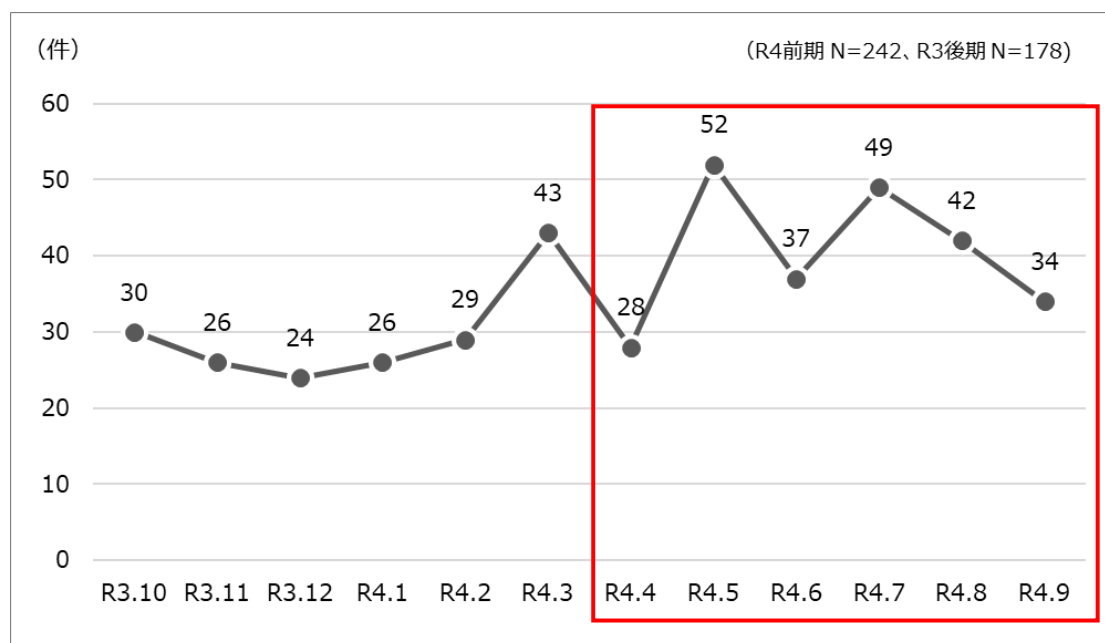
6) 直接支援につなげた相談

直接支援（つなぎ支援）の支援件数、相談手段、相談者の年代等を把握するために、つなぎ支援の内容が記録されているデータを元に分析を行った。

(1) 支援件数

R4 年度前期の相談総件数は 242 件。R3 年度後期の 178 件に対し、約 36% の増加となっている。R4 年度前期の月別支援件数⁸は 28～52 件で推移している。

図表 2-40 月別支援件数の推移



⁸ 同一人物への複数の支援を含む延べ件数。

(2)相談手段

R4 年度前期のつなぎ支援に至った相談を、相談手段別にみると、電話相談が最も多く 234 件 (96.7%) とほとんどを占めている。また、オンライン・チャット (SNS) 相談は 5 件 (2.1%)、メール相談は 2 件 (0.8%) となっている。

R3 年度前期と比較すると、電話相談からつなぎ支援に至る件数は増加しているが、それ以外の相談手段は減少している。

図表 2-4 1 月別・相談手段別支援対応件数の推移

R3前期							
種別	合計	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9
合計	147	17	32	30	29	17	22
電話	135	16	27	28	28	16	20
オンライン・チャット (SNS)	9	1	5	1	1	1	
外国語オンライン・チャット (SNS)	0						
メール	3			1			2
R4前期							
種別	合計	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9
合計	242	28	52	38	48	42	34
電話	234	27	50	37	48	41	31
オンライン・チャット (SNS)	5	1	2	0	0	0	2
外国語オンライン・チャット (SNS)	1	0	0	1	0	0	0
メール	2	0	0	0	0	1	1

(3) 相談者の年代

R4 年度前期のつなぎ支援を行った事例の相談者の年代は、40 代（74 件、30.6%）、30 代（73 件、30.2%）が多く、50 代（34 件、14.0%）、20 代（28 件、11.6%）がこれに続いており、R3 年度前期と比較して、50 代・60 代以上のつなぎ支援件数が増加している。

図表 2-4 2 月別・年代別支援件数

R3前期							
年代	合計	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9
合計	147	17	32	30	29	17	22
10代	3		2	0	0	0	1
20代	23	2	5	4	5	6	1
30代	49	6	11	12	8	3	9
40代	42	7	10	7	7	6	5
50代	18	1	1	4	6	1	5
60代以上	4	1	1	1	0	0	1
不明	8		2	2	3	1	0
R4前期							
年代	合計	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9
合計	242	28	52	38	48	42	34
10代	2			1		1	
20代	28	4	8	3	1	7	5
30代	73	7	16	15	17	10	8
40代	74	12	16	12	14	12	8
50代	34	2	10	4	8	7	3
60代以上	18	2	2	3	2	5	4
不明	13	1			6		6

(4)支援内容

R4 年度前期の支援の内容別には電話相談が最も多く、期間中に延べ 504 件を行っており、R3 年度前期の 404 件から大きく増加している。そのほか、面談 17 件、同行支援 22 件、宿泊支援 10 件となっており、これらの支援件数も R3 年度前期と比較して増加している。

図表 2-4 3 月別・支援の内容（延べ対応件数）

R3前期							
	合計	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9
電話	404	76	67	83	99	32	47
面談	6	4		1			1
同行支援	8	2	3	2	1		
宿泊	1				1		
合計	419	82	70	86	101	32	48
R4後期							
	合計	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9
電話	504	69	124	71	89	98	53
面談	17	3	2	4	6	2	
同行支援	22	7	3	3	2	5	2
宿泊	10	2	0	2	2	3	1
合計	553	81	129	80	99	108	56

※月を跨いで行ったつなぎ支援は初回相談月で集計。

※宿泊は宿泊支援を実施した回数。1相談者が4泊した場合、対応件数は1となる。

【参考：DV 相談プラス事業受託団体（現場）からの意見】

- R4 年度前期では、70 代以上の方へのつなぎ支援が多かった。DV が周知されてきた結果か、あるいはやっと相談できるようになったのかわからないが、家を出たい等の支援を求め、つながれる状態になった高齢者が多くみられている。
- 年代別に暴力種別の割合をみると、70 代以上の約 9 割が精神的 DV（モラハラ）を受けている。若い頃は深刻な身体的 DV、現在は精神的 DV を受けているが、長年耐えてきてもう我慢できない、家を出たいとして、相談・つなぎ支援となるケースが増えている。
- 経済的 DV があり、長年医療へアクセスできてなかった相談者が多い。精神的 DV だけでは、地域の配暴センターでは保護してもらえないため、民間シェルターに保護された 70 代女性がいたが、ずっと歯医者に行かせてもらえず、歯が一本もない状態であった。長年酷い暴力を受けていた人がやっと声を上げられるようになりながらも、経済的 DV があると自力で抜け出すことが難しい中、DV 相談プラスが支援を行い、力になれた事例がいくつもみられた。
- 70 代の母親を助けたいと娘から相談があり一緒に動いた事例、DV を受けている娘が実家に来ているがどうしたらよいかと親から相談があり、コーディネーターが伴走して警察に相談に行き、加害者の逮捕、被害者の保護に結びついた事例もあった。
- 相談員研修、コーディネーターから相談員への説明徹底（どのようなケースを直接支

援につなぐべきかを丁寧に説明) 等が成果として出ている。

- 緊急支援が必要と感じた時、相談員にチェックをしてもらう項目がある。そこにチェックが入るのは全相談件数の2%程度(30~50件/月程度)だが、うち9割はコーディネーターにつなぎ支援が任せられ、相談から支援へという連携の形ができてきている。

(5)直接支援につなげた相談の特徴

直接支援につなげた相談の内容分析にあたっては、対象期間に直接支援につなげた事例全件を対象に、支援内容のまとめを基に分析を行った。

①つなぎ支援の意義

DV 相談プラスの目的は、第一義的には各地域の配暴センターや警察、自治体の相談支援担当等の、継続的な支援ができる既存の支援機関に相談者をつなぐことであるが、電話、オンライン・チャット（SNS）、メール等において傾聴、助言するだけでは相談者が自分で支援機関につながる事が難しいような、リスクが高い一部の緊急・困難ケースについては、DV 相談プラスのコーディネーターが相談者に折り返し連絡を行って状況を確認し、相談者がいる各地域の支援者・支援機関等にコーディネーターが直接連絡を取って確実につなげる支援を行った。こうした対応を「つなぎ支援」という。

②つなぎ支援の状況

対象期間（令和4年4月～9月）に実施した「つなぎ支援」は、計240件（実人数）であり、前年度同期間が142件であったのと比べて大幅に増加している。そのうち女性は231件、男性は8件、不明1件であった。年代別では、10代2件、20代24件、30代65件、40代63件、50代33件、60代以上18件、不明35件と、被害者の年代は30代・40代が過半数を占める。男性からの相談8件は、2件（40代）が妻から経済DVを受けている、妻のDVにより離婚調停中でつきまとわれ困っている、2件（30代、年代不明）が妻からDVやモラハラを理由に離婚したいと言われた、1件（年代不明）が、元カノが交際相手からDVを受けているようだ、2件（年代不明）が事件捜査のため、被害者の陳述に整合性があるかを確認するため、実際に相談があったのか、警察からの相談内容の確認であった。1件（年代不明）がDV被害証明のための診断書作成依頼を受けた医師からの問い合わせであり、男性からの相談8件のうち、本人がDV被害に悩んでいるという相談は2件のみであった。

全体では、外国籍の被害者からの相談が4件（中国、韓国、フィリピン）、夫が外国籍の被害者からの相談が2件、本人以外からのDV相談が6件、警察や行政、病院からの問い合わせや相談履歴の証明がほしいが8件、行政、警察や弁護士の対応に不満ありが4件であった。

相談内容には、とにかく暴力をふるわれるのが怖い、モラハラ・暴言がひどくて涙が止まらない、自身のすべてを否定されてつらい、逃げたいが子どもがいるため逃げることを躊躇している、暴力を受けているが離れる判断がつかない、家を出てもきっと連れ戻されてしまう、離婚したいがお金もなく方法がわからない、警察に相談しても後が怖い、暴力がひどくなるのではないかと、実家に避難しているが実家の親がDVに無理解でつらい、夫から急に家を追い出されてしまい今後の生活をどうしたらいいかわからないといったもののほか、本人や子どもに障害があることで、逃げることや相談することを躊躇しているケースもあつ

た。

電話対応は、4月 51 件、5月 94 件、6月 62 件、7月 71 件、8月 82 件、9月 53 件と、合計で 413 件であり、その月に 1 回の電話対応で済んだものは 99 件で、2～4 回は 109 件、5 回以上が 7 件であった。

面談回数は 4 月から 9 月の間で合計 13 件であった。同行支援は、4月 5 回、5月 1 回、6月 3 回、7月 1 回、8月 3 回、9月 2 回と、前回調査と同程度であった。宿泊支援は 4 月に延べ 9 日、6月に延べ 14 日、7月に延べ 7 日、8月に延べ 2 日、9月に延べ 7 日で、計 39 日と大幅に増えている。

また、相談員が「緊急支援の必要あり」と判断したのは 124 件、「必要なし」は 99 件、有無の記載なしが 17 件となっている。

「支援の必要あり」と判断するケースは、自殺企図・自殺念慮があるケース、首を絞められる・後頭部を殴られる、重傷を負わされた等身体的暴力の危険度が高いケース、妊娠中の身体的暴力がある等保護の必要性が高いケース、別れたら殺す、親や身内に危害を加えるおそれのあるケース、性暴力被害を受けているケース、暴行で逮捕された夫の勾留期間の終了や本人の退院の時期が迫り、被害の再発のおそれが高いケース、着の身着のまま逃げてきた、もしくは家を出されて行く所がない、一時保護の必要性が高いケース等であった。

③相談後の対応

相談後の対応（複数回答）について相談票データからみると、相談対応のみで終わったものが 96 件、必要な情報提供を行ったものが 97 件、社会資源の提供（所管の警察署の案内、配暴センターを紹介、民間シェルターを紹介）を行ったものが 24 件、来所面談 1 件、同行支援 1 件、その他の対応が 172 件、対応の記載がないものが 6 件となっている。担当コーディネーターへのつなぎやつなぎ支援を行ったのは 168 件であった。

「つなぎ支援」でつないだ先は、主に、都道府県・市町村の窓口、警察、配暴センター・婦人相談所、シェルターであり、そこからさらに弁護士や心理カウンセラー等とつながっていた。

相談者の多くは、複合的な暴力を長期にわたって継続的に受けており、日常的な暴言・暴力を受けることで相手の一挙手一投足に怯える生活を強いられている。自身の受けている行為が DV であるという認識は持っているものの、孤立し相談する相手もいない状態にあり、子どもがいるので逃げられない、逃げる場所がない等、どうしようもない状態に追いやられている。

そのほか、友人や身内があっている暴力被害を心配して相談してきたケースでは、被害にあっている本人自身が支援機関とつながることができるように助言し、見守っていく必要があり、相談者への情報提供に留まらざるを得ない面がある。その際も、相談者が無力感や罪悪感に捉われる必要はないこと、これからもできる限り相談に乗ってあげてほしいといったアドバイスがなされていた。また、勇気を出して、暴力被害について警察や行政に相談

に行っても、加害者の外面のよさと客観的な説明に周囲が丸め込まれることがあったり、夫婦喧嘩とDVの区別がつかず、とにかく離婚するようアドバイスをするだけのところや、離婚してからでないと話を聞いてくれないと感じることもあり、もう二度と相談に行きたくない等、警察や行政の対応に不満を抱える相談者も多い。

DV相談プラスでは、相談員は、様々な相談者の悩みを受け止め、暴力被害に耐え忍んできた相談者を労い、つらい気持ちに寄り添って話を聞いている。相談者の希望やニーズを根気強く聞き、相談者の抱える課題を整理して、必要な情報提供や支援機関の紹介等の対応を行っている。経済的に困窮しており家を出た後の生活への不安を訴える相談者や、離婚の方法や生活保護受給の方法等、具体的に質問をする相談者もあり、コーディネーターのつなぎ支援によって、深刻・緊急な相談者の情報を担当相談員全体で共有することができているため、再度の電話の際にスムーズに対応することが可能となっていた。

2-2. DV相談プラスの利用者の特性

DV 相談プラスの利用者の特性（都道府県別、相談者属性等）を把握するため、DV 相談プラスの相談記録データ（相談票）及びオンライン・チャット（SNS）相談についてはオンライン・チャット（SNS）ログデータ、メール相談についてはメール相談フォームから送信された相談内容を記録したデータ、属性データを用いて分析を行った。

1) 都道府県別

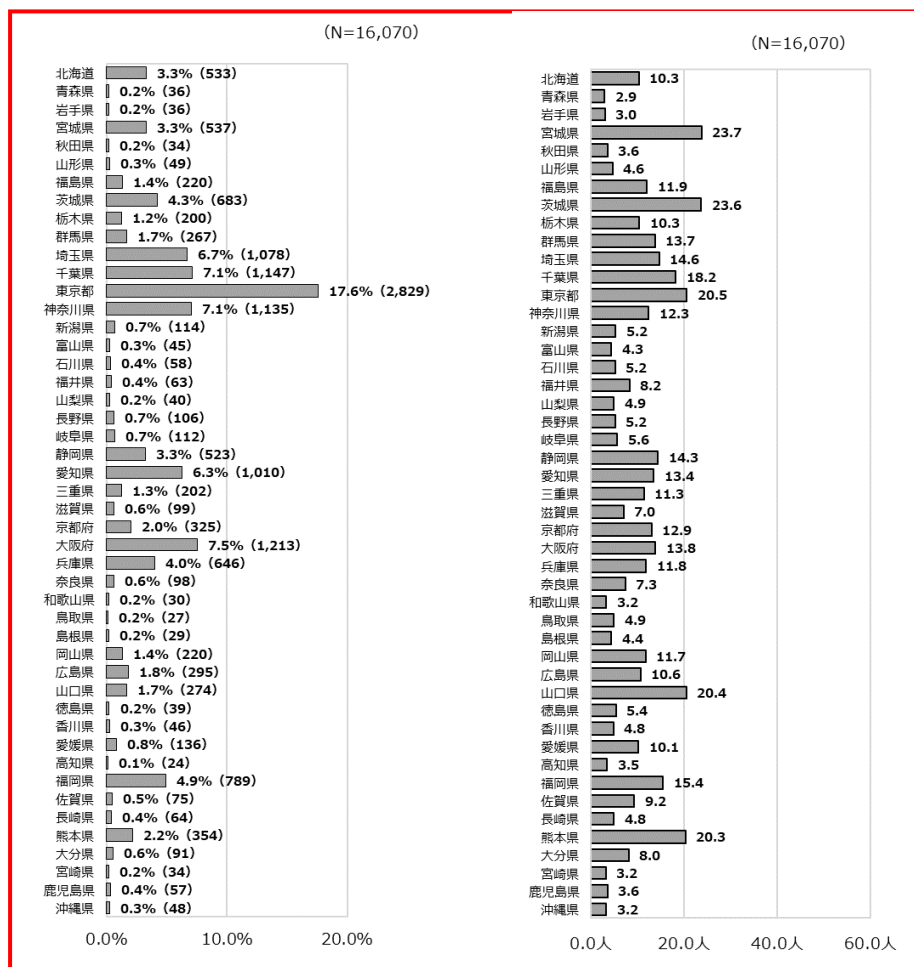
R4 年度前期の相談件数を都道府県別にみると、最も多いのは東京都の 2,829 件で総数の 17.6%を占める。次いで大阪府（1,213 件、7.5%）、千葉県（1,147 件、7.1%）、神奈川県（1,135 件、7.1%）、埼玉県（1,078 件、6.7%）の順となっている。

一方、これを人口 10 万人当たりの相談件数でみると、宮城県が最も多く 23.7 件で、次いで茨城県の 23.8 件、東京都 20.5 件、山口県 20.4 件、熊本県 20.3 件の順となっており、大都市圏以外の県も上位に名を連ねている。なお、これらには頻回者（同一者が多数相談の電話をかけてくるケース）の存在も影響している。

図表 2-4 4 都道府県別相談件数

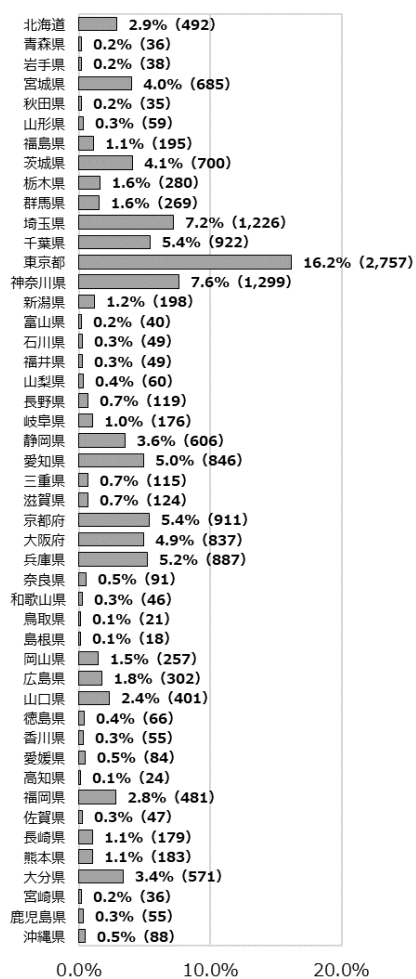
（左：相談件数における各都道府県別の割合（カッコ内の数値は相談件数）、
右：各都道府県における相談件数の人口 10 万人当たり）

【R4 年度前期】

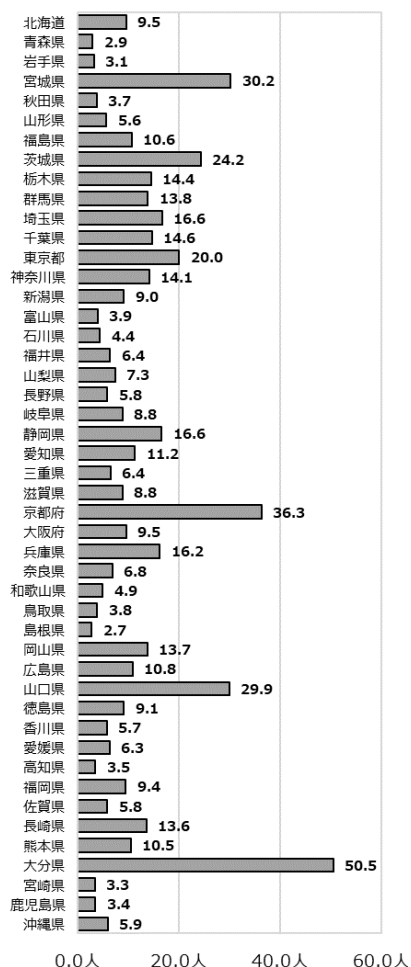


【R3 年度前期】

(N=17,015)



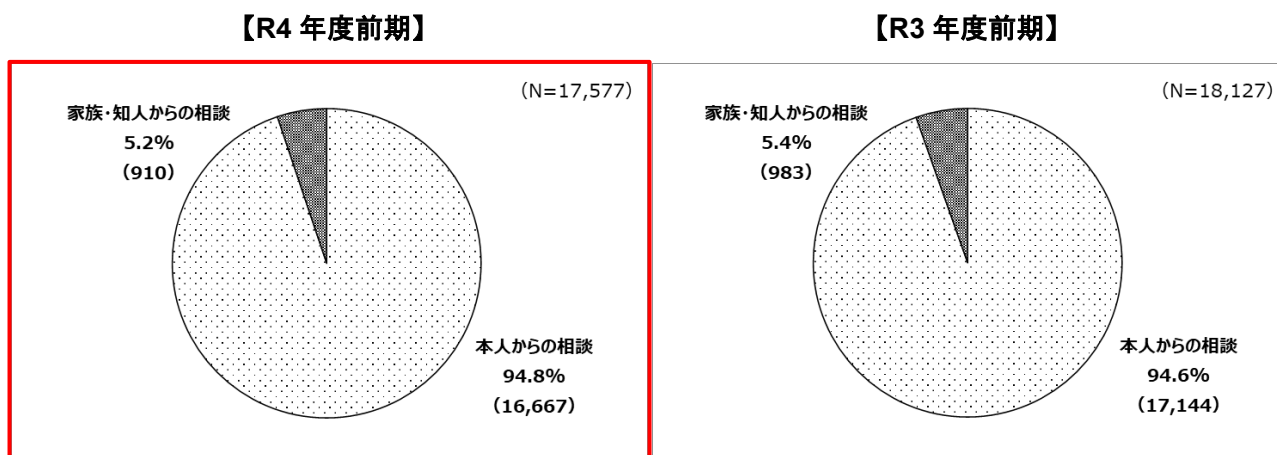
(N=17,015)



2)相談者属性

R4年度前期においては、本人からの相談が94.8%（16,667件）、家族や知人からの相談は5.2%（910件）となっている。この傾向はR3年度前期と同様である。

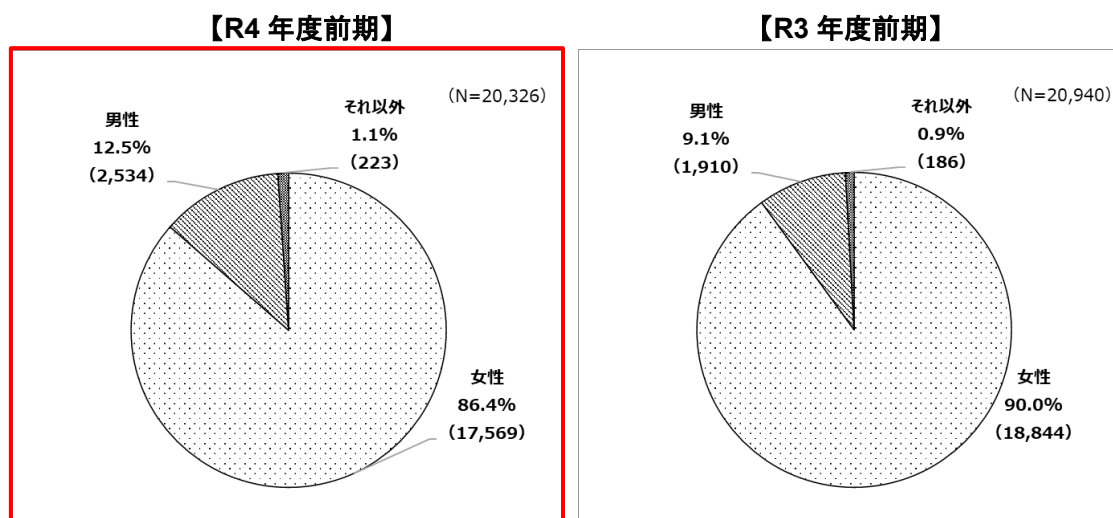
図表 2-45 相談者の内訳



3)性別

R4年度前期は、女性が86.4%（17,569件）、男性は12.5%（2,534件）となっている⁹。R3年度前期と比較して、男性からの相談が若干増加している。

図表 2-46 相談者の性別内訳

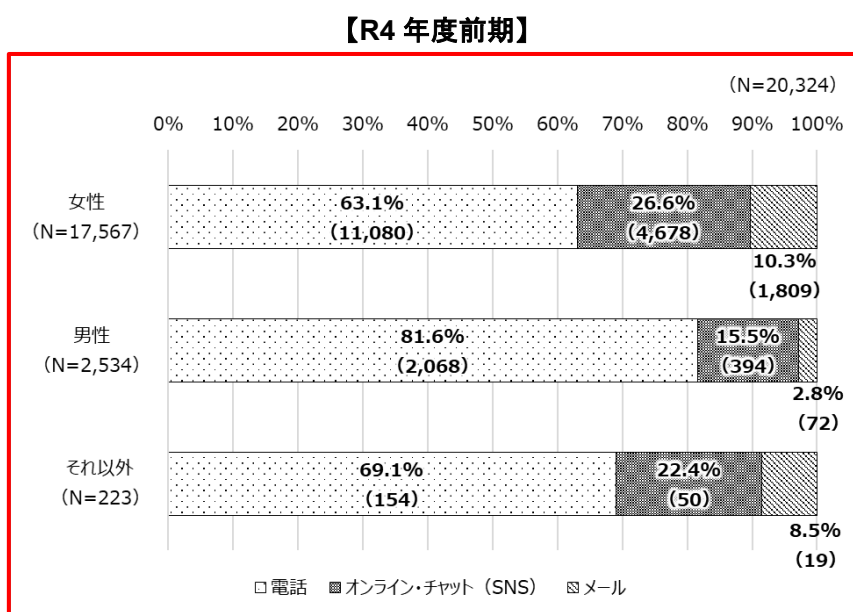


⁹ 相談者が本人でない（被害者でない）場合もあり、その場合に相談者の性別が記録されることもあるため、必ずしもDV被害者の性別ではない点に留意。以下同様。

R4 年度前期において性別と相談手段（電話、オンライン・チャット（SNS）、メール）の関係をみると、女性では電話 63.1%、オンライン・チャット（SNS）26.6%、メール 10.3% であるのに対し、男性では電話 81.6%、オンライン・チャット（SNS）15.5%、メール 2.8% となっている¹⁰。

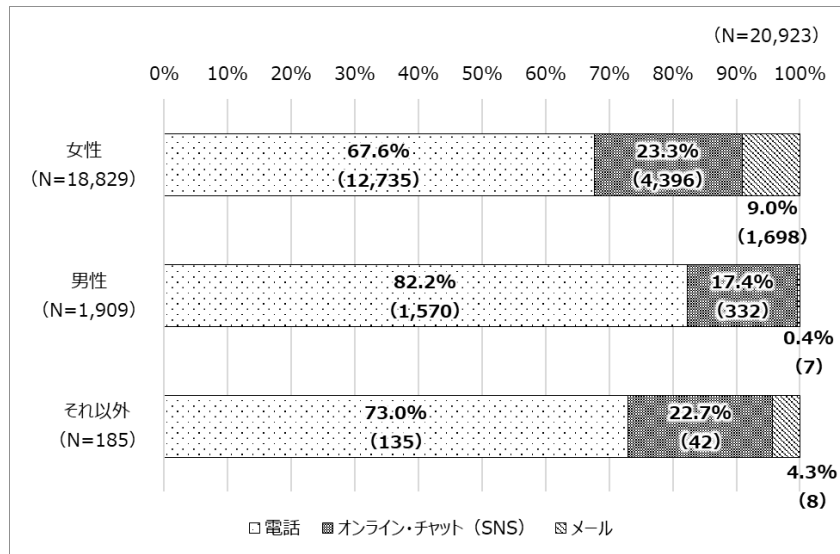
女性では約 1/3 がオンライン相談（オンライン・チャット（SNS）＋メール）になっているが、男性では電話相談比率が高いことが読み取れる。一方、R3 年度前期と比較すると、女性・男性ともにオンライン・チャット（SNS）での相談が、男性でメール相談が増えている。

図表 2-47 性別相談手段の割合



¹⁰ 同じ相談者から同時期に、オンライン・チャット（SNS）とメールの双方により相談があった場合、最後に利用した手段を集計している。

【R3 年度前期】



性別と居住する都道府県内訳は下図のとおりである。R4年度前期では、山口県、千葉県、兵庫県等で男性相談者の割合が比較的高くなっているが、相談記録データを見ると大半が頻回者からの相談となっている。

図表 2-4 8 都道府県別相談者の性別内訳

【R4年度前期】

(N=15,851)			
都道府県名	女性	男性	それ以外
北海道 (N=529)	94.3% (499)	5.3% (28)	0.4% (2)
青森県 (N=35)	94.3% (33)	5.7% (2)	
秋田県 (N=34)	88.2% (30)	11.8% (4)	
岩手県 (N=36)	88.9% (32)	11.1% (4)	
宮城県 (N=533)	96.8% (516)	3.2% (17)	
山形県 (N=49)	81.6% (40)	16.3% (8)	2.0% (1)
福島県 (N=218)	95.9% (209)	3.7% (8)	0.5% (1)
新潟県 (N=114)	94.7% (108)	5.3% (6)	
長野県 (N=106)	88.7% (94)	10.4% (11)	0.9% (1)
群馬県 (N=265)	96.2% (255)	3.8% (10)	
栃木県 (N=198)	88.4% (175)	10.1% (20)	1.5% (3)
茨城県 (N=679)	97.9% (665)	1.6% (11)	0.4% (3)
東京都 (N=2,788)	90.2% (2,515)	6.7% (187)	3.1% (86)
神奈川県 (N=1,133)	87.9% (996)	11.7% (132)	0.4% (5)
千葉県 (N=1,095)	62.3% (682)	35.1% (384)	2.6% (29)
埼玉県 (N=1,072)	94.8% (1,016)	5.2% (56)	
山梨県 (N=40)	95.0% (38)	5.0% (2)	
愛知県 (N=1,007)	80.8% (814)	19.0% (191)	0.2% (2)
静岡県 (N=466)	70.6% (329)	27.0% (126)	2.4% (11)
岐阜県 (N=112)	81.3% (91)	17.9% (20)	0.9% (1)
三重県 (N=199)	70.9% (141)	29.1% (58)	
富山県 (N=45)	91.1% (41)	8.9% (4)	
石川県 (N=58)	93.1% (54)	6.9% (4)	
福井県 (N=56)	96.4% (54)	0.0% (0)	3.6% (2)
大阪府 (N=1,210)	68.8% (832)	30.6% (370)	0.7% (8)
京都府 (N=324)	97.5% (316)	2.5% (8)	
滋賀県 (N=99)	88.9% (88)	10.1% (10)	1.0% (1)
奈良県 (N=97)	96.9% (94)	3.1% (3)	
和歌山県 (N=30)	86.7% (26)	13.3% (4)	
兵庫県 (N=642)	68.7% (441)	31.3% (201)	
岡山県 (N=219)	89.5% (196)	10.0% (22)	0.5% (1)
広島県 (N=295)	92.5% (273)	7.1% (21)	0.3% (1)
島根県 (N=29)	72.4% (21)	27.6% (8)	
鳥取県 (N=27)	70.4% (19)	29.6% (8)	
山口県 (N=273)	61.2% (167)	38.8% (106)	
香川県 (N=46)	97.8% (45)	2.2% (1)	
徳島県 (N=38)	86.8% (33)	10.5% (4)	2.6% (1)
高知県 (N=24)	95.8% (23)	4.2% (1)	
愛媛県 (N=136)	95.6% (130)	4.4% (6)	
福岡県 (N=786)	97.3% (765)	2.4% (19)	0.3% (2)
佐賀県 (N=75)	77.3% (58)	22.7% (17)	
長崎県 (N=64)	93.8% (60)	6.3% (4)	
熊本県 (N=340)	93.2% (317)	3.8% (13)	2.9% (10)
大分県 (N=91)	91.2% (83)	8.8% (8)	
宮崎県 (N=34)	94.1% (32)	5.9% (2)	
鹿児島県 (N=57)	86.0% (49)	14.0% (8)	
沖縄県 (N=48)	91.7% (44)	8.3% (4)	

【R3 年度前期】

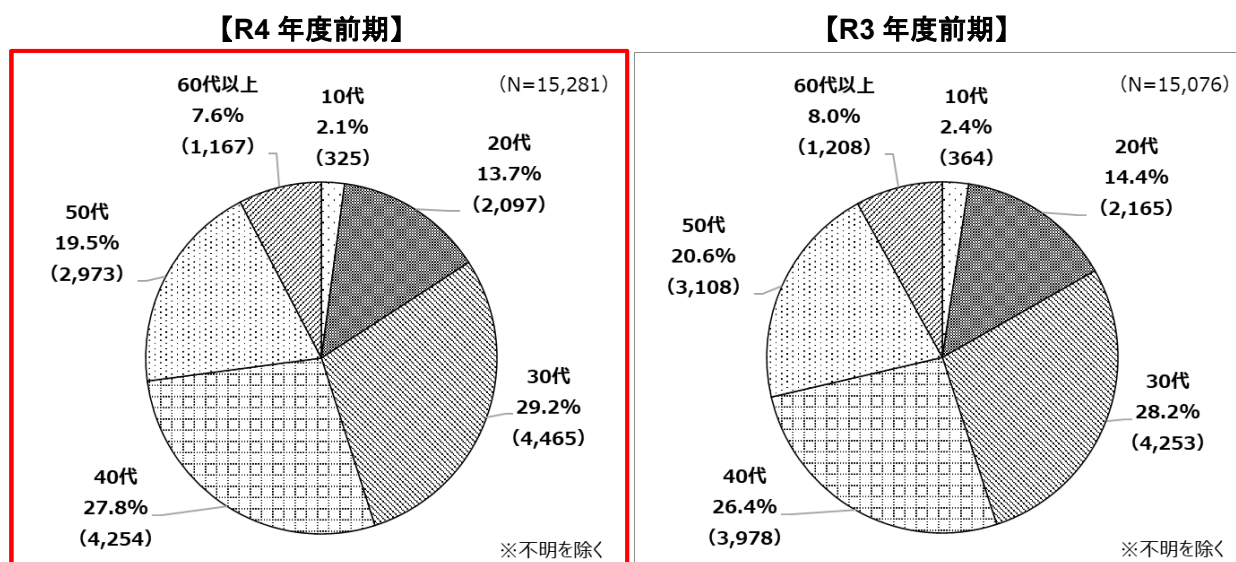
(N=16,884)

都道府県名	女性	男性	それ以外
北海道 (N=492)	96.3% (474)	3.5% (17)	0.2% (1)
青森県 (N=35)	82.9% (29)	17.1% (6)	
秋田県 (N=35)	85.7% (30)	14.3% (5)	
岩手県 (N=38)	94.7% (36)	5.3% (2)	
宮城県 (N=681)	97.7% (665)	2.2% (15)	0.1% (1)
山形県 (N=58)	93.1% (54)	6.9% (4)	
福島県 (N=194)	98.5% (191)	1.5% (3)	
新潟県 (N=198)	95.5% (189)	4.5% (9)	
長野県 (N=117)	90.6% (106)	9.4% (11)	
群馬県 (N=268)	96.3% (258)	3.7% (10)	
栃木県 (N=278)	85.3% (237)	7.2% (20)	7.6% (21)
茨城県 (N=696)	98.0% (682)	1.6% (11)	0.4% (3)
東京都 (N=2,743)	90.3% (2,476)	7.8% (213)	2.0% (54)
神奈川県 (N=1,289)	87.1% (1,123)	12.2% (157)	0.7% (9)
千葉県 (N=916)	91.2% (835)	7.8% (71)	1.1% (10)
埼玉県 (N=1,219)	94.2% (1,148)	5.4% (66)	0.4% (5)
山梨県 (N=60)	90.0% (54)	10.0% (6)	
愛知県 (N=839)	95.4% (800)	3.9% (33)	0.7% (6)
静岡県 (N=595)	95.8% (570)	3.4% (20)	0.8% (5)
岐阜県 (N=176)	76.7% (135)	23.3% (41)	
三重県 (N=114)	89.5% (102)	7.9% (9)	2.6% (3)
富山県 (N=40)	82.5% (33)	15.0% (6)	2.5% (1)
石川県 (N=49)	95.9% (47)	4.1% (2)	
福井県 (N=49)	95.9% (47)	4.1% (2)	
大阪府 (N=818)	87.9% (719)	11.0% (90)	1.1% (9)
京都府 (N=904)	93.4% (844)	6.2% (56)	0.4% (4)
滋賀県 (N=122)	92.6% (113)	7.4% (9)	
奈良県 (N=89)	97.8% (87)	2.2% (2)	
和歌山県 (N=46)	91.3% (42)	8.7% (4)	
兵庫県 (N=882)	66.1% (583)	33.9% (299)	
岡山県 (N=256)	93.8% (240)	5.9% (15)	0.4% (1)
広島県 (N=300)	94.3% (283)	5.7% (17)	
島根県 (N=18)	61.1% (11)	38.9% (7)	
鳥取県 (N=21)	76.2% (16)	23.8% (5)	
山口県 (N=398)	35.4% (141)	64.3% (256)	0.3% (1)
香川県 (N=54)	88.9% (48)	11.1% (6)	
徳島県 (N=66)	92.4% (61)	7.6% (5)	
高知県 (N=24)	91.7% (22)	8.3% (2)	
愛媛県 (N=83)	92.8% (77)	7.2% (6)	
福岡県 (N=477)	88.9% (424)	8.8% (42)	2.3% (11)
佐賀県 (N=47)	87.2% (41)	12.8% (6)	
長崎県 (N=177)	96.0% (170)	2.8% (5)	1.1% (2)
熊本県 (N=175)	92.6% (162)	5.1% (9)	2.3% (4)
大分県 (N=569)	99.5% (566)	0.5% (3)	
宮崎県 (N=36)	83.3% (30)	16.7% (6)	
鹿児島県 (N=55)	98.2% (54)	1.8% (1)	
沖縄県 (N=88)	93.2% (82)	6.8% (6)	

4)年代

R4年度前期では、30代（29.2%）からの相談が最も多く、次いで40代（27.8%）、50代（19.5%）、20代（13.7%）となっており、30代～40代で全体の約5割を占めている。R3年度後期とほぼ同様の傾向となっている。

図表 2-4 9 相談者の年代内訳

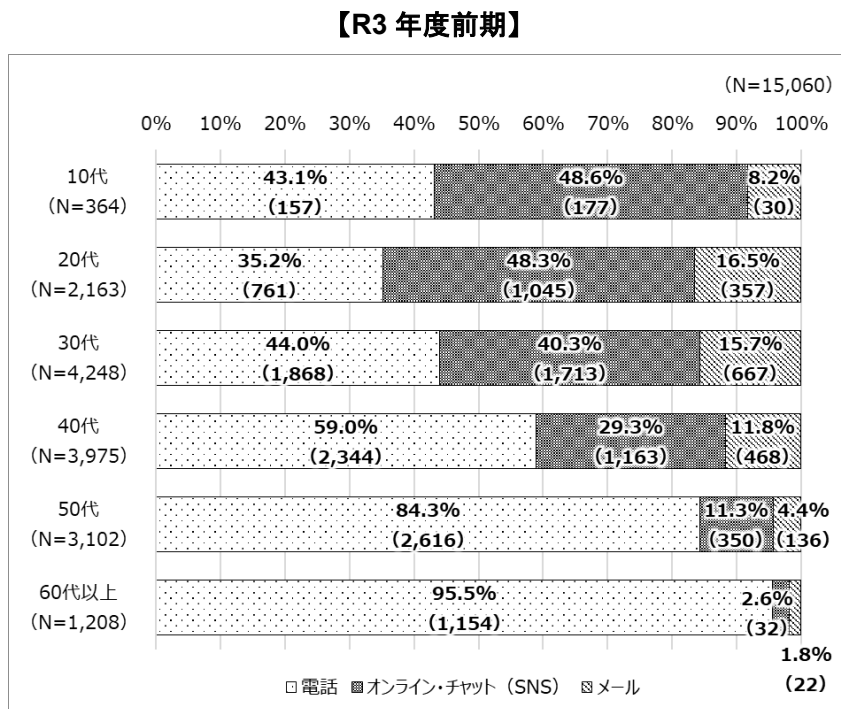
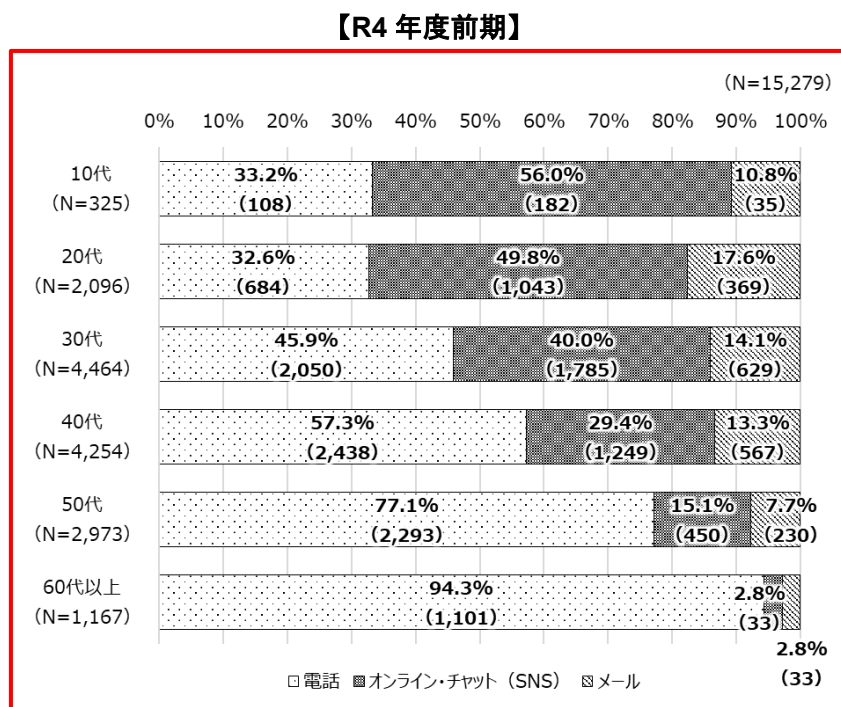


【参考：DV相談プラス事業受託団体（現場）からの意見】

- 若年層からの相談が増えている実感はある。
- 10代では交際相手からの暴力についての相談が多い。その特徴として、男性が年上で、年齢差があるカップルの相談が増えている。教師と生徒、医師と患者等、コントロール下に置かれやすい環境下での暴力が増えている印象がある。
- また、親族間暴力（親からの暴力）も多い。18歳以上では親族間暴力の相談先がないため、被害当事者からの相談、または家族・友人が暴力を受けているとの相談が多くみられる。

R4 年度前期の年代別の相談手段としては、10～20代でオンライン相談（オンライン・チャット（SNS）＋メール）の比率が7割に近づいている点が特徴である。R3 年度前期と比較すると、全年代でオンライン相談比率が増加しており、なかでも10代の伸びが著しい（10代のオンライン相談比率：R3 年度前期 56.9%⇒R4 年度前期 66.8%）。

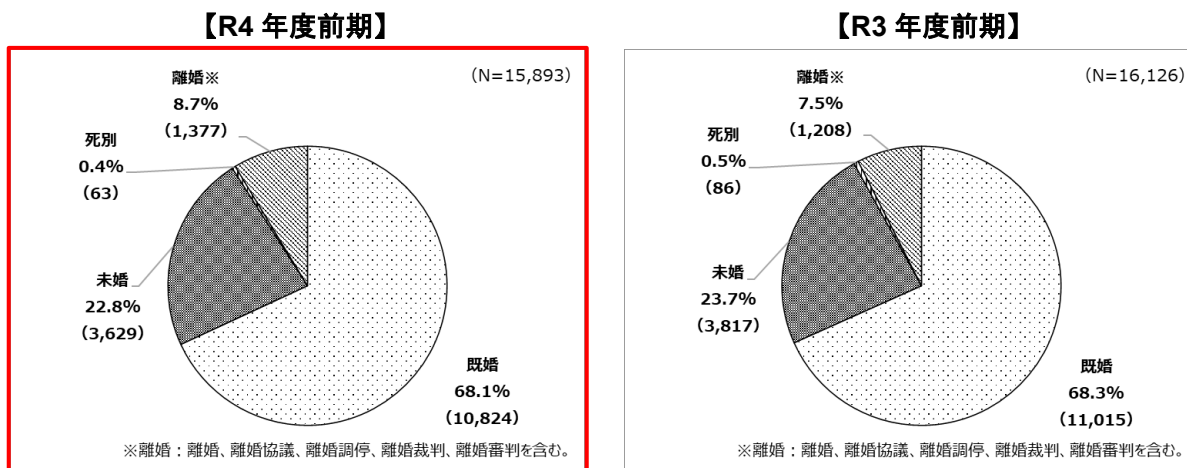
図表 2-50 年代別相談手段の割合



5) 婚姻状況

R4 年度前期の相談者の婚姻状況としては、既婚が 68.1%と最も多く、次いで未婚 22.8%、離婚 8.7%、死別 0.4%の順となっている。この傾向は R3 年度前期と同様である。

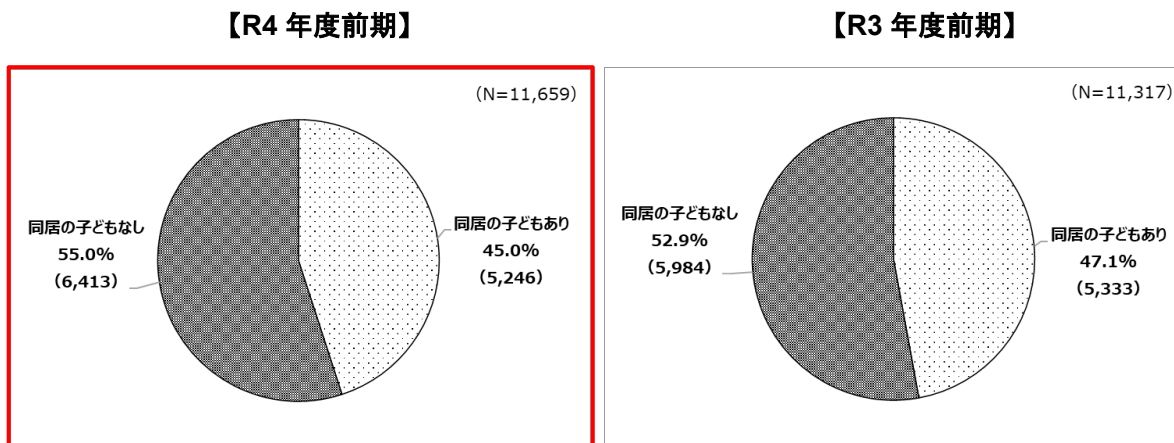
図表 2-5 1 婚姻状況



6) 同居している子どもの有無

R4 年度前期において、相談者に同居の子どもがいると認められるケースは 45.0% (5,246 件) であった¹¹。この傾向は R3 年度前期と同様である。

図表 2-5 2 同居している子どもの有無

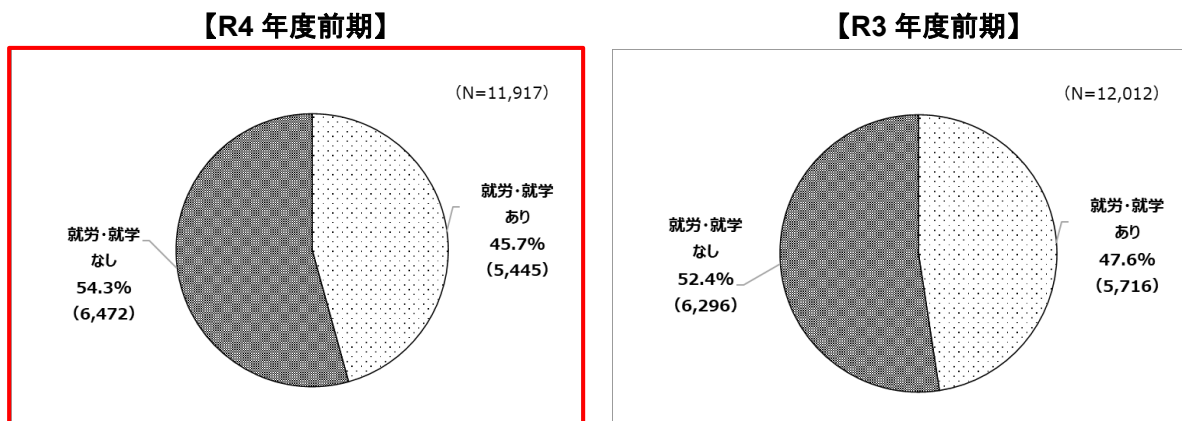


¹¹ 子どもの有無については、相談票に記録されている家族構成欄に「同居家族がいる」と記録されたものを抽出し、そのうち同居家族の内訳が記載されているもの (R2 年度前期：11,317 件、R3 年度前期：11,659 件) について分類を行った。記録内容が自由記述であることに加え、記述内容が統一されていないことから、分析を目的としてデータの統一性を図るため、子どもとわかる記載がされているものを対象とした。また、いずれも同居している子どものみを対象とし、孫がいる場合は対象から除外した。

7) 就労・就学状況

R4 年度前期において、就労・就学なしの比率がやや高くなっている（54.3%）。この傾向は R3 年度前期と同様である。

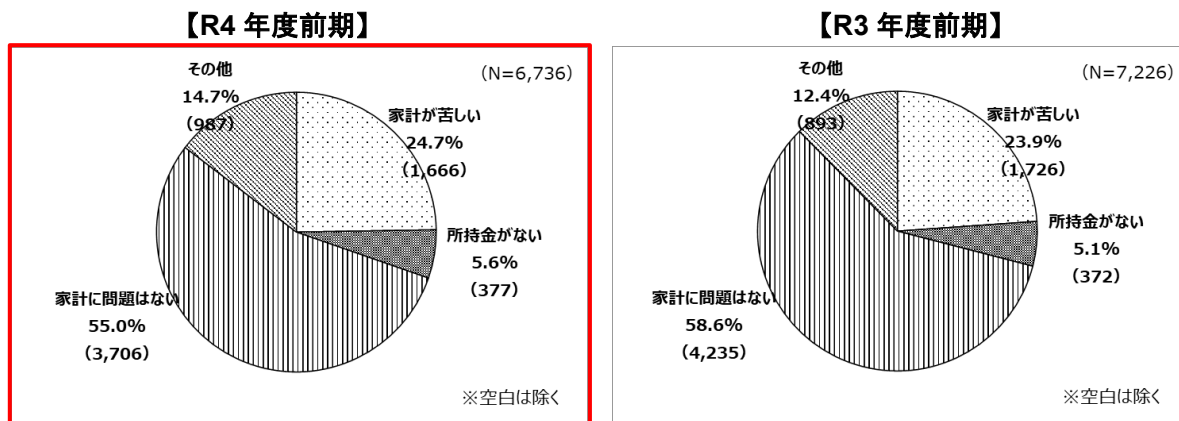
図表 2-5 3 就労・就学状況



8) 経済状況

相談者の経済状況をみると、R4 年度前期においては、家計に問題はない（55.0%）が半数超であり、次いで、家計が苦しい（24.7%）、所持金がない（5.6%）となっている。この状況は、R3 年度前期と同様である。

図表 2-5 4 経済状況



9) 情報入手経路

R4 年度前期において、DV 相談プラスに関する情報入手経路（DV 相談プラスを知ったきっかけ）について、「紹介なし・不明」を除いた内訳をみると、最も多かったのは「インターネット」の 63.2%（1,474 件）で、次いで「その他」の 28.7%（669 件）、「行政機関」の 5.1%（118 件）となっている。

「その他」の内容としては「再相談」「よりそいホットライン」、「テレビ」、「友人からの

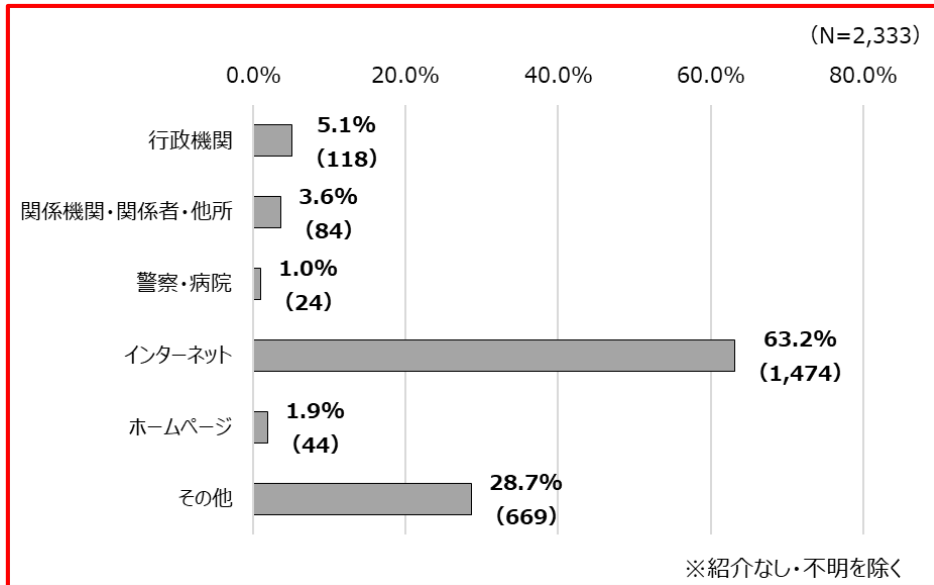
紹介」、「新聞」、「こころのホットチャット」等が多く挙げられている。

また、「行政機関」の詳細としては「市役所・区役所・町役場等」、「都道府県・市区町村の広報誌やホームページ等」、「警察」等が多く挙げられている。

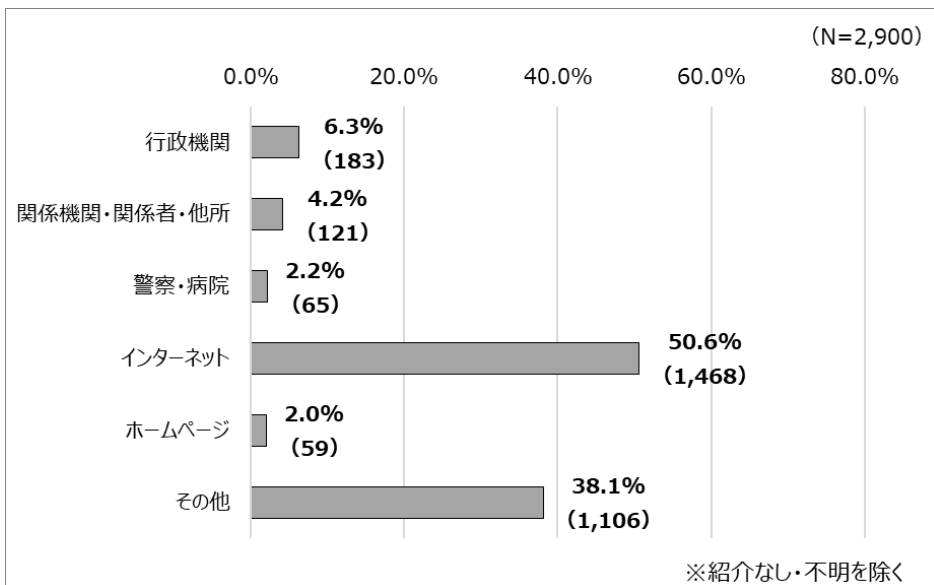
これらの傾向は R3 年度前期と概ね同様である。

図表 2-5 5 情報入手経路（複数回答）

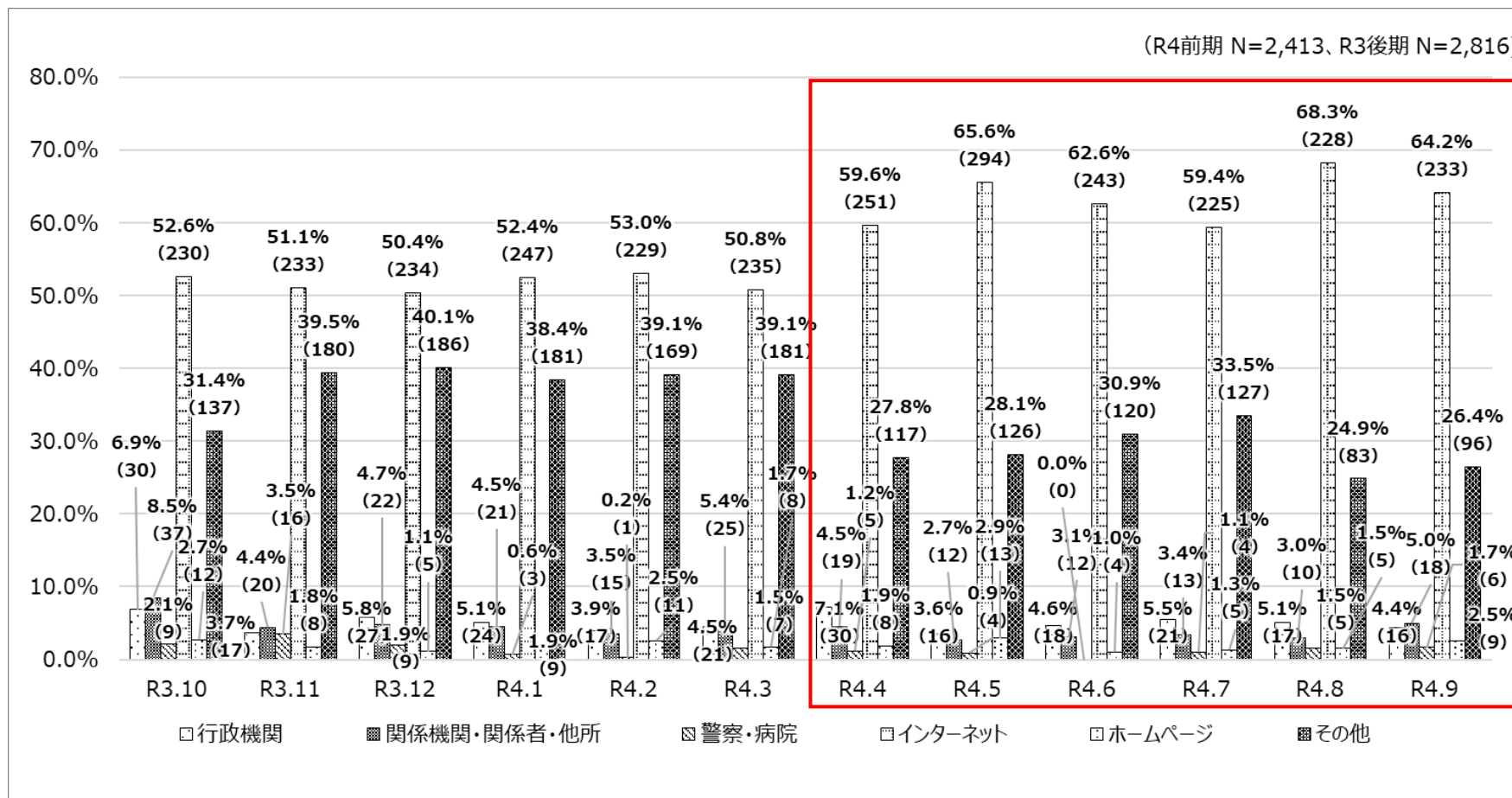
【R4 年度前期】



【R3 年度前期】

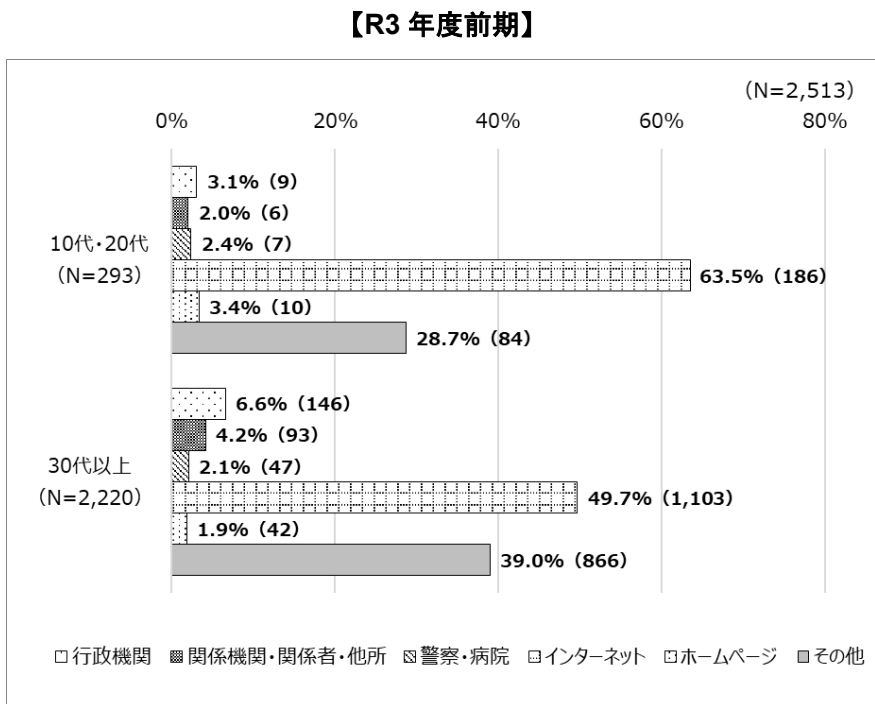
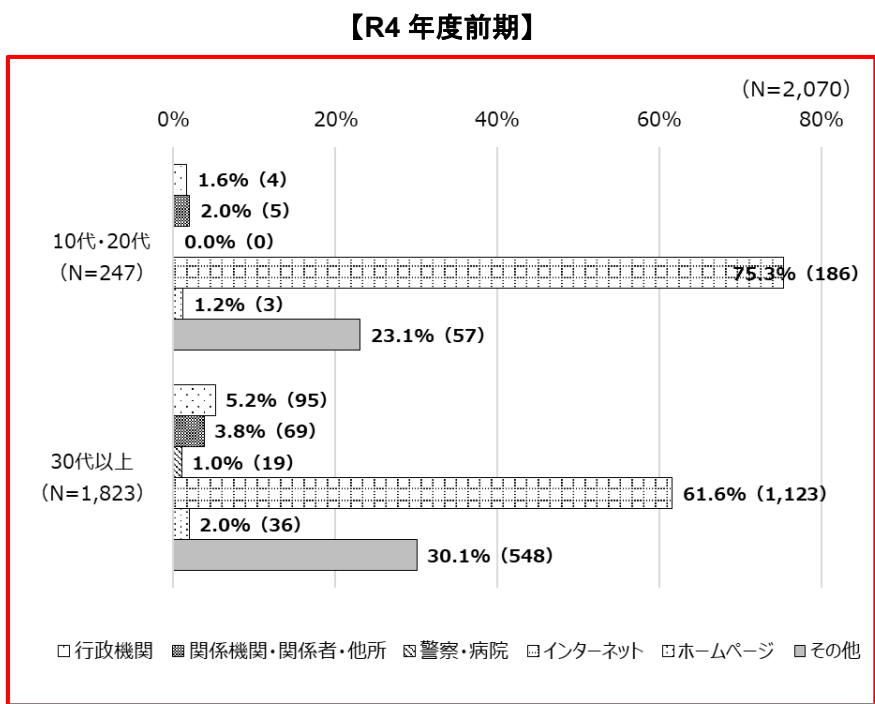


図表 2-56 月別情報入手経路の推移（複数回答）



10代・20代、30代以上の年代別に、DV相談プラスを知った情報入手経路をみたところ、10代・20代ではインターネットの比率が約75.3%となり、次に多い「その他」の約3倍に達している。一方、30代以上ではインターネットが61.6%となっており、R3年度前期と比較して大きく増加している。

図表 2-57 年代別情報入手経路（複数回答）



10) 男性からの相談

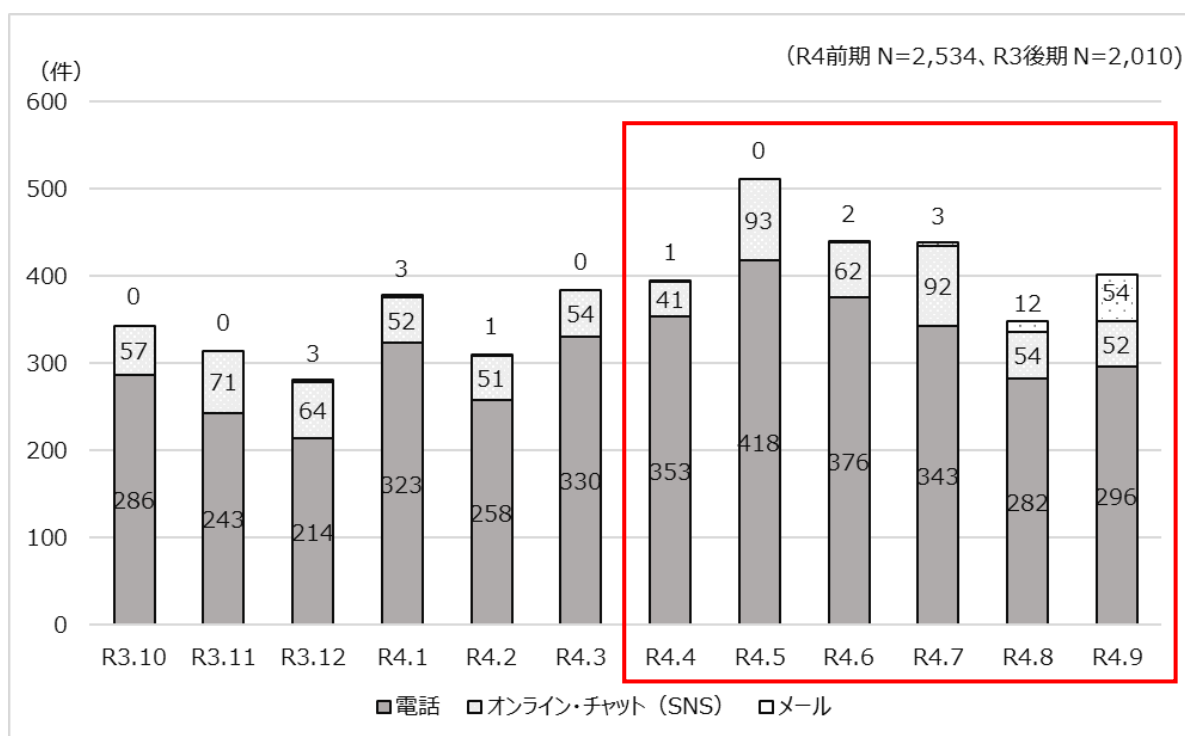
DV相談プラスの相談記録データ（相談票）から性別が男性と記載されているものを抽出し、分析を行った。相談手段は、電話、オンライン・チャット（SNS）、メールのすべてを含む。

(1) 相談件数

R4年度前期の相談件数は2,534件となり、R3年度後期の2,010件から2割以上増加している。

R4年度前期の月別相談件数はおよそ340～510件程度で推移している¹²。相談件数は5月に511件で最大となり、その後減少するが、9月に402件と再度増加に転じる。

図表 2-58 月別相談件数の推移



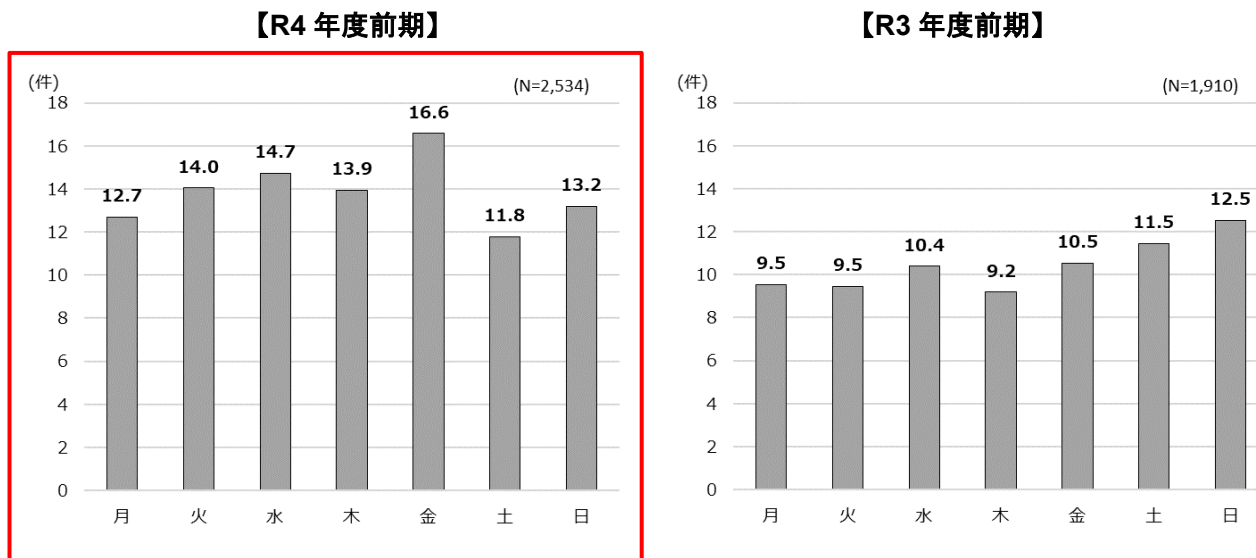
¹² 同一人物からの複数の相談を含む延べ件数。

(2)相談日時

①曜日種別相談件数

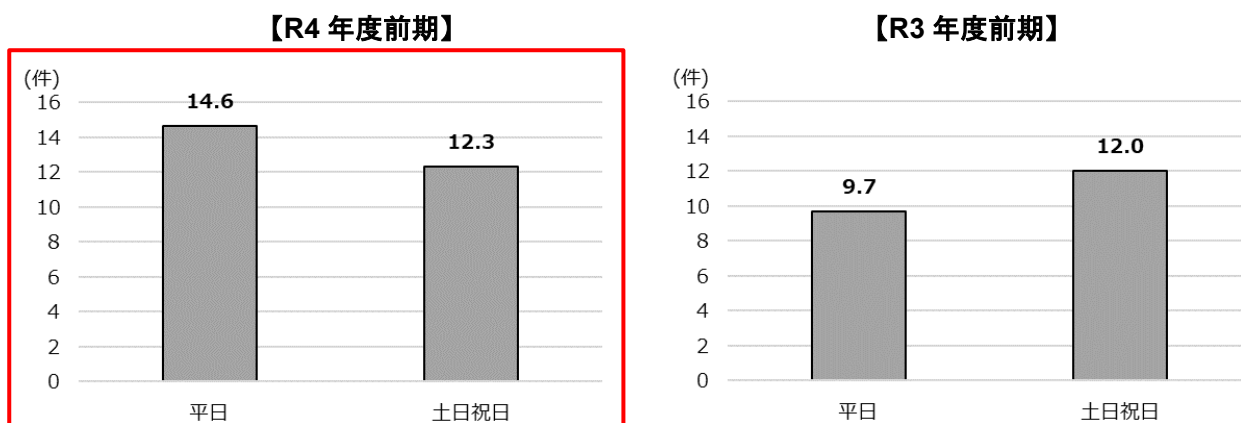
R4年度前期の曜日別の平均相談件数は、金曜日が最大(16.6件)、土曜日が最小(11.8件)となっている。R3年度前期と比較して、相談件数の絶対値が増えているほか、相談件数が多い曜日と少ない曜日の差が拡大している。

図表 2-59 曜日別平均相談件数



曜日種別に平均相談件数をみると、R4年度前期には平日14.6件、土日祝日12.3件となっており、これまでではじめて平日が土日祝日を上回った。

図表 2-60 曜日種別平均相談件数



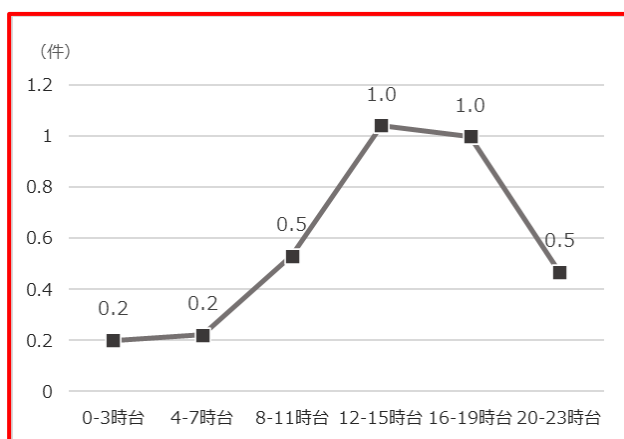
②時間帯別相談件数

R4 年度前期の時間帯別平均相談件数は、12-15 時台が最大となっており、20-23 時台が最大となる電話相談、メール相談の時間帯別平均相談件数と傾向がやや異なるが、平均相談件数が 1 件を下回っていることに注意が必要である。

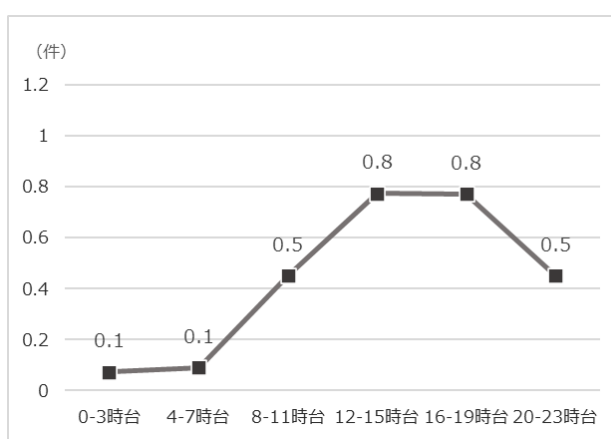
また、R4 年度前期は R3 年度前期と比して 12-19 時台の相談件数が増えている。

図表 2-6 1 時間帯別平均相談件数

【R4 年度前期】



【R3 年度前期】



(3)都道府県別相談件数

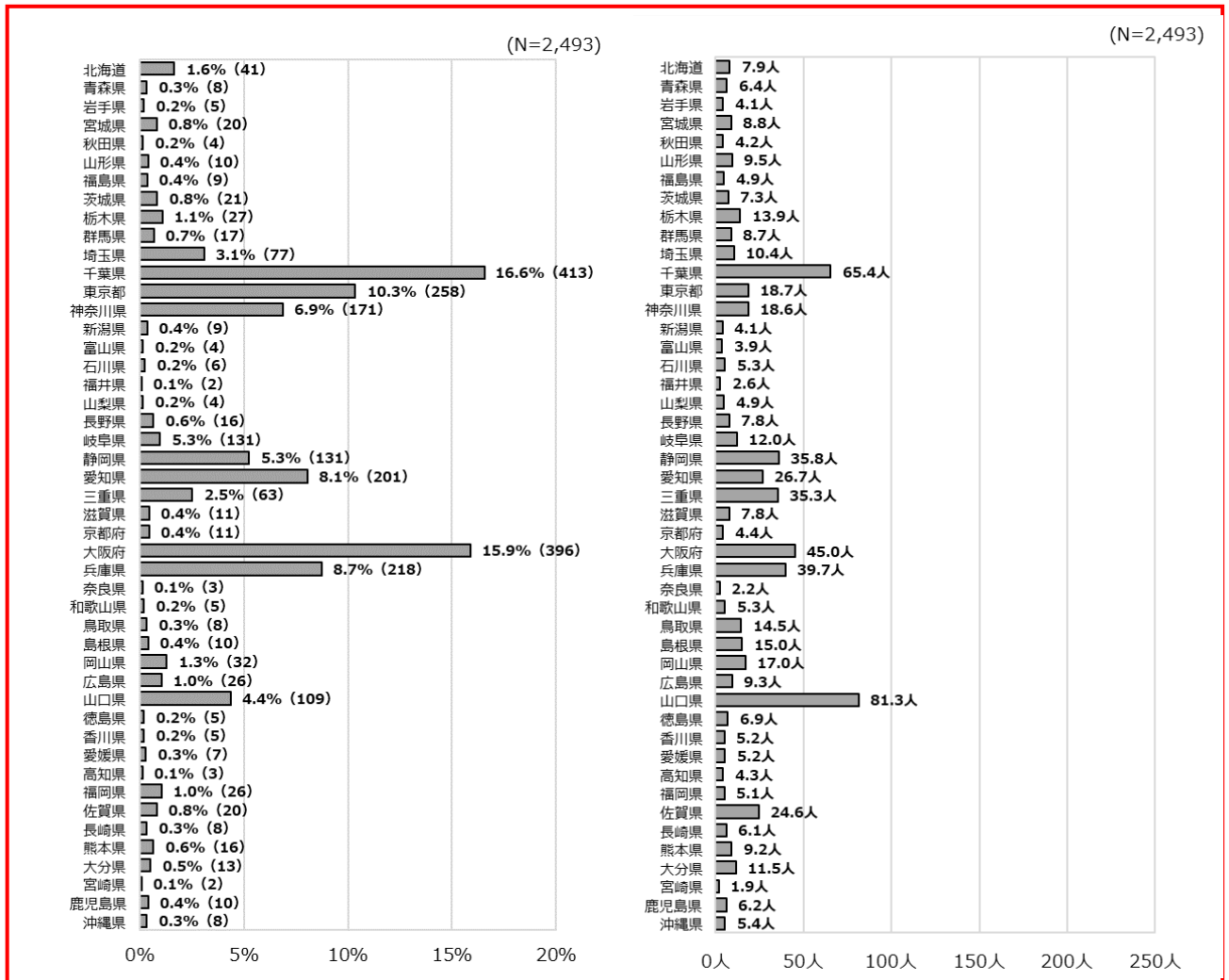
R4 年度前期の都道府県別の相談件数は、千葉県が最も多く、413 件と総数の 16.6%を占める。次いで大阪府（396 件、15.9%）、東京都（258 件、10.3%）、兵庫県（218 件、8.7%）、愛知県（201 件、8.1%）の順となっている。

一方、これを人口 100 万人当たりで見ると、山口（81.3）、千葉県（65.4）が多くなるが、これらは目的外架電者等の特殊なケースを要因としている。

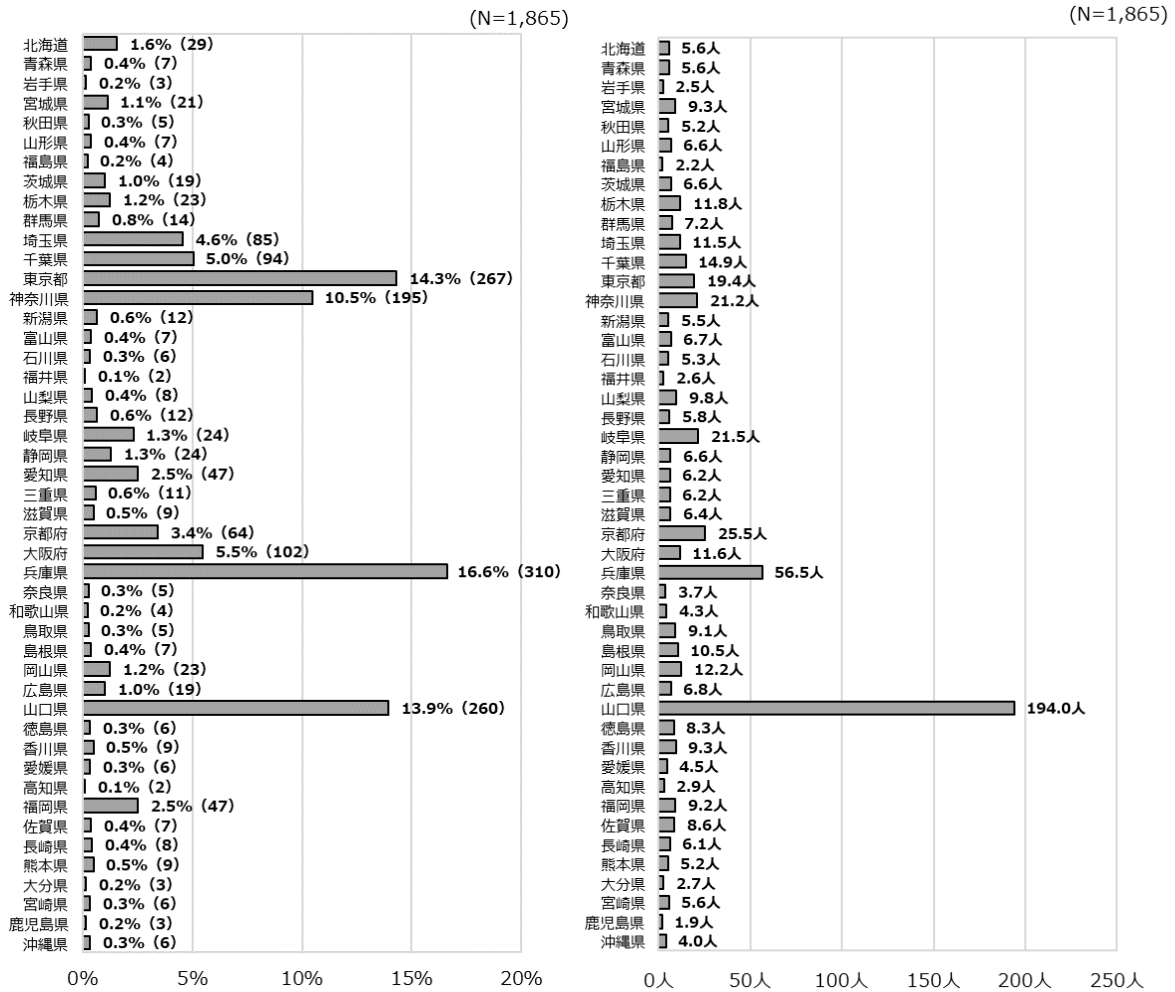
図表 2-6 2 都道府県別相談件数

（左：相談件数における各都道府県別の割合（カッコ内の数値は相談件数）、
右：各都道府県における相談件数の人口 100 万人当たり）

【R4 年度前期】



【R3 年度前期】



【参考：DV 相談プラス事業受託団体（現場）からの意見】

- 男性からの相談のうち、約 1/3 は本人からの DV 相談、残り約 1/2 については職場の人・両親についての相談、本人の生活困窮についての相談が半数ずつ、それ以外の相談が半数であった。
- かなりの頻回者もみられたが、困って相談をしてきている人（相談として成立している人）も半数程度はいた。
- 男性からの相談においても、配偶者からの暴力相談が増える傾向は続いていくと思う。
- 電話相談では 40 代が多い印象。SNS 相談では加害的な相談はほとんど出てこない。

(4)男性からの相談の特徴

男性からの相談の内容分析にあたっては、すべての相談手段の相談記録データから、頻回者として特定できるデータを除き、無作為抽出された 200 件（「10 代・20 代」100 件、「30 代以上」100 件）を対象とした。ただし、今期の「10 代・20 代」については、特定可能な全ての頻回者を除いてしまうと、100 件以下となってしまうことから、一部は削除せずサンプル数を 100 件としている。

①全体的な特徴

A.相談種別

男性からの相談 200 件中、電話が 68.5%、SNS が 30%であった。この比率は、前年（令和 3 年度前期）とほぼ同じであり、男性が電話を多く利用する傾向は続いている。10 代・20 代では 64%、30 代以上では 73%が電話で、若い年代の方が SNS を利用する割合がやや高い。どちらの年代においても、電話と SNS いずれも、約半数が DV に関する相談であった。

B.DV 以外の暴力被害

男性からの相談のうち 8.5%が配偶者以外の家族からの暴力被害に関するものであり、10 代・20 代では 11%、30 代以上では 6%と、若い年代の方が多い。加害者は父親の場合が多い。父親から母親への DV も同時に起きていることもあるが、相談者自身のみが父親から受けている暴力を「DV」と称しているケースも散見される。ただ、こうした相談の割合は 1 年前に比べるとほぼ半減しており、本来の「DV」に該当する相談が増えていると言える。

C.暴力の当事者以外からの相談

男性から相談の 14.5%（10 代・20 代の 13%、30 代以上の 16%）が、暴力の当事者以外からの相談であり、この割合も 1 年前とほぼ同じである。このうち約 6 割が DV に該当する内容であった。最も多いのが父から母への暴力であり、次いで友人知人の暴力被害についての相談となっている。10 代・20 代には、交際相手が家族から受けている暴力についての相談もみられた。

D.頻回者の存在

今回の定性分析にあたって、10 代・20 代のデータから、頻回者と特定できるものをすべて取り除くと、サンプルが 100 件を下回ってしまう状況となった。これまでも、頻繁に電話をかけてきて性的な話をする人物の存在が指摘されていたが、同様の問題が続いている。今回分析の対象とした 10 代・20 代の相談データのうち 3 割が、同一人物からの、性的な内容の作話と思われる電話であった。電話を取れる回数が限られている中で、こうした本来の設置趣旨と異なる相談に、時間や労力を取られてしまうことは、今後解消すべき課題である。

②男性のDV 被害者からの相談

A.件数とDVの種類

DV 被害者からの相談は、男性からの相談のうち 44%（母集団を 10 代・20 代の同一人物からの性的作話を除いたものとする）であった。前年の同時期（頻回者は除外したデータ）が 42%であったのに比べて増加している。年代別にみると、30 代以上は 53%（前年同時期は 45%）、10 代・20 代は 49%（性的作話除く・前年同時期は 38%）と両年代において増加している。男性に「DV の被害を相談してもよい」という認識が広まった可能性がある。ただ、10 代・20 代からは、相談そのものがまだ少ない状況である。30 代以上では、妻からの暴力の相談が 9 割以上を占め、交際相手からの暴力はわずかであった。一方、10 代・20 代では、妻からの暴力は半数をやや超える程度である。ただしこちらも、交際相手からの暴力が 6 割以上を占めていた 1 年前とは変化がみられる。

暴力の種類としては、精神的なものがおよそ 7 割であり、身体的暴力を伴うものが約 25%、経済的・性的暴力はわずかであった。この比率は 1 年前とほぼ変わらない。ただし、1 年前は 30 代以上に身体的暴力が多かったのに対し、今期は、30 代以上が妻からの精神的暴力について相談する割合が増えていることがわかった。

B.相談者のおかれた状況や意識

妻からの DV の場合、相談者が離婚を決意できているケースは少数であり、何とかして状況を改善したいと願っているケースが多かった。状況の改善を望むケースであっても、暴力の内容や程度はひどく、そのために相談員が加害者から離れるよう提案していることが多い。男性は、自分が被害を受けていても、自分が被害者であるという意識が薄い傾向がある。特に若い年代や結婚年数の短い相談者においては、「夫婦としてはこれが普通なのか」、「これは DV ではないと思うがどうか」等と判断を相談員に求めてくる、そして内容的には、十分に DV と判断できるようなケースも目立つ。

結婚年数の長い相談者からは、長年の妻からの DV 被害に耐え、自分が加害者にならないように反撃を堪えているといった内容が多く寄せられている。数年から、中には 20 年以上も、DV に耐えてきたという相談者も散見された。

こうした長期の DV 被害を受けている人も含め、男性が離婚を決意できない理由として、子どもの存在を挙げる場合が多かった。離婚すると母親が親権を持つと考えている相談者が多く、「暴力をふるう妻のもとに子どもを残して自分が逃げることはできないので、何とかしたい」といった訴えがみられた。なお、30 代以上の夫婦間 DV の約 1/3 に、相談記録からもそれとわかる面前 DV があり、記録からはわからないケースも含めるともっと多いのではないと思われる。中には、せめて子どもの前では暴言や暴力をやめてほしいと懇願する被害者に対し、わざと子どもの前で罵る等しているケースも散見された。妻が子どもを味方につけ、一緒になって夫へ加害するパターンと、夫と子どもが両方とも被害にあうパターンの両方がみられる。子どもが不登校になる等、子どもにも DV の影響と思われる事態が

発生しているケースもみられた。

また、10代・20代の交際相手からのDVに関しては「別れたい」という意志を被害者が持っていたとしても、別れ話をすると、加害者から自殺やネット上の嫌がらせをほめかされるために、関係が継続してしまっているケースが多い。

C.暴力の内容

妻からの精神的被害の具体的内容としては、「無視される」、「暴言を吐かれる」が多い。暴力が始まるきっかけとして、出産や育児の開始が挙げられることもあり、産後クライシスについて学び育児をできる限り担当する等、男性が対策しようとする場合もあるものの、「きっかけはわからない」というケースの方が多い。暴言の内容としては、妻の気に入るような行動ができず責めるもの、収入の少なさを責めるものが多い。それがエスカレートして人格否定になっていることも多く、「臭い」、「クズ」、「価値がない」、「死ね」等と言われている。「悪いことはすべて自分のせいにする」、「妻の親も一緒になって責める」といった相談もあり、被害者の自己肯定感や統制感が低下して、逃げるという発想も難しくなっている様子が見られる。

妻の気分の浮き沈みが激しく、普段はコミュニケーションできているが、機嫌が悪くなると暴れる等、DVの「サイクル」がみられるケースもある。しかしそれらはむしろ少数であり、常に徹底して支配するケースの方が目立つ。被害者がストレス障害を発症しているケースも少なくなく、抑鬱状態のためか「別れたい」ではなく「死にたい」と訴えるケースも散見される。

小遣いを持たせてもらえない、知人の連絡先を消される等により、付き合いや行動を制限されている場合も多く、10代・20代ではGPSによる監視も行われている。身体的DVを伴うものについては、殴る、蹴る、首を絞める等が多い。身体的暴力に至ってはいないものの、脅しとして包丁を持ち出されるケースもいくつかみられた。

③男性のDV 加害者からの相談

A.件数とDVの種類

加害者からの相談は、10代・20代が4ケース、30代以上が0であった。前年同時期はそれぞれ4ケース、8ケースであり、減少傾向が続いている。被害を訴える相談の中で明らかに加害もあると思われるものは、4ケース（各年代2ケースずつ）であった。被害者からの相談が相対的に増加しており、男性も暴力被害を相談してよいという認識が広まった可能性がある。暴力の種類としては、精神的なものや身体的暴力を伴うもの、各2ケースずつであった。

B.事態や意識の進行度

相手からの指摘はないが、自分で気づいて暴力をやめたいと考えている段階のものが1ケ

ース、相手から指摘を受けて暴力をやめなければと気づいたものが2 ケース、すでに相手が避難しているものが1 ケースであった。

C.相談内容

今期のサンプルはすべて、加害者として自覚があり、暴力をやめる方法をたずねてきていた。身体的暴力だけが暴力である、あるいは加害者プログラムを受ければそれでよいといった認識を持っている相談者がおり、そうした場合には、相談員から心理教育的かかわりをしている。加害者自身にパーソナリティ障害等がある、またはその可能性があるケースもあり、医療機関受診も含めて加害者自身が対策を考えていた。

④相談対応について

相談者の感情を受け止めつつ、必要な助言がされているケースが多かった。また、緊急支援が必要と思われるケースはみられなかった。

男性相談者のニーズとしては、「DV かどうか判断してほしい」、「具体的な方策を教えてください」「(現実的解決はすでに諦め)話を聴いてくれればよい」の3つに大別されるようである。「具体的方策」については、男性被害者対応が十分ではなく、男性用のシェルターが少ないこと等から、はっきりした答えを示しにくい部分もあるようであった。

「話を聴いてくれればよい」という相談者は、すでに複数回 DV 相談プラスを利用している場合もあり、相談者の精神的な支えとして機能していると思われる。ただ、DV 相談プラスという相談窓口の役割を今後どう考えるかにもよるが、そうしたニーズは男性相談が担う方がより適切なのかもしれない。実際に、男性相談窓口を案内しているケースもあった。

2-3. DV相談プラスの相談内容の特性・傾向

1)相談テーマ

相談テーマは、相談員が、その相談の中で聞き取った情報を元にカテゴリーの中から選択したものである。同項目では、相談内容に該当するテーマが全て記録されており、複数選択が可能となっている。

相談テーマの選択基準を下表に示す。

図表 2-63 相談テーマの選択基準

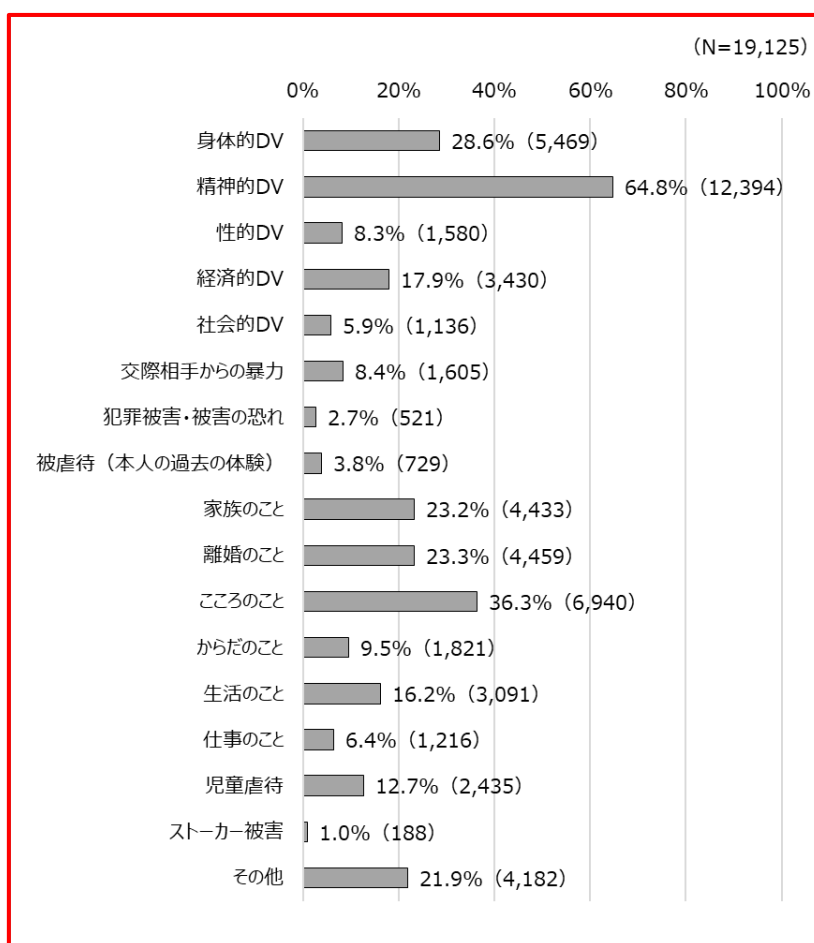
相談テーマ	相談内容の例
身体的 DV	首をしめる・突き飛ばす・刃物を見せて脅す・刃物で切り付ける・物を投げる・殴る・平手打ちする・髪の毛を引っ張る・腕をねじ上げる・強く引っ張る・床や壁に体を押し付ける・蹴る・引きずり回す・タバコ等の火を押し付ける・階段から突き落とす
精神的 DV	思い通りにならないと不機嫌になる・人格否定を繰り返す・無視する・暴力の責任をなすりつける・見下す・バカにする・自殺すると脅す・子どもを巻き込んで責める・子どもを渡さないと脅す・ペットに危害を加えると脅す・無理やりアルコールや薬物を飲ませる・アルコール依存・ギャンブル依存・買い物依存・大声で怒鳴る・「馬鹿、あほ」と言う・「お前は何もできない(無能だ)」と言う・発言権を認めない・何でも従えと言う・殴るそぶりを見せる・大切なものを捨てる・長時間説教して寝かせない・冷ややかな視線を送る・舌打ちをする・「逃げても無駄、絶対に探し出す」と脅す・親きょうだいや生育環境を見下した言い方をする
性的 DV	同意のないあらゆる性行為(キス・セックス・体に触る)・性的嗜好を押し付ける・子どもの前でセックスを見せる・性行為の画像を許可なく撮りネットに公開すると脅す・脅しや暴力的な性行為・見たくないのにポルノビデオを見せる・中絶の強要・避妊に協力しない
経済的 DV	生活費を渡さない・自分の収入を明かさない・多額の借金をする・貯金を勝手におろす・妻が外で働くことを嫌がる・家計を厳しく管理する・借金させる・売春させ報酬は搾取する
社会的 DV	人付き合いを制限する・交友関係を監視する・自分の予定に合わせるように強要する・GPS アプリを入れて監視する・スマホ履歴チェック・電話、メールの返信が遅いと怒る・交友関係や電話、手紙、メール等を細かくチェックする・携帯の履歴を消す・携帯のメールアドレスや電話番号を消させる・実家や友人との付き合いを制限する・妻だけ外出させない
交際相手からの暴力	恋人同士の間で起こる暴力のこと
犯罪被害・被害のおそれ	恐喝、暴行、傷害、詐欺など犯罪被害を受けている・このままだと犯罪被害を受けてしまいそう・監禁あるいは軟禁されており、警察に通報すると親族に危害を加えると脅す・犯罪に巻き込まれている

被虐待（本人の過去の体験）	子ども時代、親またはそれに養育者から虐待（身体・心理・性的・ネグレクト）を受けて育った
家族のこと	家族に関わる相談・家族の問題（精神的な支配・経済的な問題・介護・看病など）があり離れた後も長期に関わらざるを得ない・家族との不和・家族からの暴力がある・家族に暴力を振るう・ひきこもり・被害者の親族のDV理解度や支援できるか・家族が加害者に介入し被害者サポートはどれくらいできるか・避難した場合転校等可能か・同伴して避難する家族の障害や介護のこと・DVの影響を受けて育った成人した子どもからの暴力等
離婚のこと	調停・裁判・別居・離婚につながる法的な事項（財産分与・慰謝料・親権など）・面会交流・養育費・婚姻費用分担金・離婚の意思の有無・相手方の離婚の意思・親権の争いの有無・経済的な課題・住む場所・転職や転校の課題
こころのこと	長期間にわたる様々な精神的不調・不眠・不安感・抑うつ・パニック発作・過呼吸発作・フラッシュバック・悪夢・男性への恐怖感・気力の衰え・幻聴・深刻な事案では心的外傷後ストレス障害（PTSD）・心療内科や精神科に通院している・自死念慮・自殺未遂・依存
からだのこと	精神的な抑圧からくる身体症状・身体の痛み・疾患・性的指向（心と身体）・性自認（心と身体）・診察拒否（心と身体）・長期間に渡って様々な身体的な不調が続く・頭痛・めまい・吐き気・手足の震え・痛み・ふらつき感・疲労感・病名のつきにくい不調・胃腸の不具合・高血圧や不整脈等の循環器系の不調・暴力による流産や死産・望まない妊娠・性感染症・度重なる中絶
生活のこと	家事ができない・整理できない・ゴミ屋敷になっている・現在の生活で夫婦間のやり直しがきかない・やり直しの生活をする上での経済的な不安等
仕事のこと	職場の人間関係・パワハラ・いじめ・転職・就職活動・仕事がない・解雇・手持ち資金・職業・就労歴・ひとり親家庭の施策
児童虐待	親または養育者が子どもへ虐待（身体・心理・性的・ネグレクト）をする・脅す・殴る・蹴る・叩く・叩くふりをする・閉じ込める・物をなげつける・物を壊す・面前DV・学校に行かせない・子どもをバカにする・子どもの人格否定をする・子どもに対しての暴言・無視する・子どもの交友関係を制限する・成績しか評価しない・スポーツしか評価しない・存在そのものを否定する・すべての性的な行為・性的な行為を見せる、聞かせる・ポルノを見せる、ポルノを見る環境を容認する・裸の写真・動画の撮影、ネット上に載せる・卑猥な言葉をかける・子どもの世話（衣食住）をしない・夜、子どもだけにする・子どもに身体的な暴力を振るう・子どもへの性的な暴力・子どもに暴力を振るうと脅す・子どもに暴力を見せる・子どもからの金銭搾取
ストーカー被害	つきまとい・待ち伏せ・押しかけ・うろつく・監視していると伝える・SNSからのダイレクトメールを送りつける・メールを何通も送る・電話を何回もかける・誹謗中傷した内容をSNSに出し拡散する・性的な画像を拡散する・拡散すると脅す・加害者のストーキング被害の内容・警察相談の有無
その他	人間関係（友人・親戚・近所など）の悩み、上記テーマに当てはまらない内容

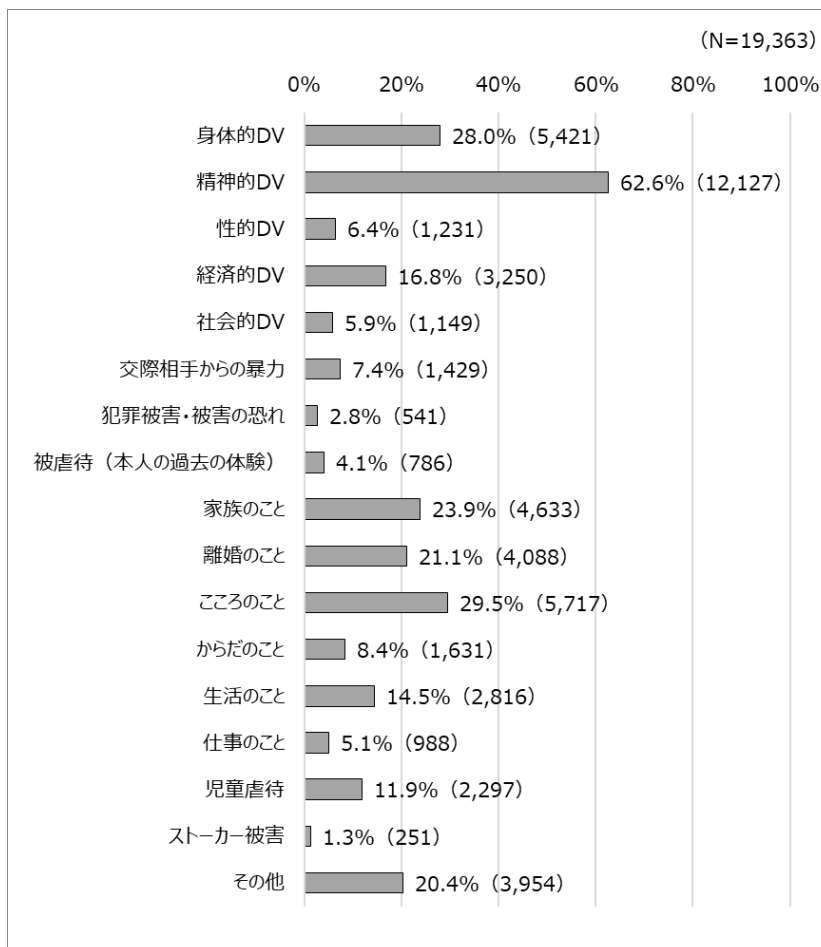
相談テーマの記録状況の内訳として、最も多かったのは「精神的DV」の12,394件で総数の64.8%を占める。次いで「こころのこと」(6,940件、36.3%)、「身体的DV」(5,469件、28.6%)、「離婚のこと」(4,459件、23.3%)、「家族のこと」(4,433件、23.2%)、「その他」(4,182件、21.9%)の順となっている。R3年度と比較すると、「精神的DV」、「性的DV」、「こころのこと」が増加している。

図表 2-6 4 相談テーマの内訳（複数選択）

【R4 年度前期】



【R3 年度前期】



R4 年度前期における複数選択の相談テーマの重複状況をみると、「精神的DV」がその中核にあることがうかがえる（次ページ図表）。この傾向は R3 年度前期と概ね同様である。

図表 2-65 同時に選択された相談テーマ

【R4 年度前期】

	総計 (件数)	身体的 DV	精神的 DV	性的 DV	経済的 DV	社会的 DV	交際相手 からの暴力	犯罪被害 ・被害の恐れ	被虐待 (本人の過去 の体験)	家族の こと	離婚の こと	こころの こと	からだの こと	生活の こと	仕事のこと	児童虐待	ストーカー 被害	その他
身体的 DV	5,469	-	85.4%	11.7%	24.8%	10.6%	11.3%	3.8%	3.1%	21.4%	31.9%	31.2%	10.2%	15.9%	7.0%	21.6%	1.1%	15.3%
精神的 DV	12,394	37.7%	-	9.5%	24.9%	8.9%	10.4%	2.4%	3.1%	21.4%	31.0%	35.1%	10.0%	16.6%	7.1%	18.0%	0.9%	14.2%
性的 DV	1,580	40.5%	74.3%	-	27.7%	14.1%	18.7%	4.2%	3.5%	13.2%	25.5%	29.1%	11.1%	13.5%	7.3%	14.3%	0.9%	11.5%
経済的 DV	3,430	39.5%	90.1%	12.7%	-	16.2%	11.5%	2.9%	3.2%	23.0%	37.8%	36.9%	11.9%	26.5%	10.7%	21.4%	0.8%	14.3%
社会的 DV	1,136	51.1%	96.7%	19.6%	48.9%	-	20.6%	7.2%	4.0%	28.3%	34.2%	41.6%	14.2%	23.2%	13.9%	20.7%	2.0%	14.2%
交際相手 からの暴力	1,605	38.5%	80.1%	18.4%	24.5%	14.6%	-	6.7%	3.6%	8.0%	0.8%	33.0%	8.4%	11.8%	10.0%	1.1%	4.2%	16.7%
犯罪被害 ・被害の 恐れ	521	39.7%	56.4%	12.9%	18.8%	15.7%	20.7%	-	6.0%	27.3%	16.5%	36.1%	12.9%	15.9%	9.4%	11.9%	8.1%	26.5%
被虐待 (本人の 過去の体 験)	729	23.0%	52.5%	7.5%	15.1%	6.2%	8.0%	4.3%	-	57.8%	17.6%	61.9%	18.5%	25.7%	14.8%	13.0%	0.4%	26.1%
家族のこと	4,433	26.3%	60.0%	4.7%	17.8%	7.3%	2.9%	3.2%	9.5%	-	28.9%	52.4%	14.9%	28.3%	11.5%	15.3%	0.7%	19.7%
離婚のこと	4,459	39.1%	86.3%	9.0%	29.1%	8.7%	0.3%	1.9%	2.9%	28.7%	-	41.4%	11.3%	23.1%	9.9%	22.7%	0.4%	14.5%
こころのこと	6,940	24.6%	62.7%	6.6%	18.3%	6.8%	7.6%	2.7%	6.5%	33.5%	26.6%	-	18.9%	25.1%	11.0%	11.2%	0.8%	17.2%
からだのこと	1,821	30.6%	68.2%	9.7%	22.5%	8.8%	7.4%	3.7%	7.4%	36.2%	27.8%	72.0%	-	32.5%	14.2%	12.1%	0.7%	17.5%
生活のこと	3,091	28.1%	66.7%	6.9%	29.4%	8.5%	6.1%	2.7%	6.0%	40.5%	33.3%	56.4%	19.2%	-	19.6%	14.5%	0.8%	18.2%
仕事のこと	1,216	31.4%	72.7%	9.5%	30.3%	13.0%	13.2%	4.0%	8.9%	42.0%	36.4%	62.8%	21.2%	49.8%	-	14.6%	1.2%	19.4%
児童虐待	2,435	48.6%	91.8%	9.3%	30.2%	9.7%	0.7%	2.5%	3.9%	27.8%	41.5%	31.9%	9.1%	18.4%	7.3%	-	0.5%	15.3%
ストーカー 被害	188	31.9%	59.6%	7.4%	15.4%	12.2%	36.2%	22.3%	1.6%	16.5%	9.6%	29.3%	6.9%	13.8%	7.4%	5.9%	-	18.1%
その他	4,182	20.0%	42.1%	4.4%	11.7%	3.8%	6.4%	3.3%	4.5%	20.9%	15.5%	28.6%	7.6%	13.5%	5.6%	8.9%	0.8%	-

【R3 年度前期】

	総計 (件数)	身体的 DV	精神的 DV	性的 DV	経済的 DV	社会的 DV	交際相手 からの暴力	犯罪被害 ・被害の恐れ	被虐待 (本人の過去の 体験)	家族の こと	離婚の こと	こころの こと	からだの こと	生活の こと	仕事の こと	児童虐待	ストーカー 被害	その他
身体的 DV	5,421	－	83.5%	9.4%	25.3%	10.8%	9.8%	3.8%	2.9%	18.8%	30.1%	23.2%	8.2%	14.4%	5.4%	20.3%	1.0%	15.1%
精神的 DV	12,127	37.3%	－	8.2%	24.5%	9.1%	8.3%	2.4%	2.9%	20.2%	29.3%	27.2%	8.2%	14.8%	5.7%	17.0%	1.0%	14.0%
性的 DV	1,231	41.5%	80.9%	－	34.0%	17.9%	21.9%	6.6%	4.2%	13.0%	25.7%	26.7%	12.4%	13.2%	5.6%	13.6%	3.1%	12.9%
経済的 DV	3,250	42.2%	91.3%	12.9%	－	16.8%	6.4%	2.9%	3.1%	22.2%	40.6%	26.8%	10.3%	24.7%	7.9%	21.9%	0.9%	14.7%
社会的 DV	1,149	50.8%	96.4%	19.1%	47.4%	－	17.0%	6.8%	5.1%	23.8%	34.2%	35.8%	12.6%	23.4%	11.1%	21.0%	2.7%	15.1%
交際相手 からの暴力	1,429	37.0%	70.7%	18.8%	14.6%	13.6%	－	8.0%	3.9%	6.4%	0.8%	24.1%	7.0%	8.8%	6.6%	1.2%	6.1%	14.8%
犯罪被害 ・被害の 恐れ	541	38.3%	53.0%	15.0%	17.6%	14.4%	21.3%	－	6.5%	26.6%	13.5%	25.7%	13.9%	16.8%	10.0%	8.5%	6.7%	22.0%
被虐待 (本人の 過去の体 験)	786	20.1%	44.9%	6.6%	13.0%	7.5%	7.1%	4.5%	－	54.2%	13.0%	52.5%	19.0%	24.9%	12.3%	9.0%	1.1%	24.9%
家族のこと	4,633	22.0%	52.9%	3.5%	15.6%	5.9%	2.0%	3.1%	9.2%	－	24.9%	40.6%	13.3%	24.8%	8.6%	14.2%	0.7%	18.5%
離婚のこと	4,088	39.9%	86.9%	7.7%	32.3%	9.6%	0.3%	1.8%	2.5%	28.2%	－	35.0%	10.6%	23.2%	9.3%	23.8%	0.6%	14.8%
こころのこと	5,717	22.0%	57.8%	5.8%	15.2%	7.2%	6.0%	2.4%	7.2%	32.9%	25.0%	－	19.1%	23.3%	9.5%	11.8%	1.1%	15.3%
からだのこと	1,631	27.4%	60.7%	9.4%	20.6%	8.9%	6.1%	4.6%	9.1%	37.7%	26.6%	66.8%	－	37.3%	13.8%	11.2%	1.2%	17.6%
生活のこと	2,816	27.6%	63.9%	5.8%	28.5%	9.6%	4.5%	3.2%	7.0%	40.8%	33.7%	47.3%	21.6%	－	17.4%	14.5%	0.9%	17.6%
仕事のこと	988	29.8%	70.3%	7.0%	26.0%	12.9%	9.6%	5.5%	9.8%	40.5%	38.4%	55.0%	22.8%	49.7%	－	15.7%	2.6%	20.6%
児童虐待	2,297	47.9%	89.7%	7.3%	31.0%	10.5%	0.7%	2.0%	3.1%	28.7%	42.4%	29.3%	7.9%	17.8%	6.7%	－	0.6%	15.8%
ストーカー 被害	251	22.3%	48.6%	15.1%	11.2%	12.4%	34.7%	14.3%	3.6%	13.5%	9.6%	24.3%	7.6%	10.4%	10.4%	5.2%	－	21.5%
その他	3,954	20.7%	42.9%	4.0%	12.1%	4.4%	5.3%	3.0%	5.0%	21.6%	15.3%	22.1%	7.3%	12.6%	5.2%	9.2%	1.4%	－

2)一番困っている相談テーマ

相談員が、各相談者とのやり取りの中で聞き取った情報を元に選択した相談テーマ（複数選択可能）のうち、一番困っていることと判断したものを、各相談につき 1 項目のみ選択する形で記録している（以下、「一番困っている相談テーマ」という。）。

相談テーマを以下のように再分類した上で、相談者の属性（年代、婚姻状況、同居の子どもの有無）のほか、相談時期、時間帯等とクロス集計を行った。

図表 2-66 「一番困っている相談テーマ」の分類方法

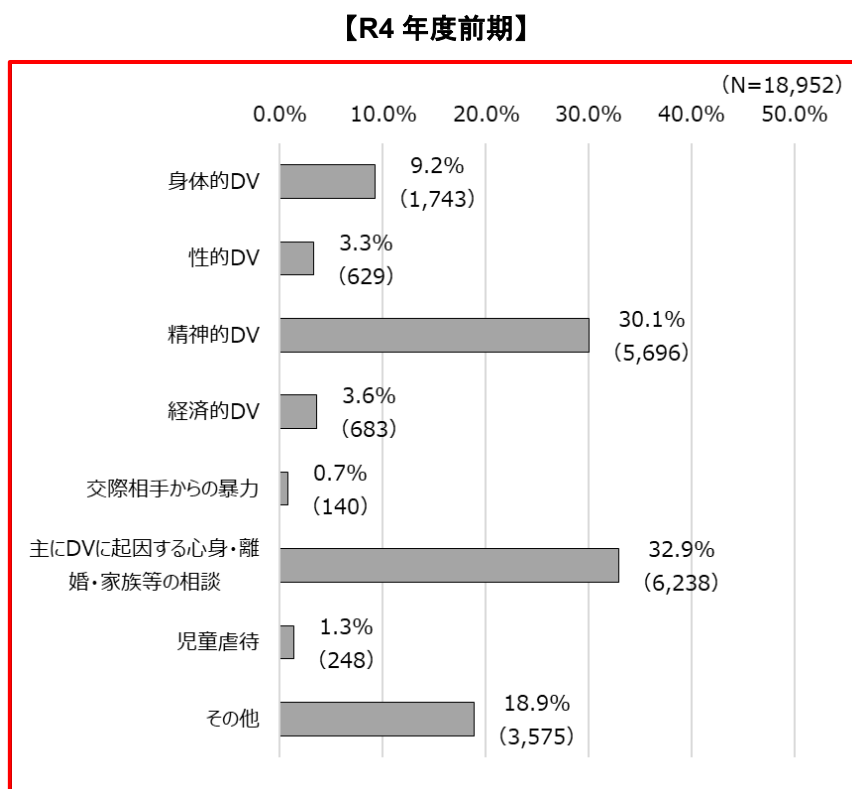
相談票の記録	分類
身体的 DV	身体的 DV
性的 DV	性的 DV
精神的 DV	精神的 DV
社会的 DV	
経済的 DV	経済的 DV
交際相手からの暴力	交際相手からの暴力
家族のこと	主に DV に起因する 心身・離婚・家族等の相談
離婚のこと	
こころのこと	
からだのこと	
生活のこと	
仕事のこと	
児童虐待	児童虐待
被虐待（本人の過去の経験）	その他
犯罪被害・被害のおそれ	
ストーカー被害	
その他	

(1)一番困っている相談テーマ:全体像

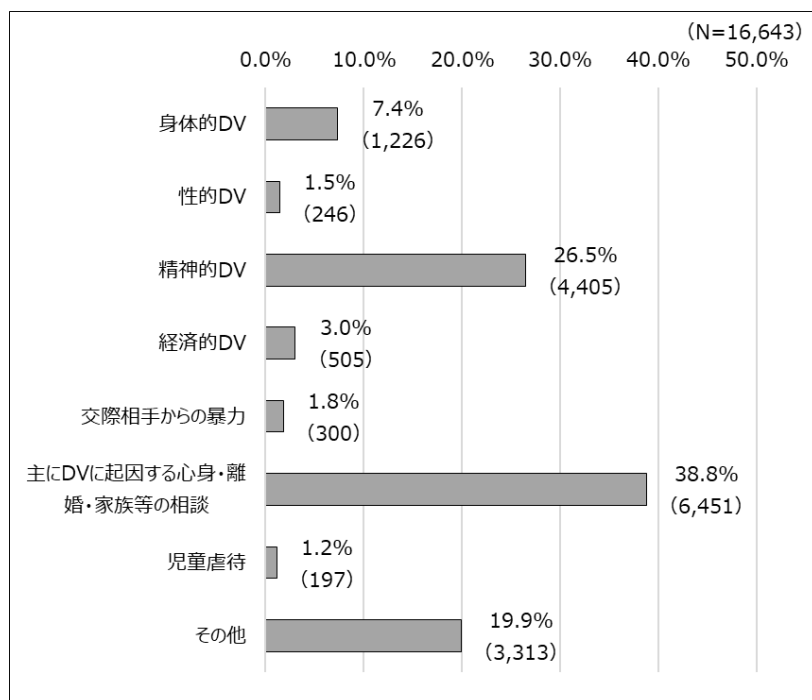
R4 年度前期に行われた相談において、一番困っている相談テーマとして選択された項目のうち、DV の種類（身体的 DV、性的 DV、精神的 DV、経済的 DV、交際相手からの暴力。以下、「5 種の DV」という。）の中で最も多かったのは精神的 DV で、30.1%（5,696 件）の相談が該当している。次いで、身体的 DV（9.2%、1,743 件）、経済的 DV（3.6%、683 件）、交際相手からの暴力（0.7%、140 件）等となっており、この傾向は R3 年度前期と概ね同様であるが、身体的 DV、性的 DV、精神的 DV の相談件数に増加がみられる。

また、「主に DV に起因する心身・離婚・家族等の相談」は 32.9%（6,238 件）と多くなっているが、R3 年度前期と比較すると減少している。

図表 2-67 一番困っている相談テーマの内訳



【R3 年度前期】



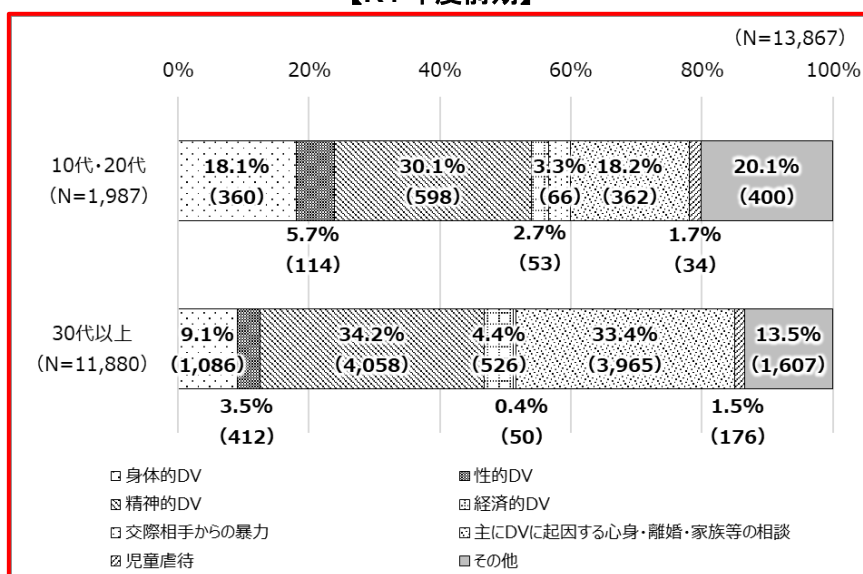
(2)一番困っている相談テーマ:年代との関係

一番困っている相談テーマと年代の関係をみると、10代・20代では、30代以上と比較して、5種のDVの比率が高く、なかでも身体的DV、交際相手からの暴力の比率は2倍以上となっていること等が特徴である。一方、30代以上の特徴としては10代・20代と比較して、主にDVに起因する心身・離婚・家族等の相談の比率が顕著に高いこと等が挙げられる。この傾向はR3年度前期と概ね同様である。

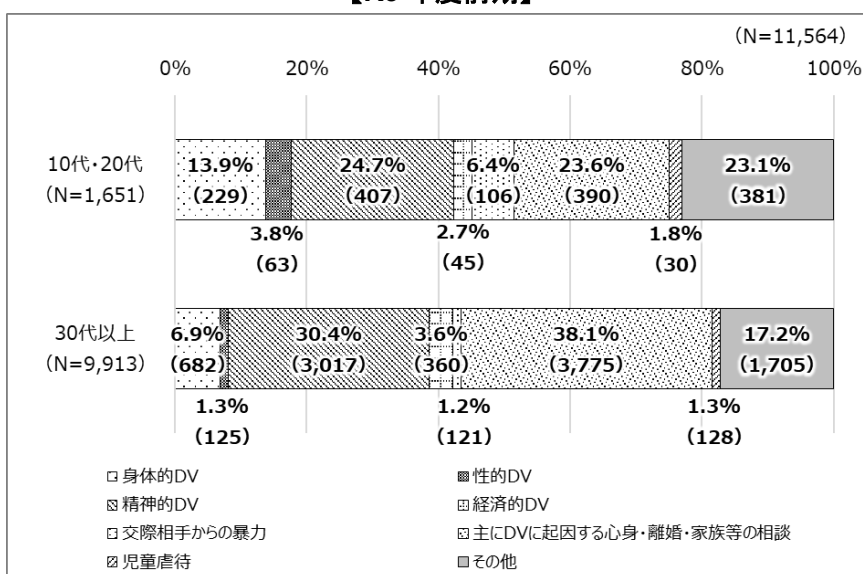
R3年度前期と比較して、10代・20代で身体的DV、性的DV、精神的DVの比率が増加し、交際相手からの暴力と主にDVに起因する心身・離婚・家族等の相談の比率が減少している。

図表 2-68 年代別一番困っている相談テーマ

【R4 年度前期】



【R3 年度前期】



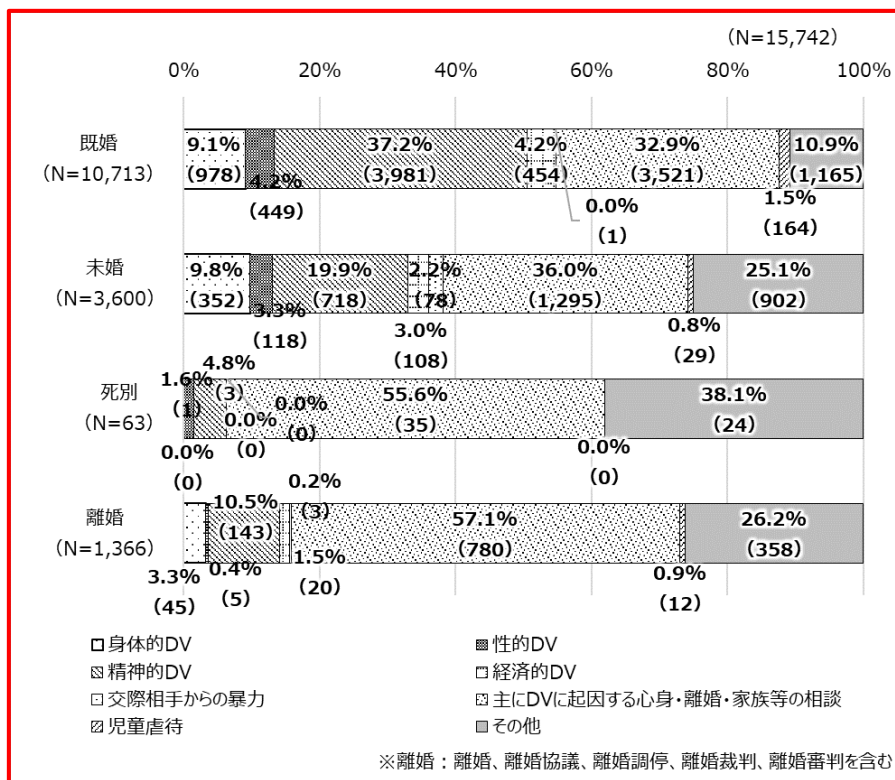
(3)一番困っている相談テーマ:婚姻状況との関係

一番困っている相談テーマと婚姻状況の関係をみると、どの層でも主に DV に起因する心身・離婚・家族等の相談の比率が最多となっているが、特に死別、離婚においてはその比率が約 6 割に達している。5 種の DV に関しては、既婚、未婚では精神的 DV が多くなっている。一方、死別、離婚では 5 種の DV の比率は顕著に低くなっている。この傾向は R3 年度前期と概ね同様である。

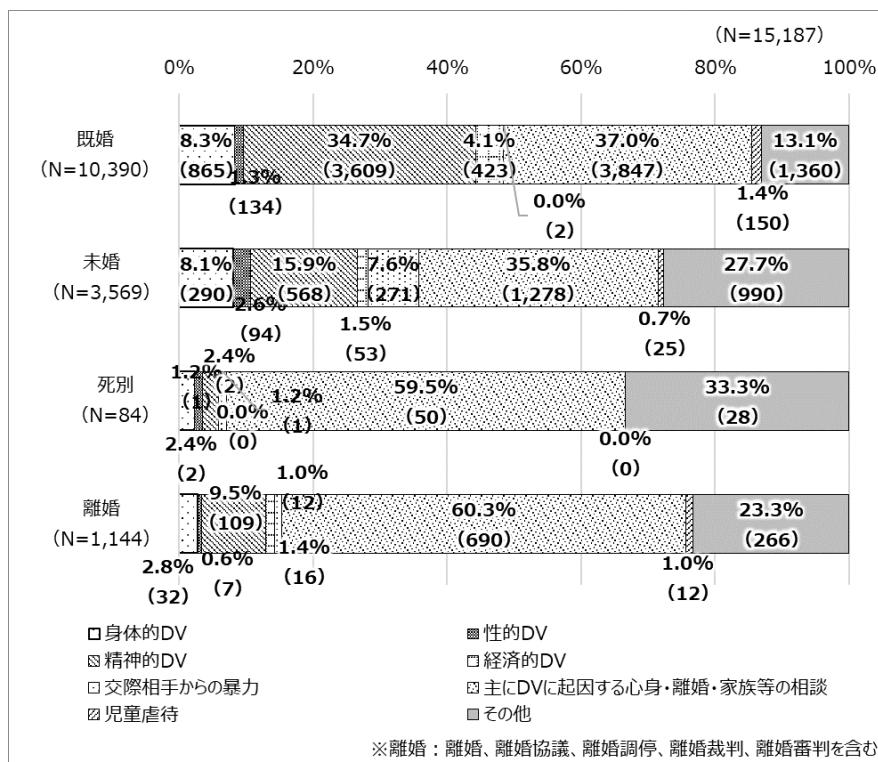
R3 年度前期と比較して、未婚で経済的 DV に関する相談が 2 倍となり、交際相手からの暴力に関する相談が 1/3 倍となっている。

図表 2-69 婚姻状況別一番困っている相談テーマ

【R4 年度前期】



【R3 年度前期】



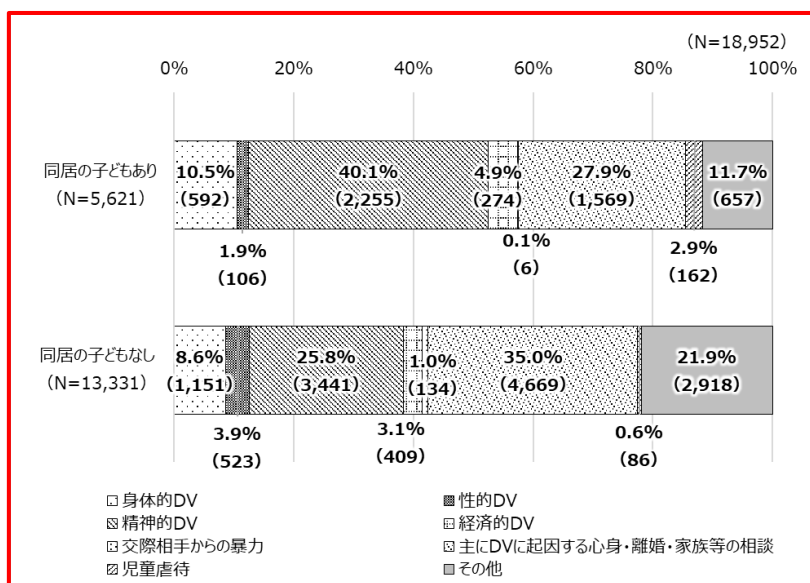
(4)一番困っている相談テーマ:子どもの有無との関係

一番困っている相談テーマと子どもの有無の関係をみると、同居の子どもありの層では、子どもなしの層と比較して、精神的DVが占める比率が顕著に高くなっている。一方、子どもなしの層では、主にDVに起因する心身・離婚・家族等の相談の比率が高いほか、総数に占める比率は低いものの、交際相手からの暴力も子どもありの層の10倍となっている。

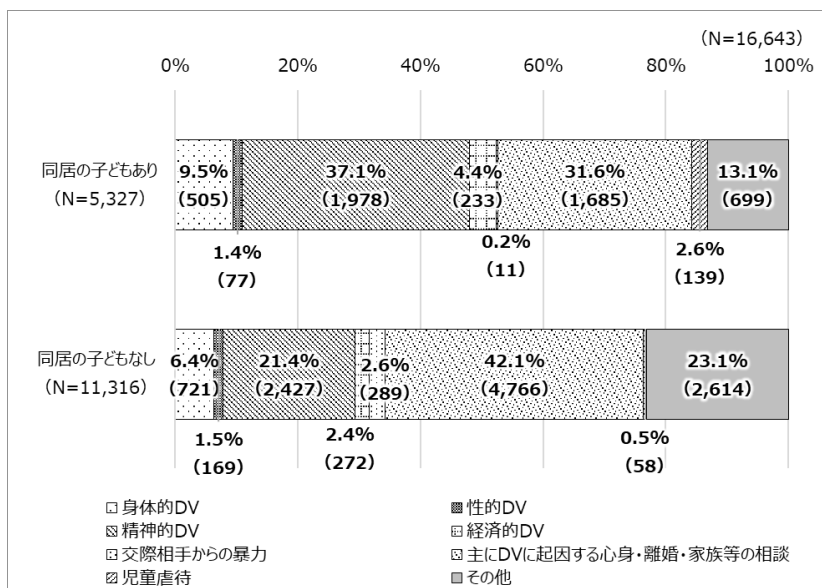
この傾向はR2年度前期と概ね同様である。

図表 2-70 子どもの有無別一番困っている相談テーマ

【R4 年度前期】



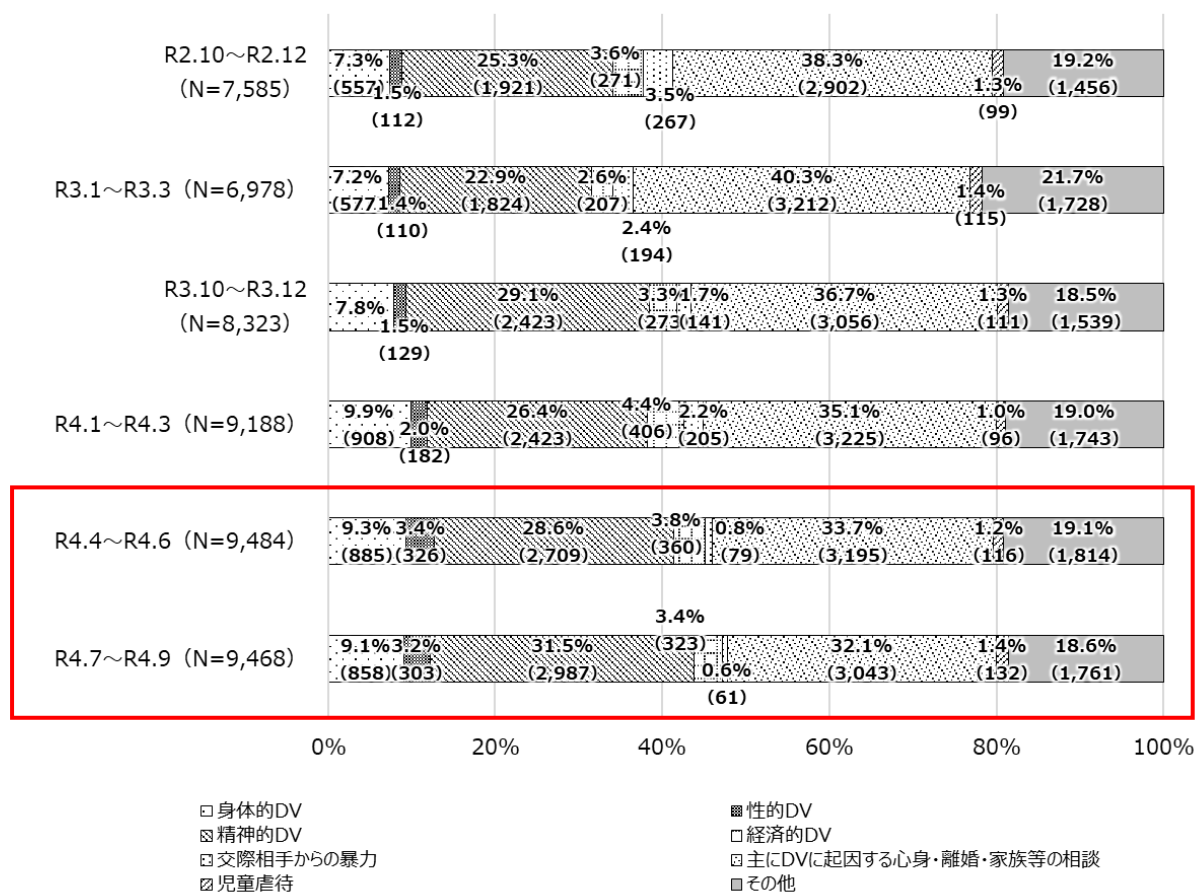
【R3 年度前期】



(5)一番困っている相談テーマ:時期との関係

一番困っている相談テーマと時期の関係をみると、R4 年度前期は、5 種の DV の比率が高まる一方で、「主に DV に起因する心身・離婚・家族等の相談」が下がっていることがわかる。

図表 2-7 1 相談時期別一番困っている相談テーマ



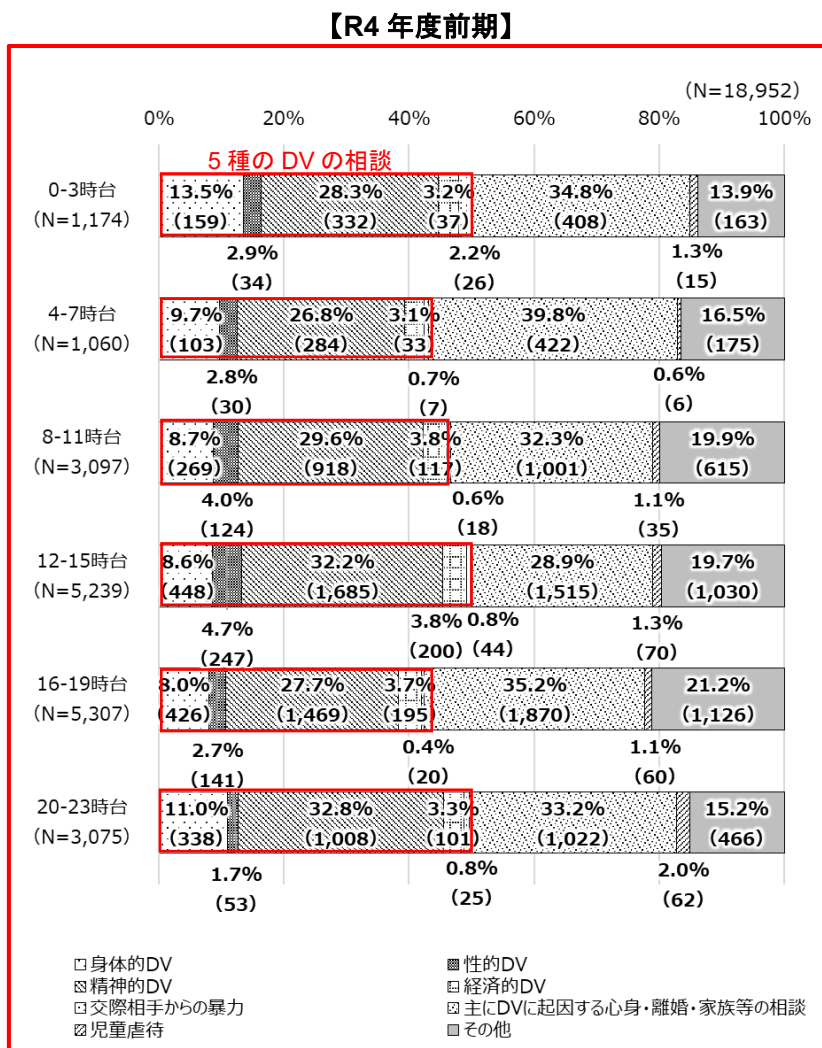
(6)一番困っている相談テーマ:相談時間帯との関係

一番困っている相談テーマと相談があった時間帯の関係を見る。なお、時間については24時間を4時間ごとに6分割した。

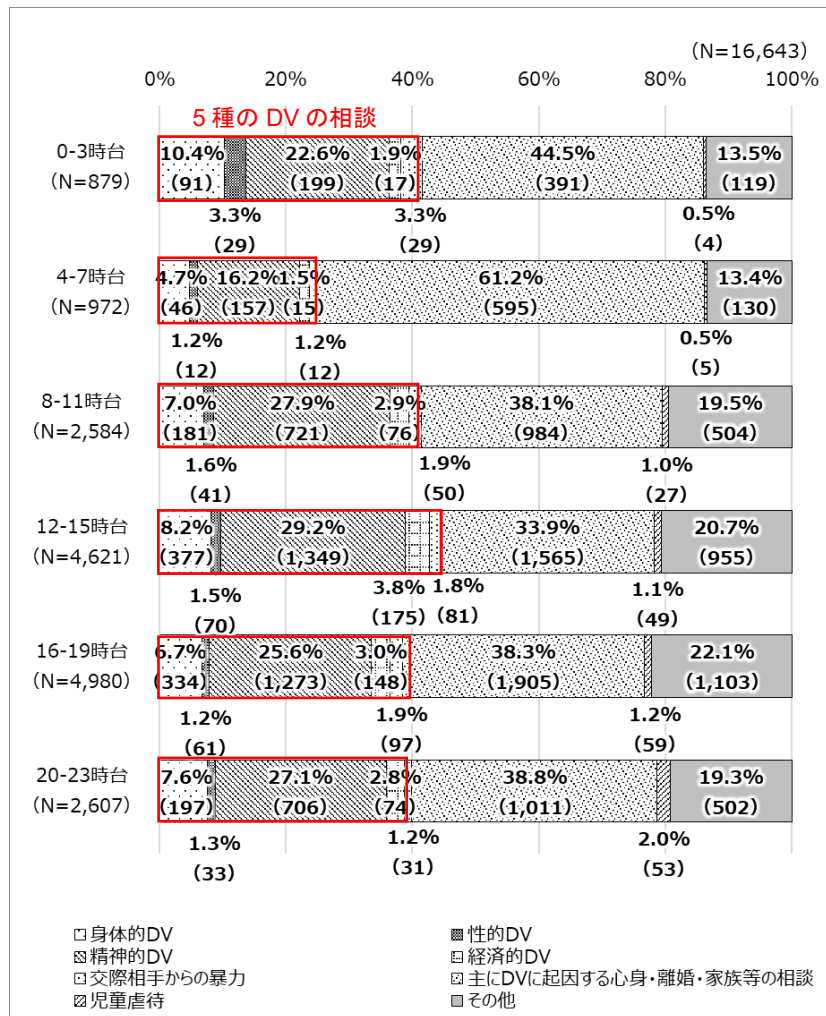
R4年度前期の5種のDVに関する相談は、全時間帯で4割を超えており、なかで0-3時台と12-15時台が50.1%で最大となっている。

R3年度前期と比較して、4-7時台で5種のDVに関する相談が増加している。

図表 2-7 2 相談時間帯別一番困っている相談テーマ



【R3 年度前期】



3)オンライン・チャット(SNS)相談におけるアンケート結果

オンライン・チャット(SNS)相談においては、終了後に相談者にDV相談プラスの感想と相談対応についてアンケートが送られるようになっており(「相談のしやすさ」、「相談への対応」、「今後の利用継続意向」の3問)、R4年度前期においては相談総件数7,326件のうち574件から回答が寄せられている(回収率約7.8%)。

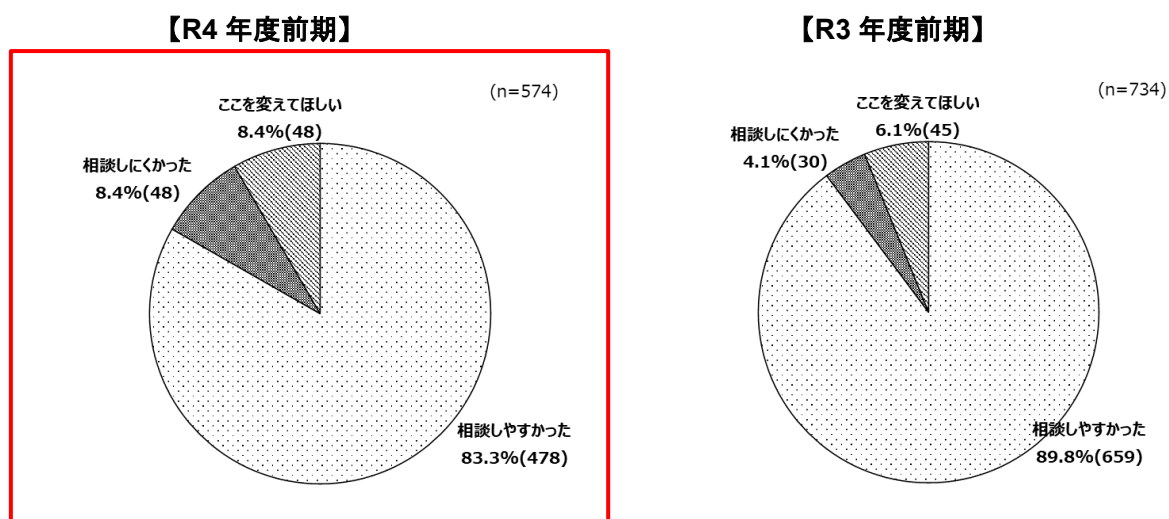
なお、3問のうち「今後の利用継続以降」については、R4年度前期においてシステムエラーにより回答が得られなかった時期があったことから、掲載を割愛する。

(1)相談しやすさ

DV相談プラスの感想としては、「相談しやすかった」との回答が83.3%となっており、多くの相談者が満足している状況がうかがえるが、R3年度前期と比較するとその比率は下がっている。

一方、「相談しにくかった」(8.4%)、「ここを変えてほしい」(8.4%)が合わせて2割弱となっており、R3年度前期と比較して満足に至らなかった回答が増えている。

図表 2-73 DV相談プラスの感想



「相談しやすかった」理由についての自由記述では、チャットで話しやすかった、冷静に伝えることができた、聞いてもらえて楽になった、的確なアドバイスが得られた等のコメントが寄せられている。

一方、「相談しにくかった」理由としては、待たされた挙句に打ち切られた、相談者と相談員の入力スピード・間が合わなかった等の意見がみられている。

「ここを変えてほしい」こととしては、混雑・つながりにくさ、夜間対応時間の延長、複数回相談者に対するスムーズな対応のほか、危険な状況下で相談が途切れがちになる中で相談打ち切りまでの時間が短いこと等が指摘されている。

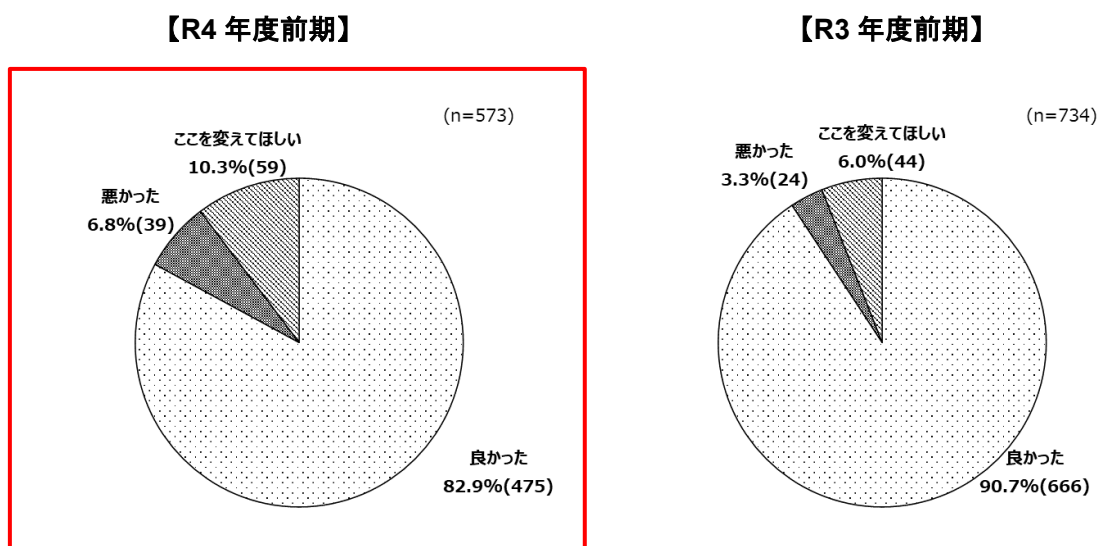
図表 2-74 DV相談プラスの感想_自由回答

分類	回答内容
相談 しやすかった	<ul style="list-style-type: none"> ・チャット形式なので話しやすかった。 ・チャットだと、感情に訴えるのではなく、どういうことを伝えればいいのか、少し冷静になれる気がしました。 ・聞いてもらうだけで楽になった。 ・的確にアドバイスをもらえた。 ・否定せず今必要な事を的確にご指摘してくださいました。
相談 しにくかった	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の準備が整いましたとメールがあったのでずっと待っていました。少し離れたら相談が終わっていた。 ・相談内容入力後に1時間返信無く待たされて打ち切られた。 ・返信が早く質問と回答が入れ違いになった。 ・チャットが不慣れで入力が大変でした。でも時間がかかる分自分で振り返りながら考えられたような気がします。
ここを 変えてほしい	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な相談時間の目安が分かると良いかなと思いました。自分のために時間を使ってもらって申し訳ないと言う気持ちです。 ・仕事をし、子供がいることもあり、途切れてしまいがちです。解決まで、過去履歴を残すなどして相談員の方も引き継ぎできる体制にしてもらいたいです。一から説明するのが時間のないなか、緊急性もあるなかもったいないです。 ・逃げたい人間が近くにいると電話が無理でチャットしているのに、あと、何分返事がなければ終わりますとか云われるとしんどくなる。 ・子供を寝かしつけ、片付けなども全て終わったあとやっと相談ができるのに、その時間にはもう受付が終わっている。 ・混んでて相談できないのであれば、メールに準備ができたと期待するような形式にしないでもらえると助かります。 ・相手が入力中かわかる方がよい。

(2)相談への対応

DV 相談プラスの対応については「良かった」が約 82.9%となっており、「悪かった」(6.8%)、「ここを変えてほしい」(10.3%)を大きく上回っている。一報、R3 年度前期と比較すると、肯定的な評価がやや下がっている。

図表 2-75 DV 相談プラスの対応に関する満足度



「良かった」理由についての自由記述では、親身な対応、要点を絞った簡潔な対応、解決策の提示、相談者に適した窓口情報の提供等が挙げられており、相談により解決の糸口が見えたとの相談者もみられた。

「悪かった」理由としては、返事が来ない、丁寧な対応が得られない等が挙げられている。

「ここを変えてほしい」こととしては、つながりやすくしてほしい、ゆっくり話を聞いてほしい、対応策を例示してほしい等が指摘された。

図表 2-76 DV相談プラスの感想_自由回答

分類	回答内容
良かった	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談より、要点を絞って、こちらが聞きたいことだけが短時間で聞けました。 ・状況を把握して、すぐに解決策を考えてくださり助かりました。親身になって心配してくださったのも安心できました。 ・具体的な相談窓口を教えてもらえて助かった。市のホームページを見ても相談窓口がたくさん書いてあってどこに連絡したらいいのか分からなかった。 ・話す中で自分自身の悩みの、解決の糸口が見えてきた。
悪かった	<ul style="list-style-type: none"> ・返事が来ないと解決されない。 ・忙しいなら受付開始しないでほしい。 ・役所の相談窓口相談しろと言われたがどこの窓口相談すればいいのかも分からず、相談窓口名は自治体によって違うと言われて最終的には一方的に相談を終了された。
ここを変えてほしい	<ul style="list-style-type: none"> ・繋がらない。 ・もう少しゆっくり話を聞いて欲しかった。 ・対応策として、こんな例があるというのを示唆いただけるとありがたい。例示列挙してほしいなと思いました。

第3章 DV相談プラス事業の効果と課題等

3-1. 調査分析結果の考察

前章の調査研究結果を基に、特に重要な事項をとりまとめる。

1) 相談件数の増加が、対応能力の拡充を上回ってきている様相

R4 年度前期の DV 相談プラスへのアクセス件数（電話相談における入電数、SNS 相談・メール相談における相談件数）は、中核的な相談手段である電話相談を中心に、R3 年度後期からさらに増加している。R4 年度前期のアクセス数は、R3 年度後期と比較して、電話相談では約 17% 増、SNS 相談では約 8% 増となっている（メール相談は数値上は約 8% 減となっているが、R3 年度後期に同一相談者から 300 件以上の大量メールが寄せられた影響を除くとほぼ横ばい）。

加えて、1 件当たりの相談時間が増加傾向にある影響も見逃せない。電話相談は平均 20 分 59 秒と、R3 年度後期からさらに約 1 分増加している。SNS 相談は平均 59.8 分と、R3 年度後期から約 2 分短縮しているが、電話相談の対応件数は SNS 相談を大きく上回ることから（電話：SNS=13,600：5,200）、電話相談における相談時間の増加が、現場の負荷を大きくしていると思われる。

このように、アクセス件数と、1 件当たりの相談時間の増加に、DV 相談プラスの対応能力が追いつかなくなっている状況がうかがえる。特に電話相談では、受電数（電話をとる数）が減少に転じてきており、受電率が 9.7% とはじめて 10% を下回った状況を重く受け止める必要がある。

相談がつかない状況は、必然的に、利用者の満足度低下につながる。DV 相談プラスは従来から、利用者満足度が高いことが特徴であったが、R4 年度前期は若干これが低下する様相を見せている（「相談しやすさ」が 6.5 ポイント減、「満足度」で 7.8 ポイント減）。

DV 相談プラス側でも、この状況はすでに把握しており、対応を図っているところである。対策として、前回報告書で指摘した目的外架電者対策と合わせ、抜本的な体制見直し等も検討することが重要である。

2) 平日とりわけ月曜日の相談件数増加は脱コロナの影響か

R4 年度前期では、これまで一貫してみられてきた、土日祝日の相談件数が平日よりも多かった状況にはじめて変化がみられた。

電話相談、メール相談では、平日の相談件数が土日祝日を上回り、SNS 相談でも両者の差は小さくなった。曜日別には月曜日の相談が大きく増加している。

この背景には、東京オリンピック・パラリンピック期間の前後に生じたコロナ感染の第 7 波があったにもかかわらず、社会の脱コロナが進み、行動制限が少なくなっていく中で、これまで在宅していた加害者が出勤・外出するようになり、土日明けの月曜日に相談がしやす

くなった可能性がある。今後の動向に注視が必要である。

また、このような動向を踏まえた上で、相談員の勤務シフトを柔軟に組むことを検討することも重要である。

3)DV自体についての相談が増える

DV相談プラスに寄せられる相談の主訴（一番困っている相談テーマ）については、下記のように、「身体的DV」、「性的DV」、「精神的DV」の比率が高まっている一方で、「主にDVが起因する心身・離婚・家族等の相談」の比率に低下傾向もみられる。

- 身体的DV（R3年度前期：7.4%⇒R3年度後期：8.9%⇒R4年度前期：9.2%）
- 性的DV（R3年度前期：1.5%⇒R3年度後期：1.8%⇒R4年度前期：3.3%）
- 精神的DV（R3年度前期：26.5%⇒R3年度後期：27.7%⇒R4年度前期：30.1%）
- 主にDVが起因する心身・離婚・家族等の相談（R3年度前期：38.8%⇒R3年度後期：35.9%⇒R4年度前期：32.9%）

DV自体の相談が増えてきている状況が、R4年度前期にはより明確になっている。現場の相談員からも、DVについての架電や、DV相談を初めてするという人からの架電が多くなっているとの認識がみられている。

この背景としては、報道や広報により、DVに関する社会の認知が一段と進み、今まで自分が受けてきたのはDVだと気づいていなかった相談者が相談をしてきたことが一因として挙げられる。

【参考：DV相談プラス事業受託団体（現場）からの意見】

- 特に、精神的DVの伸びが大きいの中には、モラハラ等を精神的DVと認識する方が増えたことも影響していると感じる。

4)DV被害に関する特徴・傾向等について

R4年度前期にDV相談プラスに寄せられた相談内容から、この時期のDV被害等に関する特徴・傾向、DV加害者が相談者への支配を強めるための方法、DV相談プラスにつながる前の相談先等について下記に列記する。

(1)DV被害の特徴・傾向等

①精神的DVを核とした複合的被害が広がっている

世代を問わず精神的DVに関する相談が最も多くなっている。精神的DVは、その他のDVと重複して同時に相談される傾向があり、多くの相談の根底に精神的DVがあること、精神的DVを核とした複合的DV被害（身体的DV、性的DV、経済的DV等）が広がって

いること、さらに複合的被害に付随して、心身の不調や悩みが引き起こされていること等の構造が浮かび上がっている。

精神的 DV に加えて、下記のような DV 被害が相談されている。

●生命の危険に関わる暴力<身体的DV>

10～20 代の若い世代を中心に、「首を絞められる」、「顔や後頭部を殴打される」、「刃物を投げつけられる」等の生命の危険に関わる身体的暴力がふるわれているとの相談も多くみられてきている。

●日常的な性行為の強要<性的DV>

性的 DV を含む相談が多くみられてきている。避妊なしの強制的な性交、寝ているとき・体調が悪いときの無理やりな性交等がその内容であり、性行為を断ると激高、悪態、無視等が続く状況が相談されている。

●経済面での支配の強化<経済的DV>

DV 加害者側が金銭管理を行っており食費・医療費・学費等の生活費を十分に渡してもらえない、金銭面から行動を管理される等により、精神面に加えて経済面等でも相手の支配が強まっているケースが多くみられている。

●束縛・行動制限の強化<社会的DV>

異性同性を問わず交友関係を制限される、服装を制限される、普段からスマホをチェックされる、友人と外出しようとするが妨害される等の束縛・行動制限が多くみられている。束縛・行動制限のせいで、友人を失い、孤立する状況がみられている。

②子どもへの暴言・暴力が拡がっている

子どもへの暴言・暴力に関する相談も多くみられている。子どもがいる前での相談者への暴言・暴力、子ども自身に対する暴言・暴力、相談者への見せしめを目的とした子どもへの暴力等が報告されている。現在の暴言・暴力だけでなく、面前 DV で育った子どもの将来に及ぼす影響について心配・懸念する相談者は非常に多くなっている。

③家族間の暴力等の相談が増えている

DV 相談プラスに、家族間の暴力やトラブル等についての相談が寄せられる機会が増えている。その内容は、父親から母親への暴力、親から子への暴言・暴力、実父・義父からの性暴力、きょうだいからの暴力等となっている。DV 相談プラスとして、家族間の暴力等にも相談対応していくことが求められてきている。

(2)DV加害者が相談者への支配を強める方法

特に、下記等の方法により、相談者への支配を強めようとするケースが多くみられている。

①自分勝手なルールの設定・強要

DV 加害者が、日常生活について独自のルール（例：一人で行動する際は許可が必要、異

性とは会わない・会う必要があるときは話した内容や時間を報告させる等)の順守を相手に強要し、守れなかったときに責め立て、罪悪感を抱かせる、謝るまで許さないといったことが行われている。

②ICTツールの悪用

普段からスマートフォンの通信・通話履歴をチェックされたり、電話やLINEは指定した時間内に出る・返信することを求められたり、GPSで位置情報を常時監視されたりしているという相談がみられている。また、性的な写真・映像を撮られ、保存され、言うことを聞かないとバラまくと脅されている等の事例も増えている。

これらのスマートフォンやSNSを悪用した監視や支配は、若年層のみならず、30代以上にも広がっている。

【参考：DV相談プラス事業受託団体（現場）からの意見】

- R4年度前期においては、強い監視下にある中で、相談をしてくる人が増えた印象がある。
- 監視カメラがついていたり、ほぼ24時間加害者と携帯電話をつなげた状態にさせられていたりする相談者もみられ、電話をかけられる／SNS相談ができるほんのわずかな時間で相談につながるケースもみられた。

(3)DV相談プラスにつながる前の相談先

DV相談プラスにつながる前に、両親、警察等に相談したが、問題解決には至らなかったとする相談がみられている。

①両親への相談

DV相談プラスへの相談者のうち、両親に相談している方は少なくない。しかし、関係改善や我慢を求められたり、逆に説教を受けたりして、問題解決には至らないとの相談が多くみられている。

②警察等への相談

警察や児童相談所等へ相談したが、暴力被害の軽減や問題解決には至らなかったとの相談も多い。警察官の口頭注意により一時暴力が止んだが徐々に元に戻った、警察を呼んだが加害者の言い分が信じられてしまった、身体的暴力の証拠がなく相談に乗ってもらえなかった、児相職員から指導を受けてしまった等の悩みが寄せられている。児相に子どもを一時保護されてしまうのではないかと、相談や通報を怖がる方もみられている。

5) つなぎ支援の拡大傾向が鮮明

リスクが高い一部の緊急・困難ケースに対し、コーディネーターが担当を引き継ぎながら、相談者が所在する地域の支援者・支援機関（都道府県・市町村の窓口、警察、配暴センター・婦人相談所等）による直接支援につなぐ「つなぎ支援」は、DV相談プラスの重要な機能である。

コロナ禍の影響が大きく、一時期は落ち込んでいたつなぎ支援だが、R4年度前期ではさらに件数が増え、DV相談プラス事業が開始されたR2年度前期の水準をはじめて上回った（R2年度前期 235件⇒R2年度後期 125件⇒R3年度前期 147件⇒R3年度後期 178件⇒R4年度前期 242件）。

つなぎ支援の必要があると判断されるのは、自殺企図・自殺念慮がある、身体的暴力の危険度が高い、妊娠中の身体的暴力等保護の必要性が高い、本人だけでなく親や身内に危害が及ぶおそれがある、性暴力被害がある、被害再発のおそれが高い、身ひとつで逃げている等の緊急・困難ケース等である。

支援の内容は、相談対応に加えて、必要な情報提供、社会資源の提供、面談、同行支援等である。つなぐ先となる社会資源は自治体、警察、配暴センター・婦人相談所、シェルター等であり、そこからさらに弁護士や心理カウンセラー等へとつながるケースもみられる。また、避難や一時保護のケースには、各地の相談員や協力団体がホテルや民間支援団体に滞在しながら「つなぎ」完了まで対応している。

DV相談プラス運営側による、つなぎ支援拡大に向けた組織的な取組（つなぎ支援にまわすべきケースに関する相談員研修、直接支援結果のフィードバック等）が、件数の増加につながっているとみられる。つなぎ支援が活発になることで、その前段階での相談支援の価値もさらに高まることが期待できる。

一方で、今後のつなぎ支援の更なる増加に備え、DV相談プラス側の対応力強化（コーディネーターの増員等）も改めて検討しておくことが重要である。

3-2. DV相談プラス事業の効果

DV 相談プラス事業の効果について、下表にまとめる。

図表 3-1 DV 相談プラス事業の効果

項目	内容
1) 多数の相談者に相談・支援の機会を提供	
認知度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共広告等の影響により、DV 相談プラスの認知度が向上しており、相談需要が顕在化している。 ● 特に DV 相談プラスの相談員・支援員において、そのことが実感されている。
アクセスの増加	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話相談：入電数は 163,245 件と、R3 年度後期から約 17%増加している。 ● SNS 相談：相談件数は 7,326 件と、R3 年度後期から約 8%増加している。 ● メール相談：相談件数は 3,993 件と、R3 年度後期から約 8%減少している（R3 後期に同一相談者から 300 件以上の大量メールが寄せられた影響を除くとほぼ横ばい）。
多数の相談への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● R4 前期の相談対応件数は 20,745 件と、R3 年度後期と同水準となっている。 ● 月別相談対応件数は 3,300～3,500 件程度（1 日換算で 110～117 件程度）で推移している。
24 時間・365 日対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 夜間帯、土日祝日にも、多数の相談に対応している。 ● 24 時間・365 日対応により、公的機関の相談窓口が開いていない時間帯に相談できるという重要な役割を担っている。
オンライン相談需要への対応・掘り起こし	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談対応件数に占めるオンライン相談（オンライン・チャット（SNS）及びメール相談）の比率は 34.5%となっており、増加傾向にある（R2 年度後期：31.0%⇒R3 年度前期：30.9%⇒R3 年度後期：31.6%）。 ● オンライン相談は、全相談の約 1/3 を担う重要な相談手段として機能している。 ● R4 年度前期には、インターネット経由で DV 相談プラスを知った人の比率が約 12%ポイント増加した。 ● 特に、10 代、20 代ではオンライン相談の比率は 7 割に近づき、30 代でも 5 割を上回る。 ● アクセスしやすい、匿名性が高い、場所・時間を選ばない等の特長を持つオンライン相談は、若い世代を中心とした相談需

		要に対応していると言える。
2) リスクの高い相談者に対して相談・支援を提供		
過酷な暴力を受けやすい若年層への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 10代・20代等の若年層は、身体的DV、性的DV等、過酷な暴力を受けている被害者の割合が比較的高い一方で、既存の相談支援機関とつながりにくい、あるいは相談支援機関による支援が届きにくい層と言われている。 ● DV相談プラスの相談者のうち、10代(2.1%)、20代(13.7%)が15.8%を占めており、若年層の相談需要の顕在化に一定の役割を果たしている。 	
厳しい経済状況にある相談者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談者の経済状況について、家計が苦しい、所持金がない相談者は約3割に達する。 ● 日頃から十分な生活費を渡されないケースや、所持金数百円で一時保護に至ったケースは少なくない。 ● このような厳しい経済状況にあり、支援を必要としている相談者に対し、支援の機会を提供している。 	
緊急・困難ケースへのつなぎ支援	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクが高い緊急・困難ケースに対し、各地の支援者・支援機関につなぎ、相談員による面談・同行、一時保護、警察対応、医療・司法支援等につなげる「つなぎ支援」が増えている。 ● つなぎ支援の相談支援件数(延べ人数)は、R4年度前期には242件と、R3年度後期の178件に対し、約36%の増加となっている。 ● つないだ先は、主に、都道府県・市町村の窓口、警察、配暴センター・婦人相談所であり、そこからさらに弁護士や心理カウンセラー等とつながっている。 ● 自分で支援機関につながる事が難しい相談者に対して、直接支援につなげる「つなぎ支援」は、DV相談プラスの重要な機能の一つであり、更なる充実が必要とされている。 	

【参考：DV相談プラス事業受託団体（現場）からの意見】

- 相談を受けてからワンストップで、組織の垣根で支援を切らないことが、強く求められている。
- 特に精神的DVについて、行政では保護してもらいにくいところを、DV相談プラスが対応できたことで、ワンストップで被害者の安全確保、生活再建ができるようになった。法整備が必要なところにきちんと手当てできたと感じる好事例であった。
- これからも法整備や支援体制拡充が進むまで、DV相談のニーズは減らないのではないか。DV相談プラスは必要な事業であると感じている。

3-3. DV相談プラス事業の課題

一方、DV 相談プラス事業の課題について、下表にまとめる。

図表 3-2 DV 相談プラス事業の課題

項目	内容
1) 体制の整備拡充等	
利用者満足度の維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な相談手段、24 時間・365 日対応、丁寧な相談対応等を背景に、これまで DV 相談プラスの利用満足度は非常に高水準で推移してきたが、その満足度に低下の兆候がみられ始めた。 ● その要因として、利用者アンケートからは、「つながりにくいこと」、「返信がこないこと」、「一定時間返信できないと終了を促されること」、「ゆっくり相談に乗ってほしいこと」等が挙げられている。 ● これらの不満は、DV 相談プラスの対応能力の限界と関係することも示唆される。満足度の大幅な低下につながる前に、早期に改善策を施すことが重要である。
人員の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民の DV に関する認識の深化、DV 相談プラスの認知度向上等により、DV 相談プラスへのアクセス数増加は今後も継続することが予想される。 ● さらに、多様かつ複雑な相談が増えることで、1 件当たりの平均相談時間がさらに増加することも考えられる。 ● 現在、対応能力の限界に近い状態で運営をしており、従前から相談員数の不足が懸念されてきた。特に電話相談において受電率が 10%を下回った今回を機に、人員面における体制拡充の検討が重要と思われる。 ● 相談員数を増員することで、可能な限り多くの相談に対応すること、緊急性の高い相談に対応することが重要である。
設備の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● 人員同様に、設備の拡充の検討も必要である。 ● 電話相談の対応率を再度向上させていくために、電話回線数の増設、相談の種類・緊急性等による相談内容の自動振り分け（プッシュ回線を通じた振り分け等）、自動アナウンスによる混雑時間以外への誘導等の取組に、可能なところから着手していくことが重要である。
相談員の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状での相談員不足、将来におけるベテラン相談員の退職の可能性を鑑み、相談員の育成が急務となっている。

		<ul style="list-style-type: none"> ● 一方で、相談員には経験に裏打ちされた高いスキルが求められることから、短期的な育成は容易ではない。 ● DV相談プラスでは、電話相談等から支援者ネットワークにつなげて、ケース対応を進めていくスキルが求められるため、被害者に直接的に寄り添った経験が重要となってくる。そのため、カリキュラムに直接支援のスキームを含めた研修制度を導入・拡大し、相談員人材の養成を本格化していくことが望まれる。 ● また、「リモート電話相談システム」(遠隔で電話相談が受けられる／対応できるシステム)の導入により、場所にとらわれず、全国各地の優秀な相談員を登用することも検討の余地がある。本システムには、先輩相談員と新人相談員がチームを組みながら相談者対応を行うことで、OJT型の人材育成がしやすい特長もある。
	<p>目的外架電者 対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談対応現場がひっ迫する中、一部の目的外架電者等への対応に、相談員の時間がとられるとともに、相談員が心的ダメージを被るケースも見過ごせなくなっている。 ● 目的外架電等により、電話回線や相談員の時間が長時間占有されることを減らすべく、DV相談プラスでは回線上の工夫、対応上の工夫等が重要である。 ● 悪質な目的外架電者への対策強化により、本来の相談者の相談を受ける機会を維持増大すること、緊急性の高い相談者からのアクセスへの対応力を確保することが重要である。
<p>2) 相談対象・分野ごとの対応充実</p>		
	<p>男性からの相談 への対応充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● R4前期の男性からの相談件数は2,534件と、R3後期の2,010件から約26%増加した。月別相談件数は340～510件程度で推移。相談全体に占める比率は12.5%と、1割を超えた。 ● 男性からの相談においては、被害者・加害者双方からの相談がみられる、暴力に耐えようとする、現実的な助言を即座に求める等、女性相談とは異なる特徴・傾向がみられる。 ● DV相談プラスの相談員の多数は女性であり、男性からの相談、加害者からの相談等については十分に慣れていない、難しさを感じている相談員もみられる。 ● 男性からの相談への対応力向上に向けて、男性相談員数の増員、外部の男性相談窓口との連携強化(相談の転送等)等も重要である。 ● 併せて、男性からの相談に関する相談者属性や相談内容・傾向

	等の調査分析も重要となっている。
外国語相談の利用者拡大	<ul style="list-style-type: none"> ● R4 前期の相談件数は 96 件と、R3 後期の 69 件から約 39%増加している。 ● 一方で、実質的な相談に至らないケースも少なくない。 ● 外国語を母語とする方にとって、通訳を介さず、母語で相談できる DV 相談プラスの外国語相談は貴重な相談手段と思われるが、利用は伸び悩んでいる。 ● 外国語を母語とする方への周知と、相談件数を増やしていくことがかねてからの課題であるが、なかなか実現していない。 ● 今後とも、各外国人コミュニティとの関係構築と周知、外国語相談が多い他の相談窓口との連携等を通じて、利用促進に努めていくことが必要である。
児童相談所との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● DV 相談に寄せられる相談のうち、少なくない割合で、面前 DV がみられる／疑われるケースがみられる。 ● 一方、相談者においては、児童相談所に相談したり、通告されたりすると、子どもを取り上げられるとのイメージを有している方もみられる。 ● DV 相談プラスでも、面前 DV や養育相談を児相に行ってもよいこと、児相では夫に適切に指導し母親を慮る対応がなされること等について説明し、認知度向上を図っていくことも重要である。 ● 相談先として児相を紹介する等、DV 相談プラスと児相との連携がさらに強化されることが望ましい。

【参考：DV 相談プラス事業受託団体（現場）からの意見】

- 効果的に相談を受けるようになるためには、相談の種類（DV 相談かそれ以外か）、相談の質（緊急性が高いかそれ以外か）等が明確にわかるように、早期段階において、相談の仕訳をする必要がある。
- 一定年齢を迎えたベテラン相談員の退職も見込み、人数が減らないよう研修等を充実させ、体制の維持に着手している。
- 相談員の育成については、OJT や、研修プログラムを作成・拡充していく等、世代交代がスムーズに行える体制整備が必要である。

第4章 おわりに——有識者検討会の見解

調査分析結果の考察、DV相談プラス事業の効果と課題の考察等を経て、検討会の各委員から総合的見解について執筆いただいた。

1) 納米恵美子 委員長(全国女性会館協議会 代表理事)

DV相談プラスは新型コロナウイルス感染症拡大に対応するために開始された相談サービスであるが、相談件数の推移は必ずしも感染状況の推移とは関連せず、高止まりしている。

以下、令和4年度前期のDV相談プラス事業における相談支援についての分析を基本にしつつ、令和2年4月の開始以降これまでの同事業の結果を踏まえて、DV対応の現状と課題について述べる。

相談ニーズの顕在化

「3-1. 調査分析結果の考察」に記述があるように、令和3年度前期との比較において電話相談、SNS相談を中心にアクセス数が増加している。さらに、アクセス数について経年でみると、令和3年度前期は令和2年度前期を上回っている。アクセス数増加の要因としては、相談窓口の周知が進んだこと、DVの発生自体が増えているかもしれないことが考えられるが、後者については数量的には確認する方法がない。現時点で言えるのは、DV相談プラス事業は、24時間の電話相談やオンライン・チャット相談、メール相談等、相談窓口の拡充により、DVについて相談したいというニーズを確実に顕在化させたということである。

精神的DVについて

P.116に記述がある通り、精神的DVを核とした複合的被害の広がりが把握されていることについても、令和2年度前期以来、1年度を前期、後期にわけて今回で5回目となる分析において変化はみられない。これまでの分析は、殴る・蹴るといったわかりやすい身体的暴力のみならず、精神的、性的、経済的、社会的DVを含む複合的なDVが起きていること、その中核には精神的DVがあることを浮き彫りにしている。おりしも第211回通常国会においてはDV防止法の改正が議論されようとしており、改正法案では保護命令の申し立てができる被害者の範囲が広げられ、発令の要件が「心身に重大な危害を受けるおそれがあるとき」に変更されようとしている。DV相談プラス事業についての分析結果も含め、精神的DVについての社会的認知が高まり、対応が進んでいくことと考えられる。社会全体への一般的な啓発だけではなく、児童福祉や母子保健等、関連が深い分野において、パートナー間におけるパワーバランスの不均衡を背景とした精神的な暴力についての理解が進み、個々のケースにおいてより一層適切な支援が行われることを期待している。

共起ネットワーク分析から見えること

「付属資料 2」に収録されている DV の構造についての共起ネットワーク分析では、「実家への避難」についてのサブグラフが 3 種類の DV 相談（身体的 DV、精神的 DV、経済的 DV）についての共起ネットワーク図に共通して出現している。このことから、多くの人にとって、DV を受けたときに実家を頼ることは、かなり優先度の高い対処方法として考えられているのではないかと思われる。言葉を換えれば、実家が支援のリソースかどうかのカギを握っている部分大きいとも言える。ここからは推察になるが、パートナーとの関係における問題を実家の、おそらくは親に相談するという行動は、個人主義的というよりも、家族主義的な日本社会の文化の有り様が関係しているのかもしれない。

「離婚・別居に対する不安」も、3 種類の DV 相談についての共起ネットワーク図に共通して出現しているサブグラフである。精神的 DV、経済的 DV については「離婚」は「子ども」と結びついており、経済的 DV では「離婚」は「生活」と結びついている。子どもや生活面の不安から、離婚をためらう場合が少なくないことが読み取れる。この点についても、制度面での社会構造とともに、精神面でも生活面でも家族主義的な社会の風土が影響しているように思う。

今後の課題

DV 相談プラス事業は、リスクが高い一部の緊急・困難ケースを各地域の支援者・支援機関による直接支援につなぐ「つなぎ支援」があることが特徴となっている。しかし、公的な支援につながり、シェルター等に避難し、その後、生活を立て直し、心身の健康を取り戻していくという支援のフローによって力を回復していく被害者以外に、このフローには乗らない多数の DV 被害者がいることが想定される。DV 相談プラス事業によって顕在化した相談ニーズをもつすべての人に対応できるキャパシティーが上記フローによる支援体制にあるとも考えにくい。ニーズの大きさからも、被害者と加害者の分離を前提とするのではない支援を考えていく必要があるのではないかと考える。

筆者は、同居例に対しても有効な支援のあり方を考えることが必要だと思っているのであって、暴力を受けても一緒に暮らし続けることがよいと考えているわけでは決してないことを、誤解を防ぐために付言しておく。

2)田中美奈子 委員(京都府家庭支援総合センター 所長)

DV相談プラス事業調査研究事業検討会には令和2年度後期事業分から参画させていただいているが、24時間365日対応というDV相談プラス事業の支援内容が充実しているためか利用者数の多さには毎回驚いている。DV相談プラス事業が広く被害者に認知され、DV被害者支援にとってなくてはならない存在になっていると感じる。現場では相談電話がひっきりなしに入ってきて受電が追いつかない状況であると聞いており、対応いただいている皆様の御苦勞に頭の下がる思いである。

さらに、現場で積み重ねられた経験に基づく支援ノウハウを地域にも波及させるべく、地方公共団体等の支援機関の相談員等に助言いただくヘルプデスクを設置する取組が開始されたと聞いている。DVに係る相談対応は、他ならぬ自分の配偶者から暴力を受けている深い傷つきにどう寄り添うか、加害者との離別を望まない相談者も多い中でどのように相談者や家族の安全確保を助言していくか等、難しい点が多々あり、対応する相談員の心理的負荷が高い。地域の中で奮闘する相談員のサポートをいただける仕組みをこの事業から生んでいただけたことに感謝したい。

また、DV被害は精神的DVを核とし、そこに身体的暴力等が合わさって複合的被害となっている構造となっていることが今回の調査結果からみてとれる点は重要である。今国会には、保護命令制度の拡充や保護命令違反の厳罰化等を定めたDV防止法案が提出されているが、法案では接近禁止命令の発令要件を精神的な重大危害も対象とするよう拡充するとされている。当センターに日々寄せられるDV相談でも精神的DVを含んだ相談が圧倒的多数であり、被害状況の深刻さに心が痛む例が多い。保護命令等の支援手段の効果的な活用も含めて、精神的暴力への支援方法について研究を重ね、力を注いでいく必要があると改めて感じた。

DV防止法案は令和6年4月1日を施行予定日として提案されている。昨年度制定された「困難な課題を抱える女性への支援に関する法律」も同日の施行予定であり、女性支援をより今日的な視点で拡充していく重要な時期に来ている。そのような中で、DV相談プラス事業の取組の中で明らかにされてきた様々な課題について意識しながら、被害者に寄り添う支援を地域の中で進めていきたい。

3) 濱田智崇 委員(京都橘大学 健康科学部心理学科 准教授/カウンセリングオフィス天満橋 代表)

DV 相談プラスにおいては、男性からの相談件数の増加傾向が続いていたが、今期は全体の 12.5%と初めて 1 割を超えた。その内容を見ても「配偶者からの暴力被害を男性本人が訴えるもの」がメインとなってきており、自身の DV 被害について相談できる窓口として、DV 相談プラスを認知する男性は確実に増加していると言える。

ただ、男性からの訴えを相談員側から見れば、暴力であることが明らかである事例においても、「これが DV かどうかわからないので判断してほしい」といった相談が多い。身体的暴力だけを暴力としてとらえて、精神的暴力については軽視する傾向もみられ、男性が自身の被害を認識することの難しさが示されている。男性被害者とその支援者に向けた啓発は、一部では取組が始まっているものの(かながわ男女共同参画センター「一人で悩んでいませんか?~DV は女性が被害者とはかぎりません~」等)、男性の DV 被害についての社会的理解はまだ不十分であり、今後進めていくべき課題と考えられる。

また、相談支援によって、男性が DV 被害を自覚することができたとしても、加害者から実際に離れることを考えるという次の段階で、さらにハードルがある。現状ではシェルター等、男性の使用を想定した社会資源が少なく、支援体制も不十分なためである。DV 相談プラスに寄せられる男性被害者の相談のうち、身体的暴力が明らかなものは 3 割程度であるが、加害者が包丁を持ち出す等、危険な状態にあるケースが多い。

さらに男性は、心理的にも「逃げる」ことに抵抗を示す場合があり、「強くなければならぬ」という男らしさに縛られがちであるとも言える。今回の定性分析の中では 20 年以上というケースもあったように、長年の精神的 DV に耐え続けている被害者も少なくない。そうした被害者は、精神的健康を害していることも多く、鬱の症状から「別れたい」ではなく「死にたい」という訴えになってしまっていることもある。

こうしたことから、男性が実際に「逃げる」ことのできる体制を各地に整え、相談があった時にはそれをモデルとして示せるようになることと、DV 被害に耐え続けている男性のメンタルケアができるようにすることの両面で、男性への支援体制を充実させていく必要がある。後者については、男性相談窓口との連携も有効であると考えられる。

一方で、DV 相談プラスにおける男性加害者からの相談件数は、減少が続いている。被害者の相談が増えたことによるものと考えられるが、今回の定性分析でサンプリングした加害者の相談は、いずれも自分の暴力をやめたいという内容であった。こうした相談を受け付け、適切なプログラム等へつなぐ窓口についても、男性相談窓口の活用も含め、拡充が求められる。男性が自ら変わろうとする動きについては、もっと社会で注目されてよい。例えば、DV 加害をしてしまった後だけではなく、予防的に、ジェンダーセンシティブなコミュニケーションや感情との向き合い方について学ぶことができる機会を提供していくことは、根本的な DV 問題の解決につながるのではないだろうか。

4)松村歌子 委員(関西福祉科学大学 健康科学科 教授)

相談対応の現状と課題

電話相談においては、広報啓発による DV 相談プラス事業の認知度向上もあり、現場ではひっきりなしに電話相談が入ってくる状態となっている。入電数に対応しきれていない現状にあり、今後は相談体制の拡充の必要がある。前年度調査に比べると、利用者満足度は多少下がっているものの、現場での支援者の丁寧な相談実績の積み重ねもあって、待ち時間の増加、つながりにくさによるものが多く、DV 相談プラス事業への期待の高さの表れともいえる。

オンライン相談（SNS・メール相談）は、対面や電話での直接相談を敬遠しがちな若年層からの相談の掘り起こしができている。アクセスしやすい、匿名性が高い、場所や時間を選ばないといった特長のあるオンライン相談は、10 代、20 代のオンライン比率は 7 割近く、30 代でも 5 割を上回る等、若い世代を中心とした相談需要に対応できている。最近では SNS の使用が一般的になり、誰もが返信をすぐ求める傾向にある。DV 相談プラス事業では、SNS 相談やメール相談において複数人でのチェック体制を取っているため、最初の応答から、具体的な相談内容についての書き込みを待つまでの間に時間がかかることや、やり取りしていても相談者の事情で応答が途絶えることもあり、実質的な相談に至らないケースも少なくない。SNS 相談やメール相談において、緊急性の高いものについては、通話に切り替えて対応し、必要に応じて同行支援等のつなぎ対応をする等、丁寧な対応がなされており、相談している側の事情や抱える切迫感もわかるが、現場で最大限の支援を提供していることは理解してほしい。メール相談は 24 時間受付、オンライン・チャット（SNS）相談は 12 時～22 時の受付となっており、今後は、SNS 相談の受付時間拡大や回線の拡大が望まれる。

外国語相談は、外国語を母語とする人にとって、通訳を介さず、母語で相談できる貴重な相談手段である。原則はメールでの対応であるし、相談件数は伸び悩んでいるようだが、10 言語に対応した外国語相談は非常に有用であり、各地域のコミュニティに広報をする等して、利用の拡大に期待したい。

つなぎ支援については、リスクが高い緊急・困難ケースに対し、各地の支援者や機関につなぎ、相談員による面談・同行、一時保護、警察対応、医療・司法支援等につないでいる。コロナ禍の影響が大きく、一時期はあまり実施されていなかったが、令和 2 年度前期 235 件、令和 2 年度後期 125 件、令和 3 年度前期 147 件、令和 3 年度後期 178 件、令和 4 年度前期 242 件と、令和 4 年前期の段階では DV 相談プラス事業が開始された当初の水準に戻っている。つなぎ支援に回す必要のあるケースか否かの判断、相談時の的確なアセスメントによる危険度の判断、直接支援の結果についてのフィードバック等、DV 相談プラス運営側による組織的な取組が件数の増加につながっている。被害者・加害者の居住地・勤め先等、複数の都道府県にまたがるケースもあり、転居先でも同様の支援を受けられるように支援の引き継ぎが円滑になされる必要がある。

また、アセスメントに時間を要するような深刻・複雑な相談も増えているほか、両親やきょうだいなど、本人以外からの被害相談も増えており、本人の置かれている状況の把握に時間がかかる等、1件あたりにかかる対応時間も増加傾向にある。DVの問題は、画一的に判断できるものではなく、その人の置かれた状況や被害の実態を把握し、本人のニーズにあった必要な資源につなぐためにも丁寧なアセスメントが重要であり、時間がかかるのは当然である。身近な相手から暴力を受けて、警察に相談したい気持ちと大ごとにはしたくない気持ち、逃げたいが、逃げた後の生活や子どもへの影響を考え躊躇する気持ち等、相談した本人も気持ちが揺れ動いている。

さらに、親密な間柄からの暴力にとどまらず、家族の暴力的な言動に耐えかねて相談してくるケースも増えている。特に被害を受けている家族が成人している場合、児童虐待にも、DVにも、高齢者虐待にもあたらず、家族の中での暴力の被害者は完全に放置されてしまう。そのような被害者は暴力的環境の家庭で我慢し続けるか、家を出るしか選択肢がない。DV相談プラス事業は、どこに相談したらいいかわからない、行政に相談したが解決に結びつかずどうしたらいいかわからないといった人たちの受け皿にもなりうる取組であるが、「DV」という枠に制限されているともいえ、今後はファミリー・バイオレンスの視点も必要となろう。

警察や親・友人、行政等に相談しているケースも多くみられた。多くの被害者は、周囲の人に相談しても、「愛されている証拠」「あなたの我慢が足りない」、「あなたが大人になれば解決する」、「もっとうまくやりなさい」等と言われ、問題解決につながらないだけでなく、「うまくやれない自分が悪い」と自責の念を深めてしまう。警察や行政への相談が暴力被害の軽減や問題解決につながらなかったという相談も多い。さらには、本来は頼りになるはずの警察や児童相談所も、自分が被害者だと主張する相手の支配のツールとなってしまう、「捕まるのはお前だ」と逆に脅されたり、子どもへの虐待的な対応や面前DVを責められ、子どもを一時保護されてしまうのが怖くて相談できなくなってしまう。また、「この程度のことをDVとってよいかかわからないが」等、自身の被害を過小評価するような内容や、「身体的暴力がなければDVではないのだろうか」といった質問も散見された。

相手との関係改善の方法を相談する内容も多く、今後の情報提供サイト等には、DVについての理解を深めるものと、相手との関係改善を図るもの等、情報提供があるといい。相手の暴力的言動が自分のせいではないと気づく機会がなければ、支援につながることや離別しようとは思わないし、思えないだろう。DVについての社会の理解が今なお不十分であるからであり、社会全体への広報啓発が必須である。

DV防止法の改正と今後の課題～子どものケアと加害者への働きかけが喫緊の課題

DV家庭に子どもがいるケースでは、面前DVが疑われる。令和元年のDV防止法改正で、児童相談所とDVセンターの連携が明記されているものの、児童相談所に相談に行ったら子どもを取り上げられるというイメージが今なお根強く、実際に、DV被害者の母親が父親

の加害から子どもを守れなかったと児相職員から責められたという相談もある。DV ケースの場合、児相職員は、母親なりの方法で子どもを守ってきたことを評価し、子どもをケアしたうえで、きちんと父親に対して指導的に行動変容を促すべきであり、もっと児相と DV センターとの連携が強化されていく必要がある。

そして、DV 家庭に未成年の子がいる場合、別居や離婚がゴールではなく、離別後も面会交流という形で、親子の交流は続く可能性が高い。DV 家庭における加害者の支配とコントロールは、同居時とは形を変えて離別後も影響が及ぶだろう。被害者支援の一環として、安全・安心な面会交流を実施できるように、知識を提供し、より良い関係性を構築できるよう、子どもにも大人にも教育を充実させていく必要がある。特に、現在ほぼ野放しとなっている加害者に対して、親としての教育や DV についての理解を深め、DV が及ぼす影響を知り、暴力的言動をしない方法を学ぶべきである。「逃げる支援」だけでは DV の撲滅につながらないのであって、「逃げなくて済む支援」、在宅しながら支援を受けられる仕組みや加害者に対する働きかけも行う必要がある。

DV 相談の多くには、身体的 DV と精神的 DV、経済的 DV、場合によっては性的暴力等が複合的に含まれている。精神的 DV では、束縛や行動の制限、GPS による監視等の社会的 DV も多く見受けられ、加害者のルールに従った生活を強いられることで、家族や友人と疎遠になり、仕事・アルバイトにも行きにくくなり、孤立していく様子も窺える。また、束縛の強さを愛情と勘違いする人もいまだ多く、相談しても理解されないこともある。長年に及ぶ人格否定や侮蔑的な言動、威圧的な言動、暴言、無視に耐えてきた人も多い。日本では、身体に対する暴力によって生命や身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に限り、保護命令の発令が裁判所に認められ、保護命令発令の対象に精神的 DV が含まれていないため、精神的 DV が軽視される傾向にある。身体的 DV が軽いからといって、心身への影響がないわけではない。DV を受けることで、心に傷（トラウマ）を負う人は多く、相談内容をみても、心療内科等に通院中等メンタルヘルス上の問題を抱えている被害者は多い。そのため、精神的 DV を保護命令発令の対象に含めるべきであるという要望が多く、被害者団体から出されていた。

令和 5 年 2 月 24 日、身体的暴力だけでなく、言葉や態度による精神的 DV でも、保護命令を発令できるようにする、保護命令の期間を現行の 6 ヶ月から 1 年に延長する、保護命令違反の罰則を 2 年以下の懲役または 200 万円以下の罰金に引き上げる等の DV 防止法の改正案が閣議決定された。暴力防止と被害者保護を強化した形ではあるが、加害者への働きかけの部分については何ら取決がなく、今後の国会での法改正状況に注目したい。国は、当事者のニーズや支援の課題を可視化し、DV の問題が個人の問題ではなく、社会全体の課題であるとの認識を持ち、ジェンダー不平等な社会構造の変革に本腰を入れて取り組む必要がある。日本の DV 施策においては、被害者の保護と安全確保が重視され、「逃げる支援」が中心となり、加害者に対しては、刑事事件で対処する以外は公的な働きかけがない状態である。ひっきりなしに電話相談がかかってくるということは、まさに DV の問題が個人の問

題ではなく、社会で取り組むべき問題であることの証左であり、国も本格的に、加害者への働きかけや社会構造の変革に向けた取組を行うべきであろう。

DV 相談プラス事業の意義と継続の必要性

令和 2 年 4 月に内閣府によって DV 相談プラス事業が開始されて以来、3 年目となるが、前回調査に引き続き、DV 相談プラス事業の意義と継続の必要性の高さが明確になった。これまで自治体や被害者支援団体ごとに行なわれ、電話や面談中心であった相談支援体制が、DV 相談プラス事業の展開によって、全国画一的に、電話相談、SNS を用いたチャット相談、メール相談、外国語相談、直接のつながり相談等、多様な相談方法を提供することができている。DV 相談プラスは、全国一律の無料ホットラインとして、24 時間 365 日の対応をすることにより、公的機関が開いていない夜間帯や土日祝における多数の相談に対応し、直接支援へのつながり等を行う窓口を提供することで、相談者層や支援ニーズの掘り起こしに寄与し、アクセスの拡充を図ることが継続してできている。今後も相談ツールの一つとして、DV 相談プラス事業の継続の必要性は高く、全国の支援の格差の解消に寄与することを期待したい。DV 相談プラス事業においてあまりにも間口を広げた相談対応は、予算や所管の関係でできないにしても、DV の問題に対処する責任を担うのは国であるとの認識を新たにし、他機関・他省庁と連携を取り、必要な資源につなぐことができれば、利用者の満足度もさらに向上するであろう。そのためにも、人員面、設備面の拡大が必須であり予算付けをきっちり行うこと、相談員を長期的な視点から OJT により養成することが必要である。そしてなにより、被害者のニーズに合った支援が提供できるよう支援の選択肢を増やすこと、加害者への働きかけ、特に加害者プログラムの受講をさせる仕組みを整えることが必要である。被害にあってから、相談に応じるのではなく、できるだけ早期の段階から暴力防止の教育をし、加害をした人には加害者プログラムを受けてもらい、本人の暴力的言動に対して司法的責任ないしは社会的責任を取らせる体制を整えなければならない。「逃げる支援」にとどまらず、「逃げなくて済む支援」、家に居ながらにして支援を整える必要がある。

今後も、各地域の社会資源を熟知し、行政等の関係諸機関と顔の見える関係を築くことができ、支援経験の豊富な相談員を継続的に養成し、相談票の入力作業の簡素化等のシステム改修、相談員の増員・研修等、相談員に過重な負担を課さない仕組みづくりをしていく必要がある。DV 相談プラス事業の意義は大きく、今後も継続的な実施が望まれる。

5)山本千晶 委員(フェリス女学院大学 国際交流学部 准教授)

性的 DV の増加

オンライン・チャット (SNS) 相談の定性分析を担当しているが、今回は性的 DV を含む相談が全体の 2 割にのぼり、多いと感じた。実際、電話やメールを含む全相談の相談テーマの内訳を見ても、性的 DV を含む相談が 8.3%で令和 3 年度前期の 6.4%から増加している。また、「一番困っている相談テーマ」に絞っても、性的 DV が 3.3%で、令和 3 年度前期の 1.5%から倍増している。

相談内容を詳しくみていくと、「寝ている間に」というものもあるが、多くは体調や都合を気づかうことなく一方的で、しかも性行為に応じないと激高したり、無視が続くといった精神的 DV を誘発することをすでに学習しているために、相談者には「応じない」という選択肢がないという状況が読み取れるものであった。状況の悪化を恐れて、相手からの性行為を含むあらゆる要求に「応じざるをえない」という関係は、一見、自発的に応じているかのようにみえても、相談者にはまさに「支配されている」という経験に他ならない。一方で、「暴力」というと、“嫌がっているのを無理やり押さえつけて”といったイメージが浸透しているなかで、行為者の目には相手が自発的に応じていると映るため、自分が支配している＝DV 関係をつくりだしているという自覚がないことも多いのだろう。とりわけ、性行為はそれ自体が愛情と結び付けられた行為と考えられているため、夫婦やカップルであれば「するのが当たり前」、「応じない方がおかしい」となりがちである。この点で、2月3日に法務省法制審議会刑事法（性犯罪）部会において示された「要綱（骨子）案」において「配偶者関係において強制性交等の罪等が成立することの明確化」が示されたことの意義は大きい。夫婦間での性行為は常に許されるという間違った考えから脱却し、夫婦であっても相手の同意を確かめるということが常識となる社会を実現すべきである。とはいえ、長期間にわたる支配関係の中で、「応じないならば…」という報復や更なる状況の悪化を学習している被害者にとっては、結局「同意しない」という選択肢は最初からないも同然であり、性的 DV はその他の形態の DV と組み合わせながら確立された支配関係という文脈の中で理解する必要があるという点は強調しておかなければならない。性的 DV はもっとも潜在化しがちであるという点を考えるなら、性的 DV の相談が増加しているのは性暴力に対する近年の積極的な広報・啓発の成果かもしれない。性的 DV 相談の増加を好機と捉え、相談内容を丁寧に分析しながら、支配関係という文脈の中でその特徴を理論化し、今後の DV 施策に反映していくことが望まれる。

「モラハラ」分析の必要性

オンライン・チャット (SNS) 相談の定性分析をしていて気づくのは、相談者が「DV」という言葉より「モラハラ」という言葉で自分の被害の経験を語るようになってきている点である。実際に、これまで分析したものについて、相談者の側から「モラハラ」という言葉で

相談内容を伝えているものを参考までにカウントしたところ、令和4年度前期が30件、令和3年度後期が29件、令和3年度前期が31件、令和2年度後半が19件、令和2年度前半が17件であった。中には父親等、他の家族メンバーからの暴力を「モラハラ」という言葉で伝えているものもあり、それらを含めるとさらに件数は多くなる。

ほとんどの内容が「相談テーマの選択基準」(P.96)において示された精神的DVや社会的DV、経済的DVに該当するものであるが、相談者の中には「モラハラはこちらの相談窓口の対象ではありませんよね?」、「この程度のモラハラでもDV専門の相談機関に頼ってよいのでしょうか?」等と、DVとは区別して理解していたり、暴力の程度が軽いと思い込んでいる場合も見受けられる。印象として、身体的DV以外の態度や言動を説明するときに頻繁に用いられているようである。夫の態度や言動をいくつも挙げながら、自分のつらさや状況を理解してもらおうと努める相談者や、「他にも細かい話が色々ありますが…」等、どう伝えたらいいか悩む相談者も見受けられる。「モラハラのことで相談したい」と、自身の被害を「モラハラ」と断定する相談者もいる一方で、多くの相談者が「いわゆるモラハラなのでしょうか」、「友人に話したら『モラハラじゃない?』と言われた」、「ネットで検索したら『モラハラ』に該当した」等、自分の置かれたつらい状況を説明する言葉が見つからない中で、「なんとなく世間で『モラハラ』と言われているものに近い」という感触を得て相談につながるといった相談者も多く見受けられた。後者のように、「モラハラなのか確認したい」、「友人にモラハラと言われたのだが」といった確証が得られない中で相談につながっていることが読み取れるものを参考までにカウントしたところ、令和4年度前期は30件中12件(40.0%)、令和3年度後期は29件中16件(55.2%)、令和3年度前期は31件中9件(29.0%)であった。

DVとは、あらためて言うまでもなく、相手を自分の意のままにする、支配することを目的としてふるわれる暴力のことである。したがって、支配するという目的のためにうまく機能するような態度・言動が状況に応じて選ばれているのであり、被害者にとって従属という「効果」をもたらすという点においては、身体的暴力であれ精神的暴力であれ、あるいはその他の形態の暴力であれ被害者にとって大きな違いはないことが特徴である。支配と従属に焦点化することは、身体的暴力の程度で暴力の深刻度を測定する従来型の暴力概念からの大きな転換であった。相談者が「モラハラ」という言葉を使いながらどうにか伝えようとしている状況とは、気づいたら自分が相手にいつも合わせなければならない、そのような支配と従属の関係、そのつらさや苦しさであるように思われる。相談の中には「夫に従うようにさせられる」、「自分さえよければ私や子どもを傷つけてもいいと思っている」等の内容が聞かれる。これこそがDVそのものであると思われるのだが、相談者の中には、あるいは世間一般のイメージとして、DV=暴力と呼んでいいのかという戸惑いが依然として根強く存在しているのかもしれない。2月24日に閣議決定されたDV防止法改正案では、精神的DVも保護命令の対象に含まれるが、精神的DVも性的DVと同様、支配従属の関係の中でそれがもつ機能とその効果を分析していく必要があり、そのための理論の蓄積がさらに望まれ

るところである。

DV 相談プラス事業は全国から寄せられる相談について、量的な集計だけでなく、質的分析を組合せることで相談の傾向やその変化をより丁寧にみていくことができる点で、今後の関連する施策にとって重要な意義をもつと言えよう。DV のそれぞれの形態の理論的精緻化とともに、それが相談者にどう理解されているかを含めた分析を実施することで、広報・啓発事業や研修事業とも連動しながら DV 防止のための更なる施策を推し進めていくことが期待される。

付属資料——各種分析

付一1. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

DV 相談プラスへの相談状況と新型コロナウイルス感染症の影響との関係について、テキストマイニング等を行い、定量的に分析した。

1) 出現頻度分析

事業開始時（R2 年度前期）から半期ごとに、相談内容・投稿メッセージ内の名詞出現頻度を調査した。

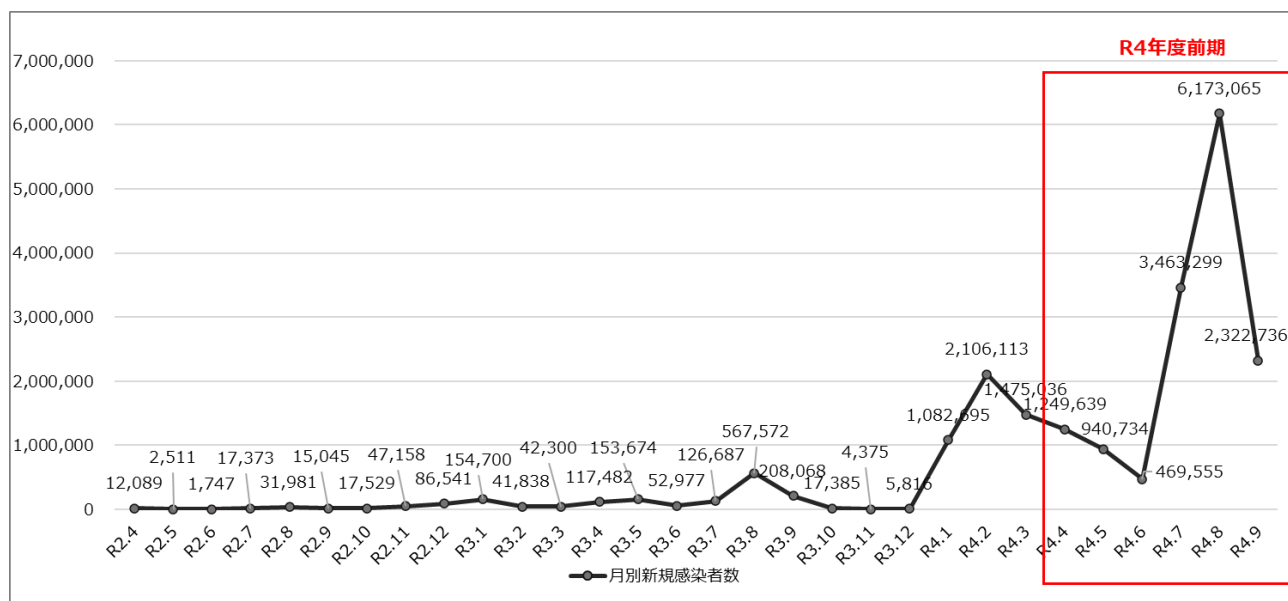
分析対象としては、電話相談における相談票データ（相談員が聞き取り内容を記載したもの）及びオンライン・チャット（SNS）相談における投稿メッセージ（相談者により記載されたメッセージそのもの）が挙げられるが、ここでは、相談者からの一次情報である後者を対象とした。

形態素解析エンジンの MeCab を用いて、投稿メッセージの分かち書き、品詞判定といった形態素解析を行った。分析対象品詞として、一般名詞、固有名詞、サ変接続名詞を抽出し、頻出単語をカウントした。なお、頻回者からの重複する相談内容も含めている。

(1) 新型コロナウイルス感染症感染者数の状況

事業開始時（R2 年度前期）から令和 4 年 9 月までの新規感染者数の推移をまとめた。R4 年度前期は、令和 4 年 7～8 月に爆発的に感染者数が増えた時期（第 7 波）に該当する。

図表 付-1 月別新規感染者数の推移



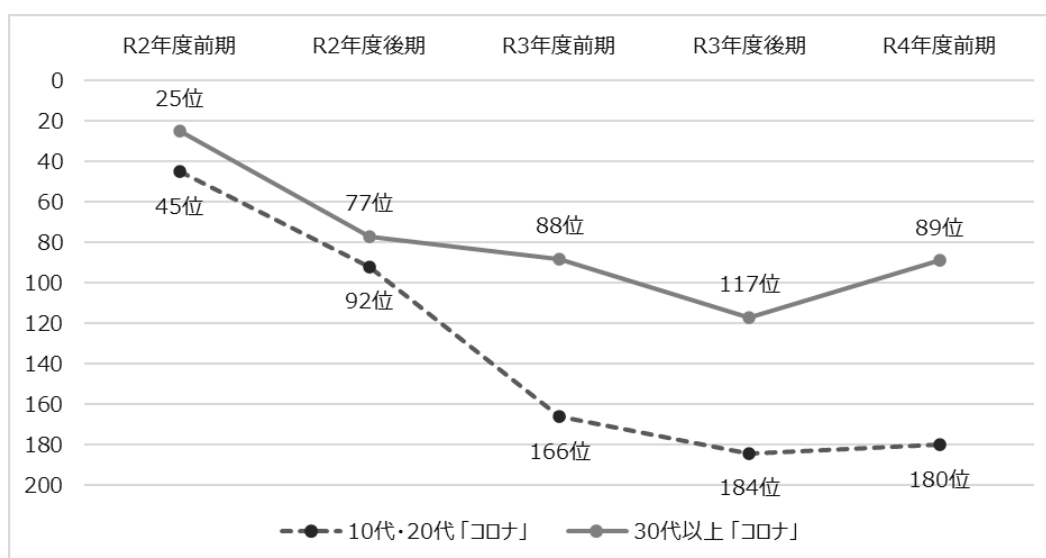
資料：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症オープンデータ」より作成

(2) オンライン・チャット(SNS)相談におけるキーワード「コロナ」の出現頻度

10代・20代、30代以上ともに、R2年度前期からキーワード「コロナ」の出現回数順位は下がってきていた。R4年度前期は、コロナ感染第7波の影響もあったことが想定され、相談者からの投稿内に含まれる「コロナ」の出現頻度は、30代以上を中心にやや増加している。一方、新規感染者数の爆発的な増加と比較すると、出現頻度の増加率は限定的であり、「コロナ」が日常化してきている状況がうかがえる。

- 10代・20代：R2 前期出現回数順位 45 位（出現回数 148 回）⇒R2 後期 92 位（100 回）
⇒R3 前期 166 位（64 回）⇒R3 後期 184 位（63 回）
⇒R4 前期 180 位（57 回）
- 30代以上：R2 前期出現回数順位 25 位（出現回数 854 回）⇒R2 後期 77 位（355 回）
⇒R3 前期 88 位（366 回）⇒R3 後期 117 位（259 回）
⇒R4 前期 89 位（393 回）

図表 付-2 オンライン・チャット相談におけるキーワード「コロナ」出現順位の推移



2) コロナによる影響が読み取れる相談内容

前回の令和3年度後期の報告書では、コロナの影響として、下記等を挙げた。

- コロナによる仕事や勤務形態の変化により暴力が生じやすい機会が増えた
- コロナ感染・濃厚接触・療養により暴力が生じやすい状況になった
- コロナ関連のさまざまなDVの悩みが増えた
- 生活が厳しい

今回の調査においても上記内容の相談がみられた。また、「コロナ禍で相談窓口が利用しにくい」との意見もみられている。下記に代表的な相談内容を列記する。

図表 付-3 コロナによる影響が読み取れる代表的な投稿内容

分類	代表的なDV相談内容
コロナによる仕事や勤務形態の変化により暴力が生じやすい機会が増えた	<ul style="list-style-type: none"> ● コロナで仕事量も減り減給し、家にいる時間が長くなったことによるストレスと思いますが、怒りが込み上がってくると大きな音をだしたり、怒鳴ったり実家に帰れと連呼したり、ということがありました。 ● コロナで在宅ワークが増えてから私をたたくようになりました。 ● 夫の乱暴な行為が1人目が産まれてから始まり、コロナで在宅勤務となってからさらにひどくなっています。 ● 暴言は結婚当初から、暴力はコロナで在宅勤務が増えたあたりから、収入が少し減ったりし、徐々に喧嘩が増えた延長で度々発生しております。 ● 父はコロナを口実にDVを強めており、このままでは何を行うか分かりません。
コロナ感染・濃厚接触・療養により暴力が生じやすい状況になった	<p>(相談者がコロナに感染したケース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● トイレはベッドでしろと言われて、コロナ感染者なんだから外に出るなと言われてます。 ● コロナの陽性診断が出てから家の敷地内に入れてもらえず、自宅療養も、ホテルでの隔離療養も出来ずに困ってます。 ● 私と下の子(1歳)がコロナになり、自宅療養生活となり、旦那もイライラしていて、暴言や八つ当たりが激しいです。 ● 直接暴力を受けたことはないですが、この場合でもシェルターを使えますか？また、今コロナ陽性、自宅療養中で家に主人と三人で缶詰になっており、より辛いです。 <p>(加害者がコロナに感染したケース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● モラハラ夫から逃げたいのですが今、夫はコロナに感染しており私と子供は濃厚接触者となっています。 ● 彼がコロナ陽性になったのに仕事に行ってしまう、困った私が保健所に相談したことが気に入らなかったらしく、帰ってこないでと言われました。

<p>コロナ関連のさまざまなDVの悩みが増えた</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 今はコロナの影響で在宅になり、体調はいいですが、これまでの蓄積で、夫と向かい合うことが出来ません。 ● 子供も産まれて一ヶ月超経ちますがコロナを理由に短時間の2回しかまだ会わせてもらえません。 ● 一番に、何回もウソをついて、コロナが原因か分からないけど一向に仕事に行かない状態で会うのは、ちょっと嫌だから、きちんと仕事に行ってほしいと思っています。 ● 何で私がコロナで熱を出して辛いときにお酒を飲むのかと言ってから、無視が始まりました。
<p>生活が厳しい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 最近になってコロナの影響で私の働きだけでは生活出来ず、実家や他に借金している。 ● コロナの関係で旦那も収入が減り、私も子供がコロナになったり濃厚接触者になったりでここ数ヶ月全然仕事に行けていない。先月の給料がQRコード決済で全部なくなり、手元に現金が残らない状況で生活に困っています。
<p>コロナ禍で相談窓口が利用しにくい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性相談や市の生活安全課にも相談に行きましたが、コロナ禍で時間が取れない状況です。 ● 住んでいる市の相談窓口に連絡しましたが、コロナ陽性による自宅待機期間が終わったら直接話しましょう、と言う事でまだ具体的な相談はしていません。 ● 市役所には母と私の2人で電話をしました。コロナ禍で対面の相談はできませんでした。

【参考：DV相談プラス事業受託団体（現場）からの意見】

- リモートワークが一時期よりも減っている印象はあり、リモートワークが行われていた時期と比べると、緊急性のある相談はやや減っている。
- 一方で、20代に多い特徴として、コロナで失職し、同棲相手や交際相手が働かなくなり、家にいるケースが目立ってきた。
- 職を失う、就職活動をしてもうまくいかない等、直接的にはコロナの影響とは言えないまでも、遠因としてその影響を感じる時はある。

付一2. DV相談の構造分析 ～共起ネットワーク分析～

相談票において一番困っている相談テーマとして選択された5種のDVのうち、「精神的DV」、「身体的DV」、「経済的DV」について、具体的にどのような内容の相談が多く寄せられているかを分析するため、R4年度前期の相談記録データの相談内容に対し、共起ネットワーク図の作成を行った。

共起ネットワーク図とは、テキストデータ内において出現頻度の高い語のうち、出現パターンの類似した語（共起の程度が強い語）を線で結んだネットワーク図であり、強い共起関係ほど太い線で、出現回数の多い語ほど大きい円で表示したものである¹³。

共起ネットワーク分析にはテキストマイニングツールである「KH Coder」を使用し、KH Coderで使用する形態素解析エンジンには出現頻度分析同様、MeCabを用いて分析を行った。

相談記録データは、全ての相談手段の相談を含む。また、相談内容を相談員が要約して記入したものであり、相談者の実際の言葉、文章ではないことに留意が必要である。

1) 作図手順

相談記録データには頻回者による似た内容の相談（目的外相談も含む）も多数含まれているため、下記条件でデータを抽出し、共起ネットワーク図の作成を行った。作図手順を以下に示す。

- 以下の条件で相談記録データを抽出し、CSV化。
 - ①女性からの相談
 - ②スクリーニングが「本相談の対応のみで終了（相談対応のみ）」以外、且つ何かしら支援を行ったもの。
 - ③主訴が「身体的DV」または「精神的DV」または「経済的DV」

DV分類	抽出後対象相談件数
身体的DV	802件
精神的DV	2,389件
経済的DV	307件

- テキストのチェックと前処理を実行し、KH Coderの規定にそぐわない部分を変更。
- 語の取捨選択で、分析の妨げになる頻出語を分析の対象外として設定。

身体的DV	精神的DV	経済的DV
言う、思う、今、前、出る 行く、人、電話、相談	言う、思う、前、今、行く 人、月、相談、電話、話	言う、前、今、思う、最近 月、分かる、行く、聞く 持つ、現在、来る、以前 電話、相談

¹³ KH Coder 共起ネットワーク (http://kncoder.net/scr_r.html#netg)

- ・ 再度前処理を実行。
- ・ 共起ネットワーク図の作成。各 DV の分析条件は以下の通り。

身体的 DV	精神的 DV	経済的 DV
最大出現数：90	最大出現数：230	最大出現数：44
最小文章数：10	最小文章数：10	最小文章数：10
描画する共起関係の選択： 上位 100	描画する共起関係の選択： 上位 100	描画する共起関係の選択： 上位 100

その結果得られた共起ネットワーク図を次ページに示す。

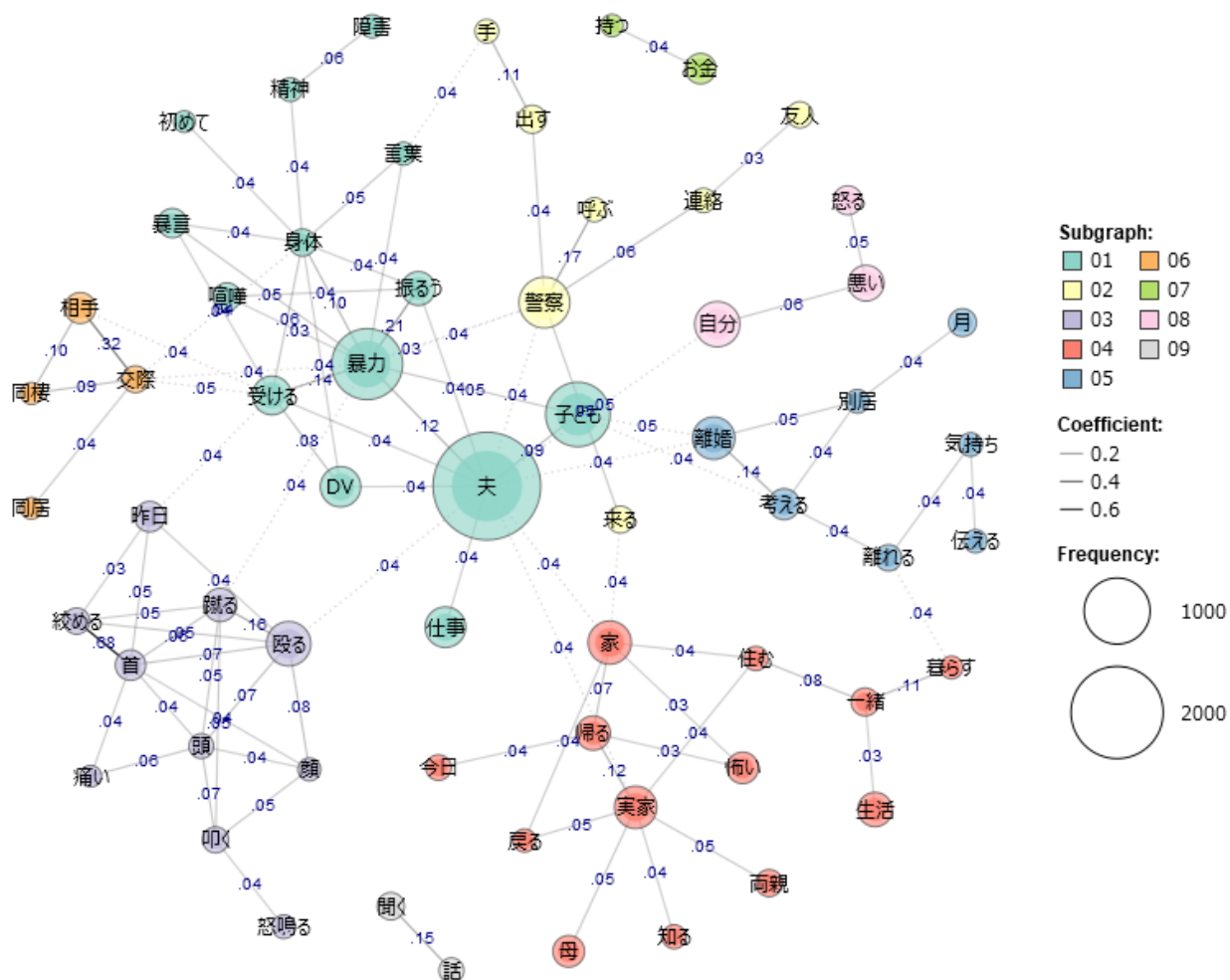
【参考：共起ネットワーク図の見方】

- 出現回数が多い語ほど円が大きい。
- 線と線で結ばれている語は関連性が強い。
- 円の位置や近さには意味がない。
- 互いに強く共起している語を自動的に検出してグループ分け（サブグラフ：Subgraph 検出）を行う（お互いに強く結びついている語のグループを見つける処理）。
- 異なるグループの語と共起している語は破線で結ばれる（共起はしているが別のサブグラフにある）。
- 同じサブグラフにあっても語同士で結びついていないものは、共起ネットワーク図描写用に選択した上位 60 の共起関係のなかに存在しなかったというだけで、共起していない・関係がないということではない。

2) 共起ネットワーク図

(1) 身体的DV相談の構造

図表 付-4 【身体的DV相談】共起ネットワーク図



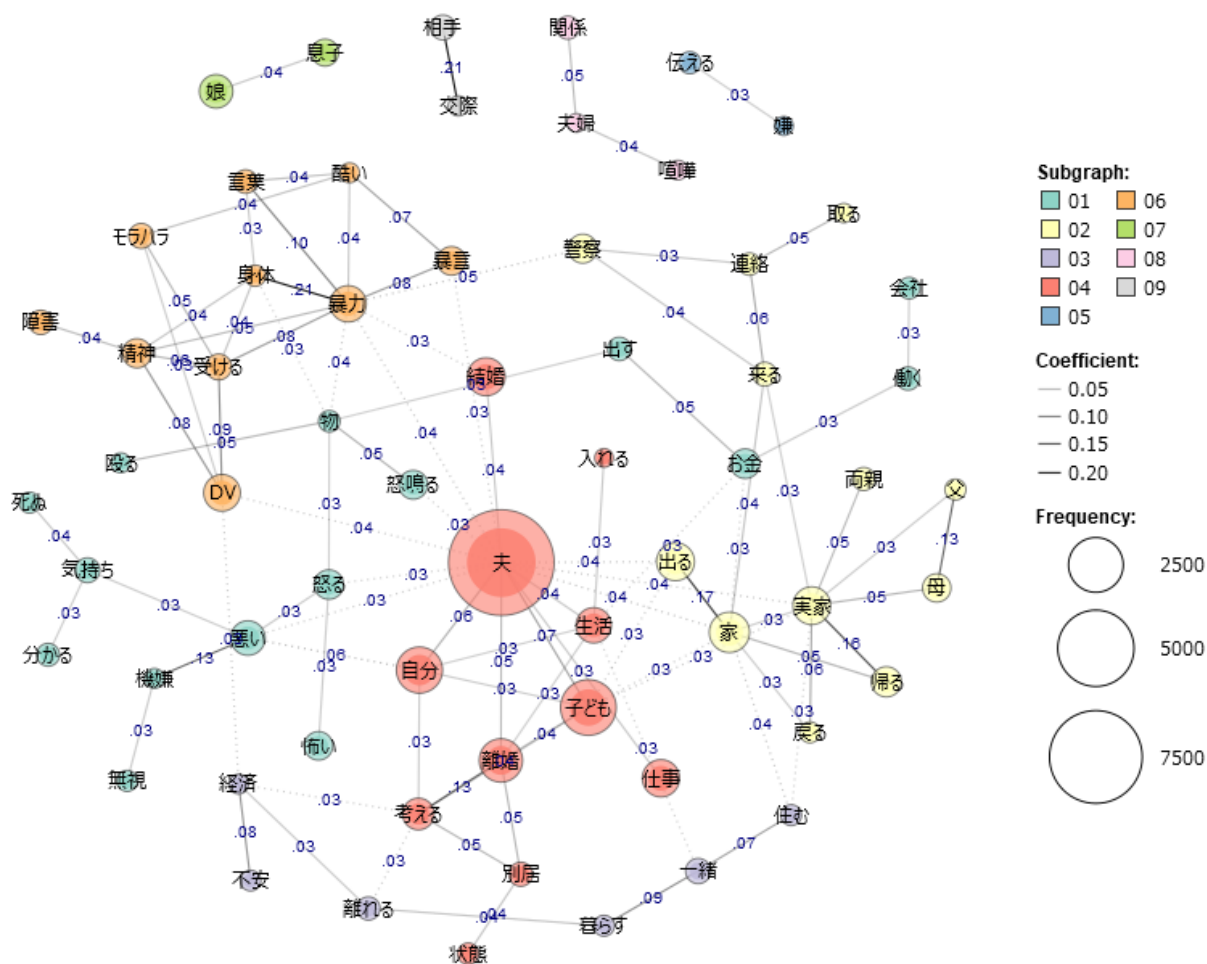
図表 付-5 【身体的 DV 相談】サブグラフ別投稿内容

Subgraph	名称	代表的な相談内容
01、06	身体的 DV の背景・内容・帰結 <u>第1グループ</u>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>子どもの前で暴力があり、子どもが止めてもやめなかった。</u> ● <u>子どもの前で夫婦喧嘩するのは心理的虐待だと言われたので、夫も考慮したのか子どものいない別の部屋や屋外で暴力を振るわれた。</u> ● <u>以前から知っていた浮気のこと</u>で口論になり、身長 180 センチの彼から暴力を振るわれ、私の「やめて」という声が近所に聞こえたようで通報を受けて警察が来た。 ● <u>夫はコロナで在宅ワークが増えてから私をたたくようになり、夫は自分を正当化して暴力はエスカレートするばかりだ。</u> ● <u>長女が同棲している交際相手から暴力を受けている。</u> ● <u>3 週間前の夜中に交際相手から首を絞める押し付けられる等の暴力を受け、病院でも頸椎ねん挫と皮下出血と診断された。</u>
02	警察への通報	<p>(警察・救急に通報できない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>子どもと離れたくない気持ちが強く、救急車を呼ぶことで警察騒ぎになり子どもと引き離されることが怖い。</u> ● <u>義両親からもし次警察に通報したら子どもはうちで引き取ると言われてしまっていてそのことも不安。</u> <p>(警察に通報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>これ以上来たら刺すと言ったが、夫が来て包丁を取り上げ殴られそうになったので、警察を呼んだ。</u> ● <u>月曜に家を出たが警察からは帰るよう言われ昨日一旦帰宅したところ夫に首を絞められ逃げ出した</u> ● <u>今までに数回警察にも入ってもらっているが、私がすぐに夫の元へ帰ることを指摘され、警察ではできることが無いと言われた。</u>
03	身体的 DV の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>これまでに、殴る、蹴る、髪を引っ張る、首を絞める、物で殴られる、物を投げつけられる、頭から水をかけられる、怒鳴られるなどがあり、数時間前にもこれらすべての暴力を受けた</u> ● <u>結婚 30 年、最近、髪を引っ張る、胸倉を掴む、顔以外の例えば太ももをグーで殴るなどの暴力がある。</u> ● <u>先日ビンで顔を殴られてまだ顔に傷が残っている。</u> ● <u>同棲している彼氏から殴る蹴る、髪を引っ張られる、突き飛ばされるなどの暴力を振るわれている</u> ● <u>髪の毛を引っ張りまわされ、床に叩きつけられ、グーで頭、顔、腕、お腹を殴られ、足で蹴られ、お化粧品を取ったら顔に青あざとたんこぶ、内出血のような赤い後ができていた。</u>

04	実家への避難、家を出る 第2グループ	<p>(実家への避難－避難できない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>実家は近いし知られているので避難先にはならない。</u> ● <u>家のライフラインや賃貸も私名義、夫は私を脅してくるので家を離れるのがとても怖い、<u>実家に被害が及ぶのではないかと思うと逃げられない。</u></u> <p>(実家への避難－実家に押しかけてくる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>夫の暴力で実家に避難中だが、<u>夫が待ち伏せしている様子。</u></u> ● <u>以前離婚しようと思いきや実家に戻ったが、<u>夫に場所を知られているのでしつこく迎えに来て私が戻るまで帰らないと言われたので仕方なく戻ったことがある。</u></u> <p>(家を出ることについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>殴る人と一緒に暮らすことがそろそろ限界になってきたが、子どもがまだ小さいので離婚はすぐには考えていない。</u> ● <u>2度警察へ相談したことがあるが、その時は被害届を出すか聞かれたが、その時は一緒に住んでいることもあり、逆上されると怖かったので出していない。</u>
05	離婚・別居に対する不安	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>子どもから父親を奪っていいのか、父親を犯罪者にしていいのかという気持ちがあり、離婚したい気持ちとできない気持ちの間で悩んでいる。</u> ● <u>生活費の心配や専業主婦であること、<u>子どもの学校のことを考えると離婚はまだ考えられない。</u></u> ● <u>夫は別居にも離婚にも応じないし、私自身も1歳半の息子を抱えて生活していく自信がない。</u> ● <u>暴力が頻繁ではない事と、子どもがパパの事を大好きだから、我慢した方がいいのか、離婚した方がいいのか、<u>基準が分らない。</u></u>
08	自己否定	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>子どもの転校問題や母子になった経済的不安を考えると、<u>自分さえ我慢すれば・・・と迷う。</u></u> ● <u>出来ない自分が悪いと思ってきた。</u> ● <u>自分がDVさせている、自分が悪いのかなと思う。</u> ● <u>怒らせないようにと思って結婚したから、それができない自分が悪い。</u> ● <u>子どもは私が蹴られて、怒られている姿を見て、「お母さんが悪い」と夫の味方をする。</u>

(2)精神的DV相談の構造

図表 付-6 【精神的DV相談】共起ネットワーク図



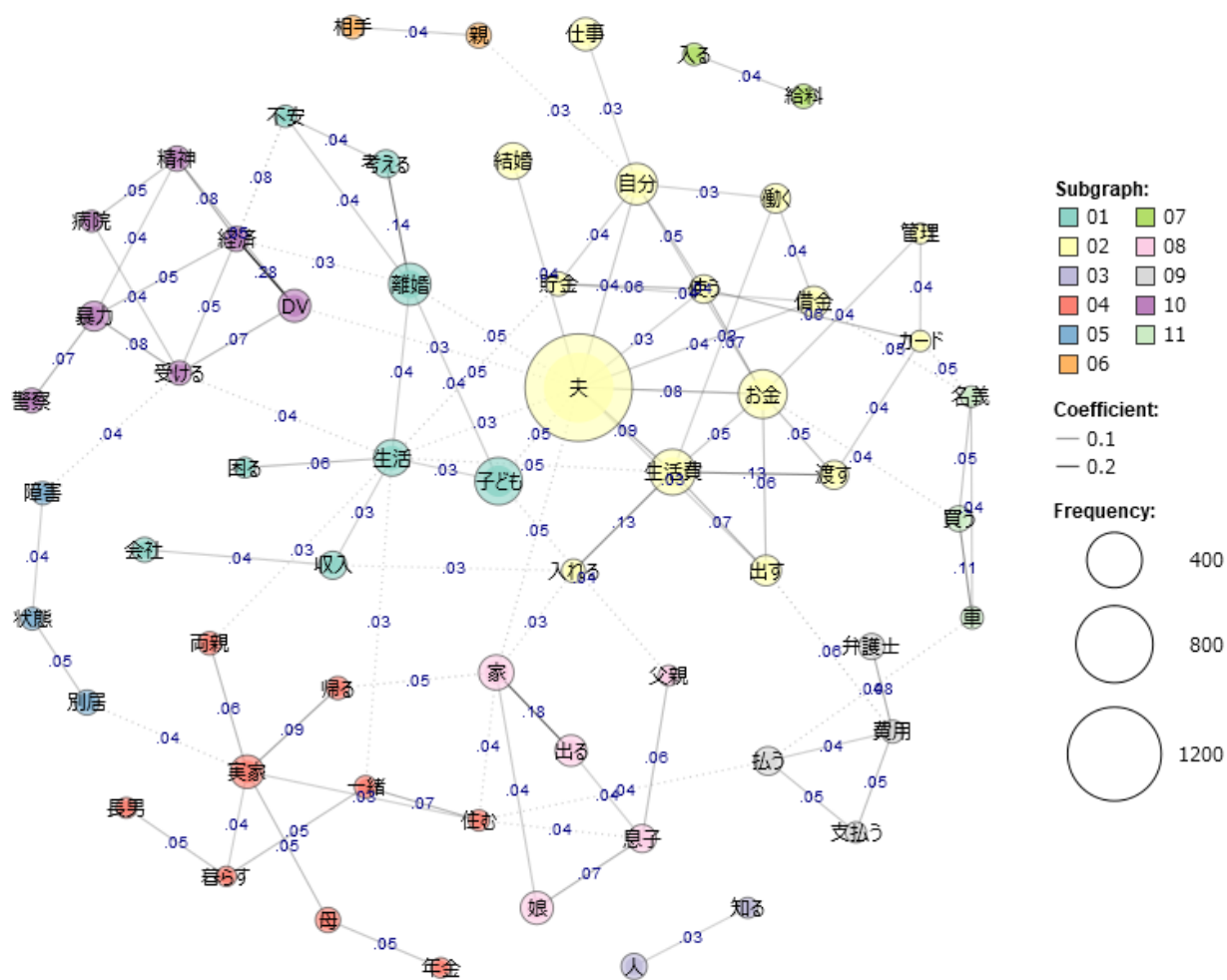
図表 付-7 【精神的 DV 相談】サブグラフ別投稿内容

Subgraph	名称	代表的な相談内容
01	精神的 DV の 具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ● パートナーは<u>機嫌が悪くなる</u>ともものに当たったり、犬に当たったりして大きな音をたてて怖い。 ● <u>急に機嫌が悪くなって、別れを切り出して、数日経ったらやっぱり私のことを好きでたまらない</u>と言うのを繰り返す。 ● <u>態度が悪いと機嫌が悪くなり殴られたり、怒鳴られたりする。</u> ● 機嫌が悪くなると暴言、机を叩く、物にあたる ● 私の体調が悪くて、<u>実家に頼ると夫の機嫌が悪くなる。</u> ● 冷静に話そうとしても、<u>暴言や私が悪いなど言われ続け</u>て怖くて頭が真っ白になった。 ● 先日も、買い物と一緒に買って買った物を袋に入れる際に、夫は入れ方が悪いとイライラし、<u>周りにいる人にお構いなしに大声で怒鳴られた。</u> ● 状況をわかってもらおうと話をするも、夫は部が悪いのをわかっているのか、無視を決め込んだり、触るなどと言って煽ったりして、こちらをいらただせる。 ● DV は直接的なものもあったが、それよりも機嫌が悪くなったりすると<u>生活費を出してもらえなくなったり、大声を出したり家の中がぐちゃぐちゃ</u>になったりした。
02	実家への避難 <u>第2グループ</u>	<p>(実家に避難)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 夫の精神的 DV を受け、<u>昨夜子どもと一緒に実家に逃げ込んだ</u> ● 先日暴力をふるわれ警察を呼んだら、<u>彼が怒って家から追い出され、今は実家に住んでいる。</u> <p>(実家への避難－避難できない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 以前は無視が始まったら実家に帰っていたが、今は<u>両親が他界しいくところがない。</u> ● 3年前に離婚を申し入れたが応じてもらえず、<u>子どもを連れて実家に帰ることも許してもらえなかったため、夫名義の自宅（ローン残30年）に年長になる娘と暮らしている</u> <p>(実家への避難－実家にいられなくなる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 前に実家に帰った時は、<u>夫はにこにこして実家に来た。</u> ● 夫と別れて次男と家を出た際、<u>一時期実家に戻っていたが、一日に何十回も親元に電話がかかってきて、実家にはいられなくなった。</u>

03	経済的不安等による離婚の躊躇	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>離婚を何度も考えたが経済的な面や子どものことを考えるとなかなか踏み切れなかった。</u> ● <u>離婚も考えるが、経済力があまりないので、子どもたちを夫に取られるのではないかと思う。</u> ● <u>パートナーから逃げたいが、ペアローンがあるので、別に住もうと思っても家賃が2倍かかるようになり経済的にも無理である。</u> ● <u>離婚は考えるも、経済的な事が不安で子どもが大きくなってから離婚しようと思っている。</u> ● <u>自分が別れたいのか、一緒に暮らしたいのか、わからない。</u> ● <u>一緒に暮らすことに限界を感じて離れて暮らすことを考えている。</u> ● <u>離れて暮らしたいが、夫がかawaiiそうと思うってしまい踏ん切りがつかないし、離れた後の夫が怖い。</u>
04	離婚・別居に対する不安 <u>第1グループ</u>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>夫と離婚したいと思うが、子どもがそれを望まない、納得しないので、子どもことを考えると離婚は出来ない。</u> ● <u>離婚をしたい気持ちもあったが、今は、離婚した後のことを考えると心配ばかりで、一步を踏み出す勇気がない。</u> ● <u>将来的には離婚を考えているが生活の事や子どもの親権のことが気になり踏み出せない。</u> ● <u>別居したいと伝えたが、別居なら離婚すると言われ、今の状況では離婚後は自立した生活が出来ないため離婚もあきらめた。</u> ● <u>別居や離婚の段取りを考えている。</u> ● <u>夫は結婚当初は優しかったが、子どもが生まれて以降、仕事家事育児で忙しくなり、余裕がないのか、怒鳴ることが増えた。</u> ● <u>従わないと怒鳴られるため怖くて反論できず、自分も子どももまるでペットのように生活をしている。</u>
06	複合的DV (身体的DV、社会的DV、虐待等)	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>暴力は振るわないが、怒ると物を蹴ったり投げたりしてとても怖い。</u> ● <u>以前から夫は、日常生活の中で「ああしろ、こうしろ」と細かい指示をし、その通りにならないと暴言を吐き、時には顔を平手打ちされるなどの暴力を受ける。</u> ● <u>子ども前でも暴言を吐いたり暴力を振るうので、子どもへの影響が心配。</u> ● <u>言葉の暴力として責めてきたり、SNSでのやり取りの監視や携帯やiPadのあらゆる所まで監視されたりしている。</u>

(3) 経済的DV相談の構造

図表 付-8 【経済的DV相談】共起ネットワーク図



図表 付-9 【経済的 DV 相談】サブグラフ別投稿内容

Subgraph	名称	代表的な相談内容
01	離婚への不安・躊躇 第2グループ	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済的な不安があり、<u>離婚して子どもと2人で暮らすことに不安がある。</u> ● <u>離婚を考えているが夫は年金が半分になるので離婚をしないと言っている。</u> ● <u>子どもの事も考え夫との離婚は考えていない。</u> ● <u>子どもたちも父親の心配をされており、子どものためにも離婚したくない気持ちと、このままではだめ、離婚しかないという気持ちの間で迷っている。</u>
02	経済的 DV の具体的内容 第1グループ	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>貯金もない中で夫からの生活費は全くもらえていない。</u> ● <u>私は今は派遣社員をして給与はほぼ生活費に入れているが、夫が以前と変わらず贅沢三昧で、お金お金と私を責める。</u> ● <u>夫が生活費を入れない上に、借金を強要し、金融会社で借金をした。</u> ● <u>私は夫がお金がないということで銀行から私名義で30万円借金をした。</u> ● <u>いくら夫に説明しても納得してくれず、そのお金は取り上げられ、私名義の通帳や印鑑などもすべて夫に取り上げられた。</u> ● <u>お金が足りないので、深夜のアルバイトをして1,2万稼いでいるが、夫に言うとう生活費から引かれるので言えない。</u>
04、08	実家への避難、別居	<p>(実家への避難、別居)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>実家は生活費を送ったり、モラハラがひどかったら帰ってきていいよといってくれる。</u> ● <u>少し実家に帰ろうかと思っていたが、父を心配させる。</u> ● <u>実家のある富山に帰りたいと親に言ったが、離婚してからにしろと言われてしまった。</u> ● <u>私一人なら家を出て人生やり直すが、大学と高校生の息子2人を養う自信はない。</u> ● <u>私一人で家を出て行けと言う。</u> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>心配で娘に電話すると、別の部屋に夫がいる様子で、「家に来られたら困る。</u> ● <u>一緒に暮らすようになってから、彼から身体的暴力や暴言を吐かれるようになり、浮気もされた。</u>
09	弁護士等の費用の支払い	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>弁護士や裁判所に相談しようにもその費用がない。</u> ● <u>子どもにかかる費用も自分が支払っているので大変。</u> ● <u>夫は不足分があれば貯金から払うから、というが、やりくりできないのはおかしいと言い、結局支払ってくれたことはない。</u>

10	複合的 DV	<ul style="list-style-type: none"> ● 夫の実家の借金返済の仕送りで<u>経済的に圧迫され精神的にもまいってしまい</u>、まる 2 日何も食べれていない。 ● 一度警察沙汰になった事もあり、児童相談所も介入して夫に<u>面前 DV と経済的 DV</u>について話してくれているが効果がない。 ● 長年、夫から<u>精神的な脅迫や経済的困窮</u>を強いられていて、離婚とかいう状況ではないが相談したい。 ● 今は夫は捕まらないようにと<u>暴力は振るわないが、経済的 DV</u>がある。 ● 配偶者とその親族から<u>経済的な虐待と暴力</u>を受けている。
----	--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3) 考察

- 3 種の DV 相談について作成した共起ネットワーク図を比較すると、それぞれの DV 相談についてのサブグラフ以外に、「離婚・別居に対する不安」、「実家への避難」といったサブグラフが共通して出現することが共通点として挙げられる。「子どものことや経済的不安から離婚できない」、「実家には帰れない」等のどこにも逃げ場がない状況で、DV 相談プラスに相談をしているといったことがうかがえる。
- 身体的 DV 相談の特徴として、「暴力の背景・内容・帰結」とともに「実家への避難、家を出る」ことについて相談がなされていることがわかる。「警察への通報」について相談が及ぶことや、暴力により支配され自分が悪いと考えてしまう「自己否定」に関するサブグラフが作成されることも特徴と言える。
- 精神的 DV 相談では、「離婚・別居に対する不安」が最大のサブグラフであることが特徴である。次いで「実家への避難」が多く、離れて暮らすか否かの相談が多いことがうかがえる。また、「複合的 DV」に関するサブグラフが形成されており、身体的 DV、児童虐待、社会的 DV 等の被害も併せて相談されている。
- 経済的 DV 相談では、「DV の具体的内容」が最大の相談内容となるとともに、経済面から「離婚への不安・躊躇」が語られていることがうかがえる。「弁護士等の費用の支払い」ができない、精神的 DV や虐待等との「複合的 DV」といったサブグラフが形成されていることも特徴と言える。